

平成 23 年

第 1 回定例輪之内町議会会議録

平成 23 年 3 月 7 日 開会
平成 23 年 3 月 17 日 閉会

輪之内町議会

第 1 回定例輪之内町議会会議録目次

3月7日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	4
町長提案説明、所信表明	4
選第1号	17
議第1号（提案説明・質疑・委員会付託）	18
議第2号（提案説明・質疑・委員会付託）	27
議第3号及び議第4号（提案説明・質疑・委員会付託）	31
議第5号及び議第6号（提案説明・質疑・委員会付託）	34
議第7号（提案説明・質疑・委員会付託）	38
議第8号から議第10号まで（提案説明・質疑・委員会付託）	47
議第11号及び議第12号（提案説明・質疑・委員会付託）	51
議第13号（提案説明・質疑・討論・採決）	55
議第14号及び議第15号（提案説明・質疑・討論・採決）	64
議第16号から議第18号まで（提案説明・質疑・討論・採決）	74
議第19号及び議第20号（提案説明・質疑・討論・採決）	77
散会	80

3月17日

議事日程	81
本日の会議に付した事件	81
出席議員	81
欠席議員	82
説明のため出席した者	82

職務のため出席した事務局職員	8 2
開議	8 3
諸般の報告	8 3
一般質問	8 3
9 番 森島正司議員	8 3
1 番 浅野常夫議員	9 4
議案上程	9 5
町長提案説明	9 5
議第 1 号から議第12号まで（委員長報告・質疑・討論・採決）	9 6
議第21号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 1 5
議第22号（提案説明・質疑・討論・採決）	1 2 0
閉会	1 2 3
会議録署名議員	1 2 4

平成23年3月7日開会 第1回定例輪之内町議会

第1号会議録 第1日目

平成23年3月7日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案上程
- 日程第5 町長提案説明、所信表明
- 日程第6 選第1号 輪之内町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について
- 日程第7 議第1号 平成22年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第8 議第2号 平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議第3号 平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議第4号 平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議第5号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第12 議第6号 平成22年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議第7号 平成23年度輪之内町一般会計予算
- 日程第14 議第8号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第15 議第9号 平成23年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議第10号 平成23年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計予算
- 日程第17 議第11号 平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算
- 日程第18 議第12号 平成23年度輪之内町水道事業会計予算
- 日程第19 議第13号 輪之内町男女共同参画推進条例の制定について
- 日程第20 議第14号 輪之内町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について
- 日程第21 議第15号 輪之内町の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議第16号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第23 議第17号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第24 議第18号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第25 議第19号 町道路線の廃止について

日程第26 議第20号 町道路線の認定について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第26までの各事件

○出席議員（8名）

1番	浅野常夫	3番	高橋愛子
4番	浅野利通	5番	田中政治
6番	北島登	7番	森島光明
8番	近藤勝美	9番	森島正司

○欠席議員（1名）

2番 小川春男

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	森島昭道
参事	中島修	調整監	尾崎敏美
調整監	中島桂一郎	会計管理者 兼税務課長	小川美代子
経営戦略課長 心得	荒川浩	住民課長	兒玉隆
福祉課長	加藤智治	建設課長	加納孝和
産業課長	岩津英雄	教育課長	森島秀彦

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田中実	議会事務局	西脇愛美
--------	-----	-------	------

(午前9時00分 開会)

○議長（浅野利通君）

欠席届が小川春男議員から出ております。

ただいまの出席議員は8名で、議員定足数に達していますので、平成23年第1回定例輪之内町議会第1日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（浅野利通君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第118条の規定により議長において、3番 高橋愛子君、6番 北島登君を指名します。

○議長（浅野利通君）

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

この定例会の会期は、本日から3月17日までの11日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

よって、この定例会の会期は本日から3月17日までの11日間と決定しました。

○議長（浅野利通君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定によって、監査委員から平成22年度11月分、12月分及び1月分に関する出納検査結果報告がありました。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の第27条の規定によって輪之内町教育委員会から、平成21年度輪之内町教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況報告がありました。

次に、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第35条第8項において準用する同条第6項の規定によって、輪之内町長から輪之内町国民保護計画の変更についての報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（浅野利通君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（浅野利通君）

日程第5、町長提案説明、所信表明。

本日の上程議案について、町長から提案説明並びに所信表明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

おはようございます。

3月に入り、ようやく寒さも遠のき、日ごとに暖かくなってまいりました。議員各位には、ますます御健勝のこととお喜びを申し上げます。平素は町の行政推進に格別な御尽力、御配慮を賜り、厚く御礼を申し上げます。

本日、ここに平成23年第1回輪之内町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位には、年度末の何かと御多用の中を第1回定例輪之内町議会に御出席を賜り、ありがとうございます。

今議会開会に当たり、平成23年度の所信と提案をいたしております議案の概略を御説明申し上げ、議員各位並びに町民の皆様の御理解と御協力を申し上げたいと思います。

それでは、提出議案の説明に先立ちまして、平成23年度の輪之内町町政の基本的運営について私の所信の一端を述べさせていただきます。

我が国の政治・経済は、昨年7月の参議院議員選挙の結果による衆参のねじれに伴う政治運営のあり方、世界規模での経済状況の悪化など、多くの懸案・課題に直面しており、その方向を示すまでには残念ながら至っておりません。また、本日の新聞報道によりますと、不祥事による前原外務大臣の辞任等、一層政局の混迷の度合いを示しておるようにも思われます。

そんな中で、国の財政構造の硬直化は歯どめがかからず、悪化の一途をたどっており、それにあわせ日本の国債の格付も、残念ながらネガティブとなっております。さらに、雇用情勢は改善を示さず、むしろますます悪化の度合いを強めており、新卒者の就職内定率も危機的な状況にあります。今後においても景気低迷、デフレの状況はおさまらず、深刻化の度合いを一層増すものと危惧をしております。

さて、国の平成23年度予算編成の基本的な考え方では、「成長と雇用」を最大のテーマとしており、景気回復とデフレ脱却への道筋を確かなものにするとともに、持続的な成長の基盤を築くとしています。しかしながら、今回の政府税制改正大綱と国の平成23年度政府予算案を見る限り、その実現の道はかなり厳しいものと言わざるを得ません。高齢者医療の費用増は放置したまま、3歳までの子供への子ども手当の増額をする。農

業の立て直しのめどが立たないまま、農家への戸別所得補償は拡充する。財政破綻が迫っている国とは思えない、ばらまきともやゆされかねない、方向感のない税財政政策が繰り広げられていると考えられます。41兆円の税収に対し92兆円の歳出で、穴を埋めるために44兆円の国債を発行すると。その中で平成22年度末の国の借金は997兆7,098億円で、国民1人当たり783万円にも上る額であります。公経済と私経済の分配のあり方について早急に見直さない限り、持続可能性のある財政運営が破綻の危機に瀕するおそれがあります。

一方、我が町を取り巻く状況も、国と同様、自主財源である町税も厳しい状況であります。そんな中での平成23年度の予算編成となりました。また、町長選挙の年であることから、施策的・投資的予算を控えた骨格型予算を形成しております。当然ながら、予算の効率化と財政の健全化の両立を目指したところであります。

町の財政運営では、このような状況を踏まえ、入るをはかつて出るを制する予算の原則を全うし、経費節減に努めつつ、住民のニーズにこたえる先行投資は積極的に、新しい発想や心配りに努め、町民の皆様から信頼を得る、そのような町財政運営を心がけてまいりましたし、今後もそれを目指してまいります。皆様方の御理解、御協力を切にお願い申し上げます。

さて、本日提出させていただきます議案の内訳は、補正予算6件、新年度予算6件、条例の制定及び改正6件、その他2件の、合計20件でございます。

最初に、平成23年度輪之内町一般会計予算及び特別会計予算の概略を申し上げます。

予算規模は、一般会計33億5,500万円で、対前年比5.7%のマイナス、特別会計15億6,300万円で2.9%のプラス、企業会計2億2,810万円で8.2%のプラス、総額51億4,610万円で、2.7%のマイナスとなりました。

それでは、議第7号 平成23年度輪之内町一般会計予算について、その概要を御説明申し上げます。

現下の社会経済状況は、長引く景気低迷や急激な円高の進行による企業の業績不振、これに連鎖する厳しい雇用情勢など、急激な変化の時代となっております。さらに、国政においては民主党政権によるマニフェストの実現や、事業仕分けによる諸制度の廃止、変更、一括交付金化の導入等、地方の行財政運営に多大な影響を及ぼしかねない検討と仕組みづくりが行われており、先行き不透明感が否めない状況となっております。

また、県では財政再建に取り組んでいる中であって平成21年度の決算数値に基づく実質公債費比率が18%を超えることとなり、起債許可団体となりました。県では財政再建に向けて、これまで以上にあらゆる角度から、財政構造、事務事業の見直しをすることが予想されます。

こうした厳しい経済状況下での平成23年度の予算編成となりましたが、将来にも持続可能な財政運営を考え、その予算編成は、歳入財源に見合った適正規模の歳出といたし

ました。

また、歳出については、平成23年5月に執行予定の町長選挙を控え、義務的・継続的経費を中心に編成をし、一部新規事業を盛り込んだ骨格型予算といたしました。その結果、平成23年度輪之内町一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ33億5,500万円となりました。

なお、私が町長に就任して、間もなく4年を経過することになりますが、今年度の骨格予算においても重点施策は、就任当初から掲げております、「防災対策を中心とした安全・安心なまちづくり」「地域福祉の一層の充実」「多様化する教育ニーズへの対応」「地域情報基盤の整備」の4項目を引き続き推進してまいります。

それでは、平成23年度の主要事業について、総合計画の基本計画の区分に従って御説明をいたします。

まず、基本計画のうち「緑あふれるまちづくり」の主要事業としては、県営ほ場整備事業900万円、農地・水保全管理事業2,752万3,000円、カワバタモロコ保全事業58万8,000円でございます。

国・県が掲げる農業施策は、農用地の利用集積、大型機械による作業の効率化、認定農業者等の担い手育成等の推進に加えて、近年では食料自給率の維持・向上を図るため、優良農地の保全と耕作放棄地の解消等の施策が推進されているところであります。

県営ほ場整備事業、農地・水保全管理事業は、農業及び食料施策として、現在、国・県と町が一体となって推進している事業であります。ほ場の大区画化を行う県営ほ場整備事業については、長年継続して行ってまいりましたが、前年度までに2地区が完了しております。本年度も引き続き事業展開していく2地区に係る負担金等を計上し、事業完了に向けて取り組んでまいります。

農地・水保全管理事業は、農家のみならず、地域の住民が一体となり、自分たちが暮らす農村環境をみずからの手で保全し、未来に良好な農村環境を残していく事業であります。従前は、農地・水・環境保全向上対策事業について平成19年度から平成23年度までの5カ年間の継続事業として実施してまいりました。本年度が最終年度であります。これと平行して新規の農地・水保全管理事業についても取り組んでまいります。

カワバタモロコの保全については、自然環境の保全活動の一つとして保護員を配置し、カワバタモロコの保護とあわせて地域の環境も保全してまいります。この取り組みをきっかけに地域住民の自然環境への保全意識が高まることを期待するとともに、人と自然に優しいまちづくりを実現してまいります。

次に、「豊かな生活環境を守るまちづくり」の主要事業は、太陽光発電補助事業122万5,000円、空き容器回収機設置事業184万7,000円、自主運行バス等運行事業3,346万7,000円、あんしん救急ボタン設置事業36万8,000円、洪水ハザードマップ作成事業94万5,000円、総合防災訓練実施事業116万5,000円でございます。

太陽光発電補助事業では、住宅用太陽光発電システムを設置した方、または太陽光発電システム付きの住宅を購入した方に対し、設置費用の一部を助成していくものであります。これにより、小さな町でもできる地球温暖化防止策の一つとして太陽光発電システムの設置を促し、皆様が積極的に自然エネルギーを活用することで化石燃料への依存が減ることを願っているものであります。

空き容器回収機による空き缶やペットボトルの回収については、これまでもリサイクルの拠点であるエコドームにおいて実施しており、紙に印字されたポイントの合計で図書カードに交換をしておりましたが、本年度、本機器を更新するに当たりこの仕組みを見直すこととし、電子カードを利用したエコポイント方式を導入してまいります。あわせてポイントの交換品についても、これまでの図書カードのほか、町内の商工業の活性化に資するようなものとの交換ができるように検討してまいりたいと考えております。

自主運行バス等運行事業は、民間路線バスの赤字により路線縮小を余儀なくされたことに伴い、地域住民に不可欠な交通手段を確保するため、その緊急対策として5路線について補助金による運行を行うものであります。なお、運行経費や事業方針については、利用状況や皆様からの御意見をちょうだいしながら、よりよい運行に努めてまいります。

あんしん救急バトン設置事業は、高齢者や障がい者の方が急病や災害時など救急で医療機関に搬送された際に、迅速・的確な治療が受けられるようにするため、「安心情報カード」とこれを入れる保管容器（カプセル）を該当世帯に配付していくものであります。平成23年度も女性防火クラブと民生委員、児童委員の方々との連携を通じ、協働の活動として配付をしてまいります。

洪水ハザードマップ作成事業では、過去何度も水害に見舞われ、水と闘ってきた当町にあって、近年、各地で発生するゲリラ豪雨に対し、急激な内水位の上昇に対応するため、現在の洪水ハザードマップの内容を見直し、住民の皆様に配付し、これにより、みずからが住む地域の危険レベルを認識することで防災意識の向上を図り、水害に強い安全・安心なまちづくりを推進してまいります。なお、情報取得の利便性を考慮し、町のホームページにも掲載をしてまいります。

総合防災訓練については、災害対策基本法に基づく輪之内町地域防災計画及び輪之内町水防計画に定める総合防災訓練を関係機関と各団体が参加、連携のもと実施をいたします。この訓練は、地震・水害等を想定した実践訓練とし、自衛隊等々の関係機関、自衛隊については調整中ではありますが、そういった関係機関や各団体との連携強化を図り、住民・自主防災隊の意識の向上と防災技術の習得を目的としております。

なお、あんしん救急バトン設置事業、洪水ハザードマップの作成事業、防災訓練実施事業は、重点施策の1番目、防災対策を中心とした安全・安心なまちづくりを推進する事業であります。

続いて、「福祉と健康のまちづくり」では、子ども手当扶助事業2億8,082万1,000円、

乳児家庭全戸訪問事業16万5,000円、児童虐待防止事業195万円、6ヵ月児保育実施事業247万8,000円、予防接種実施事業4,631万4,000円でございます。

子ども手当扶助事業は、次世代の社会を担う子供一人ひとりの成長を社会全体で育てる観点から、中学校修了までの子供を対象に1人当たり月額1万3,000円、ただし、3歳未満の子供については2万円を支給していくものであります。

乳児家庭全戸訪問事業では、生後4ヵ月までの乳児がいる御家庭を対象に、子育てについての孤立化を防止するために訪問活動を実施してまいります。訪問活動では、子育てに関する相談や情報提供を行うほか、適切なサービス利用への誘導などを行い、子供が健やかに育つ環境を整えてまいります。

児童虐待防止事業については、先ほど御説明いたしました乳児家庭全戸訪問事業と連携して行うもので、児童虐待の早期発見・早期防止に努めるものであります。活動のために岐阜県安心こども基金事業を活用して、公用車等を導入し、機動力を確保し、側面から訪問体制を強化してまいります。

6ヵ月児保育実施事業については、乳児保育の拠点の一つである仁木保育園の保育体制と環境を整備しつつ、低年齢児の入園を生後10ヵ月以上から6ヵ月以上に拡充いたします。この拡充により、出産後の早期就労を支援するとともに、通所する園児の心身の健全な発育を願っているところでございます。

予防接種事業は、住民の健康維持のほか、伝染病の撲滅、感染予防、蔓延防止等の公衆衛生の向上と、ひいては医療費の抑制を期待し、法定接種のほかに任意接種を実施し、費用の助成を行います。なお、任意接種の項目については、小児用肺炎球菌、ヒブ、子宮頸がんを含めて7項目について実施をしております。

なお、この分野で御説明いたしました子ども手当扶助事業から予防接種実施事業は、安心して子供を産み育てることが出来る環境づくりを行うもので、重点施策の2番目の地域福祉の一層の充実を推進する事業であります。

次に、「活力ある産業のまちづくり」の主要事業は、町特産品開発実施事業847万2,000円、輪之内町特産けんがい菊再生事業130万4,000円、ハツシモ販路拡大事業43万3,000円、小規模農家組織化支援事業482万9,000円、あじさいまつり助成事業71万円、輪之内町観光戦略プロジェクト第2期事業100万円でございます。

町特産品開発実施事業では、平成20年度からまちおこしと地域の活性化の一つとして地産の農産物等を活用した特産品の創作・開発に取り組み、平成22年度には「輪之内スイーツ（ジェラート）」について大垣市の業者と業務提携をし、商品化が実現をしたところであります。本年度も引き続きPRを行いながら、販売戦略を積極的に展開してまいります。あわせて、第2弾の特産品開発にも取り組んでまいりたいと考えております。

輪之内町特産けんがい菊再生事業とハツシモ販路拡大事業では、生産量日本一を誇る町特産品のけんがい菊、日本一というのは6号鉢でありますけれども、そういった生産

量日本一を誇るけんがい菊と、当町の主要農産物でもありますハツシモについて、PR・出店販売等の必要な手段を講じて、知名度の向上、販路拡大、全国展開を行い、もうかる農業を実現していこうとするものであります。

ここで、町特産品のスイーツ、けんがい菊、ハツシモについては、これらの販売を通じて輪之内町の知名度の向上を図ると同時に、「輪農地産ブランド」としてのクオリティとステータスを確立していきたいと、そんなふうに思っております。

なお、ハツシモにつきましては、本町への定住促進対策の一つとして、本年度も継続事業として、新規転入した世帯に、ハツシモペットボトルの配付も行っております。

小規模農家組織化支援事業につきましては、小規模農家による新規集落営農組織の設立を支援することを目的に、農機具導入経費の一部を助成してまいります。この補助制度により集落に農業組織が設立され、農業が将来にわたって安定的に経営されることを願うところでございます。

あじさいまつり助成事業では、住民主導型のイベントで、本戸地区住民が主催するイベント経費の一部を助成していくもので、補助によりイベントの円滑な運営とその定着化が図られ、同時に、地域住民のコミュニティの形成と地域の活性化につながるものと考えております。なお、本年度も、ぎふ清流国体へ向けたPR活動の一つとして田んぼアートを計画されております。また、町としては、このあじさいまつりにあわせて、西美濃北伊勢観光サミットの年間イベントの一つとして、養老鉄道・烏江駅からの体験ハイキングを実施する計画をしております。

輪之内町観光戦略プロジェクトは、観光資源が乏しいと思われがちな当町にあつて、これから町が実施するべき観光戦略の一つとして、世の多くの人々が求めている安らぎ、昔の風景や、身の回りに存在しているが存在意識が希薄になっている数多くの文化遺産などの観光資源を整理し、町内外に発信していくものであります。これにより、住民には、みずからが住むこの輪之内町が歴史あるすばらしいふるさとであることを認識し、郷土に対する誇りを持つことができると考えております。あわせて、ぎふ清流国体を来年度に控え、輪中地帯の知恵や遺産を外部に向けて発信をしております。

次に、「生涯学習のまちづくり」では、国民体育大会振興事業120万1,000円、日中交流フェスティバル実施事業93万1,000円、特色ある学校教育推進事業140万円、未来塾事業20万円が主要事業であります。

国民体育大会振興事業では、平成24年度に第67回国民体育大会、(通称)ぎふ清流国体と呼ばれる大会でございますが、これが開催されるに当たり、当町は軟式野球競技の会場となることから、前年度開催地の視察、大会運営に係るプランの策定、1年前記念イベントなど諸準備を行い、万全の体制で本大会を成功させたいと考えております。この国体をきっかけに、スポーツを通じて町民一人ひとりがゆとりと豊かさを実感できる真の生涯スポーツ社会を実現し、元気で活力あるまちづくりを推進してまいります。

日中交流フェスティバル実施事業は、中国江西省と岐阜県内の市町等との交流を図るための事業で、当町も積極的に参加をしております。事業に参加することで、新しい創造と出会いにより、幅広い人間形成と国際的な文化の理解を期待しております。

特色ある学校教育推進事業は、一人ひとりの個性を生かして生きる力を育む教育を可能とし、地域の実態等を十分に踏まえ、創意工夫を生かした特色ある教育活動を展開していくもので、各学校でテーマを掲げ、事業を展開しております。仁木小学校ではアイガモを使った無農薬有機栽培の米づくり、福束小学校では図書館を活用した言語力の育成、大藪小学校ではふるさと学習、輪之内中学校では、音楽活動を通じた学級・学年・学校づくりに取り組んでいるところであります。

未来塾事業は、町民憲章に掲げる「教養を身につけ、文化あふれる町づくり」を具体化する取り組みの一つとして実施するものであります。具体的には、ふるさと輪之内塾の開講、子供議会の開催などを行い、地域の生涯学習を推進するものであります。

なお、国民体育大会振興事業、日中交流フェスティバル実施事業、特色ある学校教育推進事業、未来塾事業は、重点施策の3番目、多様化する教育ニーズへの対応を推進する事業であります。

最後に、「参加と協働のまちづくり」では、地域公共インターネット整備事業1億4,008万4,000円、男女共同参画推進事業15万円、第5次総合計画策定事業192万2,000円、住民基本台帳システム、外国人対応改修事業504万円が主要事業であります。

地域公共インターネット整備事業では、平成22年度から光ケーブルを利用した高速通信サービスを住民及び企業等に提供できる環境を民設民営方式により整備を行っております。その結果、平成23年1月からそれぞれ各戸への宅引き工事が始まり、4月1日からはサービスを正式に始めます。同時に、輪之内チャンネル、これは現在のところ文字放送と考えておりますが、これも開局できる運びとなっております。本年度もこれらの整備費用について応分の負担を行い、積極的に加入促進を行うなど、事業の安定運営に努めてまいりたいと考えております。なお、本事業は、重点施策の4番目、地域情報基盤の整備を推進する事業であります。

当町における男女共同参画の取り組みについては、その参画を推進するため、時代に即した町が行うべき施策の方向と内容を明らかにし、平成22年度から第2次プランや条例（案）の策定を行ってまいりました。条例につきましても、制定に向け本議会に提案をいたしておるところでございます。本年度は、よりよい男女共同参画社会の実現に向けセミナー等を開催し、広く住民に周知・啓発してまいります。

平成24年度から10年間のまちづくりのビジョンとなる輪之内町第5次総合計画の策定については、平成21年度に策定した「まちづくり基本条例」に掲げるまちづくり基本理念や基本施策を踏まえ、平成22年度からその策定に取り組んでまいりました。本年度は、審議会の開催やパブリックコメント募集等の手続を経た後に総合計画を完成させ、平成

24年度からは本計画をもとに輪之内町のまちづくりを推進してまいります。

住民基本台帳システム外国人対応改修事業は、住民基本台帳法の一部を改正する法律が平成21年7月15日に公布されたことに伴い、外国人住民についても日本人と同様に住民基本台帳法の適用対象となったことから、当該システム及び関連システムを改修するものであります。これにより、届け出が負担軽減されるほか、複数国籍の世帯においては世帯全員が記載された住民票の写し等が発行されることとなり、関係者の利便性が向上するものと考えております。

続いて、歳入の主なものについて御説明を申し上げます。

歳入では、町税の個人町民税とたばこ税については1,487万円の減収を、そして法人町民税と固定資産税は3,785万1,000円の増収を見込み、町税全体では2,300万円強の増額となりました。

普通交付税については、国の政策動向が不安定なこともあり、前年度同額を計上いたしております。

国庫及び県支出金については、子ども手当の拡充、緊急雇用創出事業の実施、子宮頸がん等ワクチン接種の無料化等の財源により9,187万5,000円の増額となりました。

その他交付金等を勘案した結果、財源不足となる8,600万8,000円は、基金を繰り入れることで対応してまいります。

町債の発行については、本年度は普通交付税の振りかえ措置の臨時財政対策債のみでございしますが、国の方針もあり、臨時財政対策債は、8,400万円の減額ということにしております。

臨時財政対策債は、その性質上、地方財政法第5条の適用除外ではありますが、町債全体としては、適債性を吟味し、財政諸指標の動向を見きわめた適切な管理と将来の財政計画のもと発行していこうと考えるところでございます。

以上で、平成23年度の一般会計予算の概要説明を終わりますが、本年度の財政状況も昨年度と同様に基金繰入金と町債に依存し、歳入所要額を確保している状況にあります。今後も住民生活への影響を考慮しながら、選択と集中により各種施策の優先順位の検討を慎重に行いながら、適正な執行をしまいる所存でございます。

続きまして、特別会計予算について御説明を申し上げます。

議第8号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算について御説明をいたします。

国民健康保険制度は、被用者保険の加入者等を除くすべての方を被保険者とする公的医療保険制度であり、国民皆保険の最後のとりでと言われております。しかしながら、その財政運営は、長引く景気の悪化による低所得者の増加や、疾病リスクの高い65歳以上の前期高齢者の加入割合が高いことに伴って、医療費も増加傾向にあります。そのような構造的な問題を抱え、依然として厳しい運営を余儀なくされております。

平成23年度予算総額は8億5,900万円で、前年度と比較し4,200万円、率にして5.1%のプラスとなりました。

増加の主な要因は、療養給付費や高額療養費などのいわゆる医療費の増加と、国保連合会に対して支払う高額療養費共同事業、保険財政安定化事業拠出金の増によるものでございます。

議第9号 平成23年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算について御説明をいたします。

後期高齢者医療制度は、岐阜県後期高齢者医療広域連合が運営をしておるところでございますが、市町村の役割となっている保険料徴収及び受託事業である、ぎふ・すこやか健診に係る経費を中心として編成をいたしております。

平成23年度予算総額は6,600万円で、前年度と比較して600万円、8.3%のマイナスとなっております。

減額の主な要因は、平成22、23年度に適用される保険料率が据え置かれたことによる後期高齢者医療保険料の減によるものでございます。なお、後期高齢者医療制度の廃止時期は、厚生労働省が目指す2013年3月の廃止、新制度移行というのが検討されておりますが、現状を見ますと、かなり先送りされるのではないかと、そんなふうと考えられます。

議第10号 平成23年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計予算について御説明をいたします。

平成21年4月から輪之内町児童デイサービスセンターを開設したことにより、心身の発達に支援が必要な就学前の児童に対する早期療育が実現し、児童の持てる力を伸ばす効果があらわれているところでございます。

開設3年目となる平成23年度予算の総額は、1,600万円となりました。

今後も、母子保健から就学までの切れ目のない支援に努めてまいります。

議第11号 平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算について御説明を申し上げます。

生活環境の改善に必要な下水道事業は、平成9年から長期計画をもとに実施いたしております。引き続き、下水道管渠整備を進め、将来に向け、水域環境の保全と快適な暮らしを支えるべく取り組んでまいります。また、加入促進も行っております。

この予算総額は6億2,200万円で、前年度対比1.6%のプラスとなりました。

議第12号 平成23年度輪之内町水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

水は大切な資源で、今や国民生活や社会経済活動に欠くことのできないものであり、安全でおいしい水を安定的に供給できるよう整備推進に努めてまいります。平成23年度につきましても、前年度に引き続き、水道事業及び下水道事業に伴う石綿管の布設がえ工事等、計画的に実施をしております。

予算は、収益的収支及び資本的収支と合わせて2億2,810万円で、前年度対比8.2%のプラスとなっております。これからも安心して飲める低廉な水の安定供給に努めてまいります。

以上、私の所信の一端を申し上げるとともに、平成23年度輪之内町一般会計及び特別会計予算概要の説明を終わらせていただきます。

続きまして、補正予算関係を御説明申し上げます。

議第1号 平成22年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,830万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出35億2,537万9,000円と定めるものであります。

歳出の補正につきましては、平成22年度の事業がほぼ完了に近づいてまいりましたので、各課それぞれ予算の執行状況等の精査を行い、不用額を計上するものが主のものでございます。また、増額をお願いする主なものは、国の平成22年度補正予算において創設された地域活性化・きめ細かな交付金2,069万4,000円、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金1,702万円を活用する事業を計上しております。

最初に、地域活性化・きめ細かな交付金を活用する事業について御説明を申し上げます。

この事業は、「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策～新成長戦略実現に向けたステップ2～」の趣旨に沿って行われるもので、事業対象区分としては「雇用・人材育成」「新成長戦略の推進・加速」「子育て、医療・介護・福祉等」「地域活性化、社会資本整備、中小企業対策等」、または「規制・制度改革」に区分され、かつ閣議決定された平成22年10月8日以降に地方公共団体の予算に計上されたものを対象とするものとなっております。当町といたしましては、商工費、観光推進費のうち、観光推進費の印刷製本費25万円は、観光パンフレットを増刷し、土木費、道路橋りょう費のうち、道路維持費の道路舗装工事費1,050万円は、北部農免道路の舗装、補修工事を、道路新設改良費の工事請負費700万円は、旧県道の拡幅工事に活用してまいります。

続きまして、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金を活用する事業について御説明を申し上げます。

この事業も「円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策～新成長戦略実現に向けたステップ2～」の趣旨に沿って行われるもので、これまで住民生活にとって光が十分に当てられてこなかった分野、地方消費者行政、DV対策・自殺予防等の弱者対策・自立支援、知の地域づくり等ではありますが、これらの事業が事業対象となっており、当町といたしましては、総務費のうち、総務管理費の基金費963万5,000円のうち光をそそぐ交付金積立金900万円は、交付金を活用して基金を造成するもので、これを原資として消費者行政と図書館司書等について臨時職員を雇用してまいります。

教育総務費の事務局費のうち、備品購入費305万円は、小学校用のデジタル教科書を

導入、プラネットプラザ管理費の工事請負費60万円は、図書館のトイレ3カ所にベビーシート及びベビーキープを設置し、小学校費、小学校管理費の工事請負費480万円は、3小学校の図書室に空調機器を設置するものであります。

これらのほか、予算の増額をお願いする主なものについて御説明を申し上げます。

総務費、総務管理費の基金費の963万5,000円のうち、財政調整基金積立金の50万円は、将来の財源需要等に備えるほか、ふるさと応援基金13万5,000円は、同基金条例の自然環境の維持保全に関する事業を目的として3件の御寄附をいただいておりますので、これを積み立てるものであります。寄附者の意向を尊重し、後年度、環境保全事業に活用させていただきます。

民生費、社会福祉費のうち、障がい者福祉費の障害者自立支援給付費の300万円は、障害福祉サービスに係る利用者負担が平成22年4月から町民税非課税世帯の方を対象に無料化され、町の負担がふえたことによるものであります。これについては、国・県において財源充当を行っております。

福祉医療費の母子家庭等医療費扶助費25万円と父子家庭医療費扶助費35万円は、対象者の増加と医療費の動向の見込みに伴う増額であります。

国民健康保険費の保険基盤安定繰出金の449万9,000円は、国民健康保険税の軽減額が確定したことによるもので、国民健康保険事業特別会計の財政の安定を図ると同時に、納税者の負担を軽減するものであります。

高齢者福祉費のうち、高齢者福祉総務費の保険基盤安定繰出金の100万2,000円についても、後期高齢者医療保険料の軽減額が確定したことによるものです。

介護保険費の安八郡広域連合負担金の733万4,000円は、介護保険給付費等の増加によるものであります。

衛生費、保健衛生費のうち、環境衛生費の太陽サンサン補助金62万6,000円は、申請者の増加見込みによるものであります。

農林水産業費、農業費のうち、耕種農業費の小麦作付推進補助金2万8,000円、大豆作振興補助金159万3,000円、転作団地化育成事業補助金38万3,000円は、22年度の各作付面積が確定したことから、補助金額を精査し、不足分を増額するものであります。

農地総務費のふるさと農村活性化対策事業委託料の1万5,000円は、同基金の利子増に伴う事業量の増加に係るものであります。

土木費、都市計画費のうち、公共下水道費の特定環境保全公共下水道事業特別会計繰出金2,500万円は、次年度以降の建設経費等に備えて下水道事業基金に積み立てるため繰り出すものであります。これにより下水道事業特別会計の安定化を図ります。

続いて、歳入の補正についてであります。先ほど御説明申し上げました地域活性化・きめ細かな交付金、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金のほか、補助金・交付金等の算出の基礎となる歳出事業費の確定等により補正するものが主なものでありま

す。

増額補正をする主なものは、地方特例交付金635万5,000円のほか、普通交付税2,259万8,000円と繰越金3,433万1,000円であります。

また、減額するものは、繰入金の財政調整基金繰入金1億1,422万9,000円と土地基盤整備基金繰入金4,900万円、町債の臨時財政対策債1,370万円と地方道路等整備事業債580万円であります。

なお、地方債の補正については、第3表のとおりいずれも減額をするもので、事業費の確定によるものでございます。また地方債を発行する際は、この規定に従い、適切に行ってまいります。

前後いたしますが、第2表の繰越明許費の補正は、予算の定めるところにより翌年度に限り繰り越して予算執行することができるようにするものであります。本補正により翌年度に繰り越して使用しようとする経費は、地域活性化・きめ細かな交付金、地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金を活用して実施する事業の一部で、総額3,130万円の3事業でございます。

以上で、平成22年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）の説明を終わります。

次に、議第2号 平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について御説明をいたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ356万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億1,340万1,000円と定めるものであります。

歳出につきましては、年度末を迎え決算見込み額を算出し、不用額を減額するほか、賦課徴収費の委託料の増額と国庫支出金及び県支出金の精算による返還金の計上を主な内容としております。

また、歳入につきましては、療養給付費等国庫負担金を変更申請額に合わせて1,292万7,000円減額するほか、国・県負担金、療養給付費等交付金、共同事業交付金、一般会計繰入金等を収入見込み額に合わせて増・減額し、これまで留保してまいりました繰越金を1,182万3,000円増額することを主な内容としております。

議第3号 平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ821万6,000円を減額し、歳入歳出それぞれ6,378万4,000円とするものであります。

主なものは、平成22・23年度に適用される保険料率が据え置かれたことによる歳入の後期高齢者医療保険料及び歳出の後期高齢者医療広域連合納付金をそれぞれ減額するほか、受託事業であるぎふ・すこやか健診の受診者が確定したことによる歳入の保健事業費委託金及び歳出の健診費用委託料をそれぞれ減額するものであります。

議第4号 平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万円を追加し、歳入

歳出それぞれ1,735万円とするものであります。

歳出につきましては、人件費等の不用額を減額するほか、一般会計に対する児童サービスセンター管理運営費負担金を増額するものであります。

また、歳入につきましては、平成21年度からの繰越金及び雑入を増額するものであります。

議第5号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,040万円を減額し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億197万3,000円とするものであります。

歳出においては事業内容の精査により減額し、整備基金への積み立てにより増額をするものであります。

歳入においては下水道費補助金、下水道事業債を減額し、受益者負担金、県支出金、下水道使用料、繰越金等を増額するものであります。

議第6号 平成22年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）につきましては、収益的支出につきましては、消費税56万1,000円の増額をし、資本的支出は、配水管工事費2,505万円を減額するものであります。

以上で、平成22年度輪之内町一般会計補正予算及び特別会計補正予算の説明を終わります。

次に条例関係、その他について御説明を申し上げます。

議第13号 輪之内町男女共同参画推進条例の制定につきましては、昨年7月20日に第1回の輪之内町男女共同参画推進条例及びプラン策定委員会を開催、委員には、公募、関係団体代表委員を、アドバイザーに岡崎女子短期大学特任教授、古川先生を迎え、総勢9名で委員会をスタートさせ、8回の会議を重ね、条例（案）、第2次男女共同参画プラン（案）についての御報告を去る2月3日にいただきました。本日ここに、輪之内町男女共同参画推進条例の制定を御提案申し上げるものでございます。男女がともに尊重し合い、責任を分かち合いながら自分らしい生き方を選択することができる社会の実現のため、あらゆる分野で輪之内町の男女共同参画を推進するために条例を制定しようとするものであります。

議第14号 輪之内町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定につきましては、専門的な知識を必要とする業務、一定の期間内に業務の増加が見込まれるものに従事させるため、一定の期間に限って採用できる体制を整えるために制定をしようとするものであります。

議第15号 輪之内町の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、輪之内町の職員を財団法人岐阜県市町村振興協会へ派遣する予定がございましたので、それに伴い改正をしようとするものであります。

議第16号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部

を改正する条例と議第17号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議第18号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の3議案につきましては、期末勤勉手当を本来の支給率に調整するための改正であります。

議第19号 町道路線の廃止について及び議第20号 町道路線の認定の2議案につきましては、道路法に基づきその手続を行うものであります。

以上をもちまして提案説明を終わりますが、よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（浅野利通君）

日程第6、選第1号 輪之内町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙についてを議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって指名推選にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

暫時休憩します。

（午前9時56分 休憩）

（午前9時57分 再開）

○議長（浅野利通君）

会議を再開します。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定しました。

選挙管理委員会委員には、安藤喜光君、神戸孝司君、小川員晟君、小塚誓治君、以上の方を指名いたします。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員会委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました安藤喜光君、神戸孝司君、小川員晟君、小塚誓治君、以上の方が選挙管理委員会委員に当選されました。

次に選挙管理委員会補充員には、第1順位、近藤澄夫君、第2順位、田中博君、第3順位、浅野鉄雄君、第4順位、松岡廣美君、以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員会補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました第1順位、近藤澄夫君、第2順位、田中博君、第3順位、浅野鉄雄君、第4順位、松岡廣美君、以上の方が選挙管理委員会補充員に当選されました。

○議長（浅野利通君）

日程第7、議第1号 平成22年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

参事から議案説明を求めます。

中島修君。

○参事（中島 修君）

それでは、議案書の3ページをお願いしたいと思います。

議第1号 平成22年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）。第1条、歳入歳出それぞれ8,830万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を35億2,537万9,000円と定める。

第2条、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費補正」による。

第3条、地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。平成23年3月7日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

今回の補正につきましては、歳入にあつては調定及び収入見込み等を勘案いたしまして計上させていただいております。歳出にあつては事業確定に伴うもの、あるいは支出見込みによるものでございます。また、国の交付金事業に係る事業費の予算を計上いたしております。なお、人件費につきましては、昨年11月の臨時議会で議決をいただきました給与改定に伴う手当等の改定に伴うもの、それから職員の退職に伴う補正でござい

ます。

それでは、9ページをお願いしたいと思います。

第2表、繰越明許費補正でございます。3事業でございます。土木費では道路橋りょう費で1,050万円、同じく1,600万円、教育費では小学校費で480万円を繰り越したいします。

次に10ページの第3表、地方債補正でございますが、起債の目的、1の臨時財政対策債でございますが、限度額を3億1,370万円とするもので、1,370万円の減となっております。これは正式な算定を行った結果の確定でございます。それから2の地方道路等整備事業債でございますが、7,520万円、580万円の減額とさせていただきます。これにつきましては、事業完了に伴い額の確定をさせていただきます。

それでは、事項別明細書により説明を申し上げます。

歳出から説明を申し上げます。事項別明細書の24ページをお願いいたします。

3の歳出。款1.議会費、項1.議会費でございますが、99万6,000円の減額補正でございます。節3の職員手当等で54万2,000円の減額をいたしております。これは、先ほど申し上げました給与改定に伴うものでございます。

次に1枚めくっていただきまして、25ページをお願いいたします。款2の総務費、項1の総務管理費、目1の一般管理費でございますが、355万1,000円の減額をいたしております。なお、節28の繰出金、収入印紙等購買基金繰出金でございますが、運用額を増額するため50万円の増額補正をさせていただきます。

次に26ページの日7の財産管理費でございますが、549万7,000円の減額でございます。まず、節11の需用費でございますが110万円、見込みにより減額となっております。委託料でございますが296万9,000円、庁舎の改修設計委託料150万9,000円ということで、事業確定により減額となっております。それから節15.工事請負費でございますが40万9,000円、庁舎トイレの改修工事、これにつきましても事業確定ということで減額をさせていただきます。

27ページをお願いいたします。目8の基金費でございますが、積立金で963万5,000円を積み立てるものでございます。

次に目9の企画費でございますが、65万1,000円の減額ということでございます。13の委託料でございますが183万2,000円、主なものは総合計画の策定業務委託料、委託事業の確定ということでございます。節17の公有財産購入費で129万円を減額いたしておりますが、これもロゴデザインについての関係が確定をいたしましたので減額補正をするものでございます。節19の負担金、補助及び交付金で402万9,000円の増額でございますが、補助金で光ケーブルの整備費補助金で461万4,000円、平成23年度事業を前倒しということで増額をいたしております。

続きまして、29ページをお願いしたいと思います。項2の徴税费でございます。目1

の税務総務費、節23の償還金、利子及び割引料で250万円の減額補正をいたしております。過年度還付金ということで、法人等の還付見込みにより減額をさせていただいております。

続きまして、31ページをお願いします。項4の選挙費、目3の参議院議員通常選挙費でございます。182万1,000円の減額補正ということで、選挙も終了しまして事業費も確定いたしました。主なものは、職員の時間外勤務手当で123万4,000円を減額いたしております。

続きまして、34ページをお願いします。款3の民生費、項1の社会福祉費、目4の福祉医療費でございますが、740万円の減額補正でございます。節20の扶助費で乳幼児・小中学生医療費扶助費で800万円の減額でございます。これにつきましても、見込み数字により減額をさせていただくものでございます。

1枚めくっていただきまして、35ページをお願いいたします。項1の社会福祉費、目5の国民健康保険費でございますが、430万3,000円の増額でございます。節28の繰出金のうち、保険基盤安定繰出金ということで449万9,000円の増額をさせていただいております。

次に36ページでございますが、項2の高齢者福祉費、目1の高齢者福祉総務費でございますが、758万円の減額でございます。節13の委託料、2のデイサービス事業委託料で100万円の減額ということでございますが、対象者が7名から2名に減となりましたので、これが大きな減でございます。それから節20の扶助費でございますが、ここでは241万2,000円の減額でございますが、4の要介護者家族介護慰労金150万円の減額をいたしておりますが、該当者が確定したということで減額をさせていただいております。

続きまして、38ページをお願いいたします。項3の児童福祉費、目3の児童手当・子ども手当費でございますが、1,800万5,000円の減額補正でございます。節20の扶助費で6の子ども手当費で1,677万円の減額をいたしております。対象者等の確定によるものでございます。

続きまして、40ページをお願いいたします。款4の衛生費、項1の保健衛生費、目1の保健衛生総務費でございますが、877万1,000円の減額となっております。人件費関係では、職員1名の中途退職による減額、それから節13の委託料でございますが、408万4,000円の減額をいたしております。主なものは、妊婦一般健康診査委託料で291万5,000円でございます。受診率による減でございます。

目2の予防費でございますが、340万5,000円を減額いたしております。これにつきましては、受診者等の確定見込みにより減額をさせていただいております。

1枚めくっていただきまして、41ページをお願いします。目3の環境衛生費、479万4,000円の減額となっております。節15の工事請負費でございますが、400万円の減額となっております。工事に伴う請負金額の確定による減額でございます。

続きまして、45ページをお願いいたします。款5の農林水産業費、項1の農業費、目4の耕種農業費でございますが、147万6,000円の減額補正でございます。19の負担金、補助及び交付金で139万2,000円の減額ということで、4の飛騨美濃じまん農産物育成支援事業補助金、それから病害虫防除補助金で、それぞれ事業費が確定しておりますので減額するものでございます。

目7の町民センター管理費でございますが、24万3,000円の減額をいたしておりますが、委託料で委託金額が確定しておりますので、それぞれ減額をするものでございます。

続きまして、48ページをお願いいたします。款7の項2.道路橋りょう費でございます。目2の道路維持費、目3の道路新設改良費、それぞれ工事請負費で増額補正となっております。これにつきましては、先ほどの町長の提案理由にございました関係の交付金を活用してする事業でございます。

目5の用悪水路費でございますが、518万5,000円の減額となっております。これにつきましては、工事請負費で工事の方が請負差金ということで確定したもので減額補正をさせていただきます。

1枚めくっていただきまして、49ページをお願いいたします。項3の河川費、目1の河川総務費でございますが、13の委託料で258万5,000円、土地改良区に管理委託金をしておりますが、245万円の減額となっております。内容につきましては、操作員等の人件費の見直し等を行った結果でございます。それから15の工事請負費でございますが、事業の確定により300万円の減額補正となっております。

51ページをお願いいたします。款8の消防費、項1の消防費でございますが、目2の消防施設費で408万円の減額補正でございます。節19の負担金、補助及び交付金で369万円の減額となっております。主なものは、補助金で住宅用火災警報器購入費補助金323万円を減額いたしております。設置申請者の確定見込みにより減額をさせていただきます。なお、平成23年2月末現在で輪之内町でこの補助金を活用された方は204件でございました。

続きまして、53ページをお願いいたします。款9の教育費、項1の教育総務費、目2の事務局費でございますが、302万1,000円の減額をいたしております。主な減額要因は、海外派遣に伴う費用額の確定に伴い、減額をいたしております。それと18の備品購入費で、情報教育備品購入費で305万円の増額補正をお願いしております。

次に目3のプラネットプラザ管理費でございますが、471万2,000円減額でございます。委託料で200万円の減額ということで、委託金額の確定によるものでございます。

56ページをお願いいたします。項2の小学校費、目1の小学校管理費でございますが、工事請負費で480万円の増額補正をいたしております。

目2の教育振興費、238万円の減額ということで、主なものは賃金の200万円でございます。これにつきましては、留守家庭の指導員に係る賃金の減額補正でございます。

59ページをお願いします。項5の社会教育費、目1の社会教育総務費227万7,000円の減額でございます。節13の委託料で100万6,000円、生涯学習事業委託料で100万2,000円の減額をいたしております。ふれあいフェスタの前夜祭ということで事業が確定をいたしましたので減額をいたしております。

60ページの項6の保健体育費、目3の学校給食費203万3,000円の減額でございます。主なものは、職員の1名の中途退職による人件費の減でございます。

以上で歳出の説明を終わり、歳入の説明に入ります。

3ページをお願いします。

2. 歳入。款1の町税につきましては、調定をもとに計上させていただいております。当初見込みにより増となった税目もありますが、たばこ税等においては、値上がりの影響により減額をしなければならない税目もございました。

目1の個人でございますが、940万8,000円の増額となりました。

目2の法人につきましては、1,157万3,000円の増額となりました。

項2の固定資産税、これにつきましても404万4,000円の増となりました。

1枚めくっていただきまして、4ページでございますが、項4の町たばこ税、目1の町たばこ税でございますが、141万7,000円の減となっております。

7ページをお願いしたいと思います。款11の分担金及び負担金、項1の分担金、目2の土木費分担金でございますが、891万4,000円の減となっております。昭和農道舗装、松木水路等の事業費が確定をいたしました。これにより分担金を減額補正しております。

次に項2の負担金でございますが、目1の民生費負担金で節2の児童福祉費負担金で270万1,000円でございます。保育料でございますが、階層変動、あるいは所得の変動により減額をさせていただきました。

10ページをお願いしたいと思います。款13の国庫支出金、項1の国庫負担金、目1の民生費国庫負担金でございますが、1,257万5,000円の減額補正となりました。節1の社会福祉費負担金につきましては120万円の増額をいたしておりますが、障がい福祉サービス費の増に伴うものでございます。それから、節4の子ども手当費負担金につきましては1,317万6,000円の減額となりました。交付対象者の確定によるものでございます。なお、県の負担金についても同様でございます。

11ページでございますが、項2の国庫補助金、目2の教育費国庫補助金、総務費国庫補助金、それから4の農林水産業費国庫補助金、5の土木費国庫補助金でございますが、これにつきましては地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金を計上させていただきました。

次に、13ページをお願いします。款14. 県支出金、項1の県負担金、目2の民生費県負担金で50万4,000円の増額でございます。節2の国民健康保険費負担金で161万7,000円を増額いたしております。軽減分に係るものでございます。

続きまして、14ページをお願いします。項2. 県補助金、目2の民生費県補助金でございますが、556万7,000円の減額でございます。節2の福祉医療費補助金で542万8,000円の減額をいたしております。主なものは、乳幼児医療費負担金助成費で364万3,000円の減額でございますが、これは県の方から変更交付ということで確定いたしましたので、これで減額となったものでございます。

15ページをお願いします。目5の土木費県補助金で1,102万6,000円でございますが、農道整備事業補助金、それからかんがい排水事業補助金、事業費の確定により減額するものでございます。

目7の教育費県補助金では、節3の教育総務費補助金ということで340万円増額補正をお願いするものでございます。アポロスタジアムの改修事業に対し市町村振興補助金が確定をいたしましたので、追加補正とさせていただきます。

続きまして、21ページをお願いします。款19. 諸収入、項3の貸付金元利収入、目1の貸付金元利収入で147万6,000円の増額補正につきましては、一括返還がございましたので、それで増額補正をさせていただきます。

次に、22ページをお願いします。項5の雑入、目5の雑入でございますが、1,024万3,000円の増額でございます。節3の経営戦略雑入では、3の市町村振興宝くじ収益交付金で225万2,000円計上させていただきます。それから節5の住民雑入のリサイクル材料売却代297万9,000円、これも増額補正をさせていただきます。それから節6の福祉雑入でございますが、4の児童デイサービスセンターの管理運営費負担金で211万7,000円、人件費に係る一部負担ということで増額補正となりました。

以上で説明を終わりますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（浅野利通君）

暫時休憩します。

（午前10時27分 休憩）

（午前10時45分 再開）

○議長（浅野利通君）

再開します。

ただいま浅野常夫議員より退席届がありました。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず町民税ですけれども、これは法人税が大幅にふえておるわけですから、なぜ

当初に比べて法人税がふえたというようなこと。その傾向、どのような今の企業の状況、よくなっているのかどうか、その辺のところを明らかにしていただきたいと思います。

それから、今回、地方交付税が増額になっておりますけれども、この地方交付税というのはいつ確定しているのか。もっと早く予算に組み込んで有効な活用はできなかったのかなあというようなことを思うわけですけれども、その辺の見解をお聞かせ願いたいと思います。

それから、歳出の方で基金の積み立てがありますけれども、光をそそぐ交付金基金というのがありますけれども、これは基金条例というのはあるのかどうか、条例が必要なのかどうか。今回初めて聞く名前ですけれども、どういういきさつなのか、その辺をお聞きしたいと思います。

以上、お願いします。

○議長（浅野利通君）

会計管理者兼税務課長 小川美代子君。

○会計管理者兼税務課長（小川美代子君）

法人税がふえたのはなぜかという質問なんですが、法人税につきましては、前事業年度の2分の1を予定納税するといったような仕組みになっておりまして、その前事業年度がリーマンショックによる景気後退というあおりをもろに受けたような形での納税となっております。その前の事業年度と比べますと、企業によって異なると思いますが、約半分、決算でもおわかりだと思いますが、半分ぐらいの納税といった形になっております。それに基づきまして22年度予算も立てておりまして、幾分かはこの22年度につきましては、収入状況を見ておりましてよくなってきていると。その前の年と比べますと、まだそこまでは追いついてはおりませんが、幾分よくなってきている法人さんもおありかというようなことで、それに見合わさっていただきまして増額補正をいたしました。以上です。

○議長（浅野利通君）

経営戦略課長心得 荒川浩君。

○経営戦略課長心得（荒川 浩君）

地方交付税の確定時期はいつか、そしてまたその有効活用方法はいかがなものかという御質問でございますが、地方交付税の確定は、毎年夏に、7月末であったかと思っておりますが確定をいたしておりますし、今年度につきましては、また11月ごろに再算定がありまして、普通交付税については、3月4日現在で8億4,259万8,000円、特別交付税については3,241万2,000円で、計8億7,501万円の収入を見ております。特別交付税につきましては、今後、まだ3月末に確定がしますので、今現在はそういうことでございます。

有効な活用方法をとということでございましたが、今回は補正では2,259万8,000円を増

額補正させていただいております。その差額につきましては、繰越金として来年度補正予算の財源として確保していきたいと考えております。といいますのは、前もお答えさせていただいたかと思いますが、中・長期的に財政運営を見通したときに、今現在、財政健全化比率など指標は危機的な状況ではありませんが、今後の借り入れの償還の動向を考慮したとき、いわゆる使い切り予算を継続していけば実質公債費比率は右肩上がりで上昇し、今後、新規に借り入れをしてでもやらなければならない事業が発生したときに対応できないという可能性があります。そういった事態を招かないためにも、今、ここで残っているから新たな事業を創出するということではなく、中期的に健全化指標を管理しながら財政運営を堅持していこうという意図もありますし、また23年度におきましては、冒頭の町長の提案説明でありましたように骨格予算を計上しています。選挙後にフル予算を提示させていただく予定でおりますが、そのときの財源として考えておりますので、今回はこういった増額補正とさせていただいておるわけでございます、以上でございます。

(「基金条例は」の声あり)

○経営戦略課長心得(荒川 浩君)

失礼しました。あと、基金の積み立てについて、基金条例はあるのかという御質問でございましたが、今回の基金に対する条例はありません。

以上で、御審議のほどお願いいたします。

○議長(浅野利通君)

ほかに質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(浅野利通君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

まず、景気の方は上向いているというふうな理解でいいのかどうかということですね。前年度実績に基づいて計上されておったけれども、それがよくなったというような御答弁だったと思いますけれども、その一方、個人の方もふえておるわけですが、これも個人所得がふえているというふうに解釈していいのかどうかということ。

予算に対する増ですので、予算の見方があれだったのか、あるいは人口がふえたのか、その増の要因というもの、個人についても明らかにしていただきたいと思っております。

それから、先ほどの地方交付税ですけれども、最終的に8億7,500万円ぐらいになるということで、ここに計上されているのは8億200万だということでもいいですかね。そうすると、この7,500万というのは留保財源として繰り越すということなんですけれども、今言われたように、中・長期的な財政の安定化を図っていくということはもちろん必要なことだと思いますけれども、町長の所信表明にあったように、幾ら厳しくても必

要なところにはやっていかなきゃ、やるべきことはやっていかなきゃいけないんだというお考えのもとでやられていると思いますけれども、地方交付税というのは標準財政需要額に応じて交付されるものであるわけですから、標準需要額ぐらいいは使っていかなきゃいけないんじゃないかと。やはり住民の要求というのは、いろんな面で要望はたくさんあるわけですから、そういったものにもっともっと積極的にこたえていっていただきたいというふうに思うわけですが、今の健全化指標を見ましても輪之内町は非常に健全な財政でやっておると、決して不安定な状況ではないわけですから、もう少し積極的にやってもらった方がいいんじゃないかというふうなことを思うわけですが、その辺の考え方をもう一度お伺いしたいと思います。

○議長（浅野利通君）

会計管理者兼税務課長 小川美代子君。

○会計管理者兼税務課長（小川美代子君）

法人の関係で景気は上向いているように聞いたがというような御質問でしたが、決算でお話しさせていただいております平成21年度決算、法人ですが、これは20年度と比べますと約2分の1といったような形になっております。それと比べますと、この22年度、今現在では多少なりとも、倍までは行きませんが、多少なりともふえたということをお話しさせていただきました。

それから、個人の所得もふえているが、どういった要因かというようなことなんですが、人口がふえたとかということも多少はあるかとは思いますが、それよりも22年度当初予算におきましては、景気後退といったようなことから見まして落ち込み分を15%ほど見込んでの予算としておりました。そこまでの落ち込みがなかったという結果だと思っております。以上です。

○議長（浅野利通君）

木野町長。

○町長（木野隆之君）

今、財政運営の考え方についてお尋ねがございました。いろいろ御意見があろうと思いますが、今の地方交付税の留保の関係、これはもともと毎年度当初予算で繰越額で財源を構成しておりますので、その部分は逆に留保しておかないと次の年の予算が組めないという構造の中でやっておるとということと、もう一つ、地方交付税の標準財政規模に見合った歳出は確保すべきではないかというお話でございますが、その額以上のものを、実は当初予算を見ていただくとおわかりのように、財政調整基金繰入金で代替えの部分で出しておりますので、その部分を結局交付税の収入と相殺して、少なくとも単年度の事業で単年度実質収支が赤にならない程度のやり方で財政運営をしておる、それは裏を返せば標準財政規模に見合った歳入歳出の構造は、当然それを前提にやっているというふうに御理解をいただければ幸いです。

今の森島議員のお話の中では、こういう景気が悪いときだからこそ需要を喚起するという意味でいろんなことをやってはどうかということでございますけれども、当然私も地域経済の振興ということを考えれば、その考え方は妥当するものと思っておりますけれども、それは交付税のみの財源になるのではなくて、今までの貯金であります財調基金等を取り崩して、当初の予算は既に編成しておりますので財源を、言ってみれば交付税が、歳入があったから、その部分を将来に備えて財調基金にもう一度戻すというような、実質的にですね、そういう形で数字をコントロールしているという部分がございますので、その部分は御理解をいただきたいなど、そんなふうに思っております。

私も以前から申し上げておりますときに、やっぱりやるときにやるということは、今後もその姿勢は堅持してまいりたいと思っております。地域振興がみんなの幸せにつながるという意味においては方向性を同じくしておると思っておりますので、その辺はどうか御理解を賜りたいなど、そんなふうに思っております。どうかよろしく申し上げます。

○議長（浅野利通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（浅野利通君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第1号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思っております。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第1号 平成22年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（浅野利通君）

日程第8、議第2号 平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

調整監から議案説明を求めます。

中島桂一郎君。

○調整監（中島桂一郎君）

それでは、議案書の11ページをお願いしたいと思います。

議第2号 平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、第1条で既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ356万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億1,340万1,000円と定めるものでござ

います。第2項につきましては、第1表の歳入歳出予算補正によるということで、平成23年3月7日提出、岐阜県安八郡輪之内町長でございます。

今回の補正につきましては、諸事業の完了、補助金の確定、実績及び精算見込みによりまして不用額等を減額補正しましたので、よろしく願いをいたします。

それでは、事項別明細書の方で説明をいたします。事項別明細書の11ページをごらんいただきたいと思っております。

歳出から説明をいたします。款1.総務費、項1.総務管理費、目1.一般管理費につきましては、人件費の不用額23万5,000円を減額し、目2.連合会負担金につきましては、新年度よりレセプトの原則電子請求化に対応する国保総合システムの安定稼働を図るために、システム機器更新に要する費用98万4,000円を国保連合会に負担するために増額補正するものであります。

12ページをごらんください。款1.総務費、項2.徴税費、目1.賦課徴収費につきましては、非自発的失業者の軽減措置対応システムの開発に費用が必要でありますので保険税の収納管理委託料が不足する見込みとなり、49万8,000円を増額補正するものでございます。

13ページをごらんください。款2.保険給付費、項1.療養諸費、目1.一般被保険者療養給付費につきましては、関連する歳入の補正に伴う財源内訳の変更であります。

目3.一般被保険者療養費の負担につきましては、一般被保険者の療養費の不用見込み額36万1,000円を減額するものでございます。

14ページをごらんください。款2.保険給付費、項2.高額療養費につきましては、高額介護合算療養費負担金の該当者がなかったため、一般保険者分409万8,000円、退職被保険者分35万4,000円をそれぞれ減額するものでございます。

15ページをごらんください。款3.後期高齢者支援金につきましては、関連する歳入の補正に伴う財源内訳の変更でございます。

16ページをごらんください。款4.前期高齢者納付金につきましては、決算見込み額により17万円を減額するものでございます。

17ページをごらんください。款7.共同事業拠出金につきましては、高額医療費共同事業拠出金を254万3,000円、保険財政共同安定化事業拠出金1,402万9,000円、それぞれ確定額に合わせまして減額補正するものでございます。

18ページをごらんください。款8.保健事業費につきましては、特定健康診査等事業費の不用見込み額264万4,000円を減額するものでございます。

19ページをごらんください。款10.諸支出金の償還金につきましては、平成21年度分の精算により返還することになりましたので、国庫支出金等精算返納金1,921万6,000円と県支出金等精算返納金3万6,000円を増額補正するものでございます。

以上、歳出合計といたしましては356万6,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、歳入の説明をいたします。3ページをお開きください。

款3. 国庫支出金、項1. 国庫負担金につきましては、療養給付費等負担金の現年度分を1,292万7,000円、高額医療費共同事業負担金63万6,000円、特定健康診査等負担金の現年分8万1,000円を、それぞれ収入見込み額に合わせて減額補正するものでございます。

項2. 国庫補助金につきましては、歳出で御説明をいたしました総合システムのシステム機器更新に要する負担金に相当する額98万4,000円を増額補正するものでございます。

4ページをごらんください。款4. 療養給付費等交付金につきましては、現年分は関連する歳出の減額に合わせて35万4,000円を減額し、過年度分につきましては、精算により交付される平成21年度不足分479万6,000円を増額補正するものでございます。

5ページをごらんください。款6. 県支出金につきましては、高額医療費共同事業負担金を63万6,000円、特定健康診査等負担金を8万1,000円、それぞれ収入見込み額に合わせて減額補正するものでございます。

6ページをお願いいたします。款7. 共同事業交付金につきましては、高額医療費共同事業交付金を520万6,000円、保険財政共同安定化事業交付金798万2,000円、それぞれ収入見込み額に合わせて減額補正するものでございます。

7ページをごらんください。款8. 財産収入につきましては、国民健康保険基金に係る利子を13万3,000円増額するものでございます。

8ページをごらんください。款9. 繰入金の一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金を449万8,000円、職員給与費等繰入金を26万3,000円増額し、財政安定化支援事業繰入金を45万9,000円減額補正するものでございます。

9ページをごらんください。款10. 繰越金につきましては、これまで留保しておりました平成21年度からの繰越金1,182万3,000円を増額補正するものでございます。

10ページをごらんください。款11. 諸収入につきましては、実績等によりまして一般被保険者延滞金を229万4,000円増額し、預金利子5,000円を増額するものでございます。

以上、歳入合計といたしましては356万6,000円を減額補正するものでございます。

以上、説明を終わりますが、よろしくお願いをいたします。

○議長（浅野利通君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、御説明いただきましたけれども、確定によるものだとか、あるいは見込みによるものだという御説明でしたけれども、この医療の状況はどうなっているのか。医療費そ

のものがふえているのか減っているのか、そのことによる増減はどのようになっているのかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（浅野利通君）

住民課長 兒玉隆君。

○住民課長（兒玉 隆君）

ただいま御質問がございました医療費の動向でございますけれども、平成22年度分につきましては、現行の予算の範囲内で支払いができるものというふうに考えております。

それから、最近の医療費の傾向といたしましては、先ほど町長の平成23年度の予算の提案説明にございましたように、療養給付費であるとか、それから高額療養費、こちらの方は伸びる傾向にございまして、平成23年度予算では増額というような形で予算計上をさせていただいております。

○議長（浅野利通君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今、これは補正予算ですので、今回の補正の要因がどういうものだったかということがお聞きしたかったわけですが、22年度は予算の範囲内であるという御答弁でしたが、その中でちょっと疑問に思うといいますか、教えてもらいたいのは、歳出の一般被保険者療養給付費、国庫支出金が1,100万円の減、その他共同事業交付金が1,300万の減、その分を一般財源からふやしている。要するに、国とか、あるいは共同事業の方からの交付金はどういう理由で減ったのか、ちょっとわかりませんが、これが減って、その分一般財源から補てんするというふうになっているわけですが、これはどういう理由でこのようなことになるわけですか。

○議長（浅野利通君）

住民課長 兒玉隆君。

○住民課長（兒玉 隆君）

療養給付費の特定財源につきましては、国、あるいは県、それから連合会等があるんですけれども、それぞれ一定の時期に一定のルールに基づいて申請をいたします。その申請額が大体決算見込み額になるということで、このような財源内訳の変更を今回するわけですが、あくまでも一定の時期をとらえての申請ですので、翌年度において新たに精算が行われたときには、そこでまた確定して不足分は交付される、あるいは超過分はお返しするというようなことが発生いたしますが、この補正予算におきましては、現在把握できている交付金等の額によって財源を変更したものでございます。

(挙手する者あり)

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

ちょっとよくわからないんですけども、要するに国庫支出金とか共同事業の方が減った理由というのは、これは当初予算の見込みが違っておったということなのか、そのために今回補正しているということなのか。それとも、国や県、あるいは共同事業の方でそういう制度的な変更があったのか。先ほど医療費についてはそれほど大幅な変更はないというようなことじゃなかったかと思っているわけですけども、そういう変更がなくてこのような補正が行われるということは、そういう制度の変更があったのかどうか、そういうことはどうなんでしょうか。

○議長（浅野利通君）

住民課長 兒玉隆君。

○住民課長（兒玉 隆君）

今年度、制度の変更はございませんので従来の制度で行っておりますが、国・県等へ申請をするときには一定のルールに基づいて申請をしておりますので、その算出において予算を下回る額となったということでございますので、また詳細については、後ほど委員会付託も予定されておるようでございますので、委員会の中でも御答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（浅野利通君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第2号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第2号 平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（浅野利通君）

日程第9、議第3号 平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び日程第10、議第4号 平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題とします。

調整監から議案説明を求めます。

中島桂一郎君。

○調整監（中島桂一郎君）

それでは、議案書の15ページをお開き願いたいと思います。

議第3号 平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。第1条の既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ821万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,378万4,000円と定めるものでございます。第2項の「第1表 歳入歳出予算補正」による。平成23年3月7日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

それでは、議案書の18ページ、議第4号も一緒に説明をいたします。

議第4号 平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）。第1条でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ135万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,735万円と定めるものでございます。第2項の「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、平成23年3月7日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

それでは、事項別明細書によりまして順次説明をいたします。

3ページをお開き願いたいと思います。後期高齢者の方から説明をいたします。

今回の補正につきましては、諸事業の完了、それから補助金の確定等、実績及び精査見込みによる不用額を減額補正いたしましたので、よろしくお願いをしたいと思います。

歳入。款1.後期高齢者医療保険料、項1.後期高齢者医療保険料、目1.特別徴収保険料では、保険料率が据え置かれたことにより、当初保険料600万3,000円並びに目2.普通徴収保険料254万9,000円を減額補正するものでございます。

4ページをごらんください。目1.保健事業費委託金はぎふ・すこやか健診に対する県広域連合からの委託金で、受診者数の確定等によりまして45万3,000円減額するものでございます。

5ページをごらんください。款4.繰入金、目1.一般会計繰入金、節1.事務費繰入金は、平成21年度決算により繰入額が確定しましたので、72万7,000円減額補正するものでございます。節2.保険基盤安定繰入金は、2割軽減、5割軽減など保険料の軽減分を県と町が負担するもので、保険料軽減対象者がふえたことにより100万2,000円増額するものでございます。

6ページをごらんください。款5.繰越金、目1.繰越金は、平成21年度の出納整理期間中に収納した保険料がありましたので、8,000円増額補正するものでございます。

7ページをごらんください。款6.諸収入、目1.雑入は、平成21年度ぎふ・すこやか健診委託料が確定したことにより還付金を雑入で受ける50万6,000円を増額補正するものでございます。

次に歳出に入ります。8ページをごらんください。

款2.後期高齢者医療広域連合納付金、目1.後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等負担金は、保険料収入の減により広域連合へ納付する額783万6,000円を減額するもので

ございます。

9ページをごらんいただきたいと思います。款3.保健事業費、目1.保健事業費の委託料は、国保連合会へ支払っております健診費用で、すこやか健診の受診者数が確定しましたので不用額を38万円減額するものでございます。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、輪之内町児童デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）の説明をいたします。事項別明細書でございますが、3ページをお開き願いたいと思います。

歳入。款4.繰越金、目1.繰越金は、平成21年度の決算額が確定いたしましたので133万2,000円を増額補正するものでございます。

4ページをごらんいただきたいと思います。款5.諸収入、目1.雑入は、NHKの歳末助け合い募金の一部を義援金としていただきましたので、1万8,000円を雑入で受けるものでございます。

続きまして、歳出に入ります。5ページをごらんください。

款1.総務費、目1.一般管理費は、財源内訳の変更でございます。

6ページをごらんください。款2.障害福祉サービス事業費、目1.児童デイサービス事業費は、給料等の人件費、需用費、備品購入費につきまして、精査により減額するものでございます。19の負担金、補助及び交付金の負担金211万7,000円の増額は、児童デイサービスセンターの管理運営の費用として町へ支払うものでございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく願いをいたします。

○議長（浅野利通君）

これより一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（浅野利通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第3号及び議第4号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第3号 平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）及び議第4号 平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）は、文教厚生常任委員会に付託することに決定をしました。

○議長（浅野利通君）

日程第11、議第5号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び日程第12、議第6号 平成22年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）を一括議題とします。

調整監から議案説明を求めます。

尾崎敏美君。

○調整監（尾崎敏美君）

それでは、議案書の21ページをお願いいたします。

議第5号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）でございますが、第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,040万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億197万3,000円と定めるものでございます。

第2条といたしまして地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるというものでございまして、議案書の25ページにそれが載っておりますので、お開きを願いたいと思います。

地方債につきましては、事業費の確定によりまして公共下水道整備事業債の限度額が2,070万円の減額でございます。起債の方法、利率、それから償還等につきましては、記載のとおりでございますので省略をさせていただきます。

それでは、事項別明細書によりまして説明をさせていただきます。

今回の補正は、補助金等の確定並びに事業内容の変更及び精査によりまして不用額を見込みまして補正をいたしておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、歳出の12ページをお開き願いたいと思います。

款1の公共下水道費、目1の特定環境保全公共下水道建設費で4,647万7,000円の減額でございますが、報酬から職員手当等を掲載しておりますが、報酬につきましては、下水道審議会の委員報酬で1回分を減額しております。職員手当等、共済費につきましては、精査による減額でございます。8の報償費につきましては、前納報奨金を24件分の増を見込みまして75万6,000円の追加でございます。それから13の委託料400万円につきましては、設計業務委託料の請負差金による減額でございます。15の工事請負費につきましては、国庫補助金の交付決定によりまして減額をするものでございます。

目2の浄化センター管理費では489万9,000円の減額でございます。11の需用費91万円については、消耗品費以下、精査を見込みまして、それぞれ不用額を減額しております。13の委託料につきましては、浄化センターの維持管理業務の委託料として319万5,000円、水質検査の委託料ということで30万5,000円の減額をそれぞれ見込んでおります。それから14の使用料及び賃借料につきましては、コピー機の借上料、それから自家用発電機

の借り上げ等で17万円の減額でございます。13ページをお開きください。18の備品購入費につきましては、精査によりまして30万円の減額でございます。

目3の特定環境保全公共下水道事業整備基金費でございますが、4,026万2,000円の追加でございます。基金の方へ積立金ということでございます。

14ページの款2の公債費、目1の元金につきましては、財源の組みかえということでございまして、目2の利子につきましては71万4,000円で、利子確定による増額でございます。

続きまして、歳入に移ります。3ページをお開きください。

款1の分担金及び負担金、目1の下水道事業受益者負担金でございますが、345万7,000円の追加を見込んでおります。

4ページに移りたいと思います。款2の使用料及び手数料、目1の下水道使用料につきましては832万6,000円の増額ですが、実績等によりまして現年度分が808万3,000円、過年度分が24万3,000円の増ということでございます。

5ページに移ります。款3の国庫支出金、目1の特定環境保全公共下水道費国庫補助金につきましては、国庫補助金の確定によりまして3,320万円を減額するものでございます。

6ページに移ります。款4の県支出金、目1の特定環境保全公共下水道費県補助金につきましては、特定基盤整備推進交付金が306万5,000円の追加でございます。

7ページですが、款5の財産収入、目1の利子及び配当金で、基金利子によりまして9万8,000円の追加でございます。

8ページに移ります。款6の繰入金でございますが、目1の一般会計繰入金といたしまして2,500万円の追加でございます。

9ページに移ります。款7の繰越金、目1の繰越金につきましては、130万3,000円の追加ということでございます。

10ページに移ります。款8の諸収入、下段の目1の雑入ですが219万8,000円の増額ということで、これは消費税の還付金でございます。

11ページに移ります。款9の町債、目1の特定環境保全公共下水道事業債につきましては、事業費の確定によりまして2,070万円の減額でございます。

以上で説明を終わりますが、よろしく申し上げます。

次に、議案書の26ページをお願いしたいと思います。

議第6号 平成22年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）でございますが、第1条といたしまして、平成22年度輪之内町の水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによるということで、第2条といたしまして、収益的支出の補正の支出でございますが、第1款の水道事業費、第2項の営業外費用は、消費税を増額するものでございます。

第3条といたしまして、資本的収入及び支出の補正の支出でございますが、第1款の資本的支出の第1項建設改良費につきましては、拡張事業量の変更により減額するものでございまして、工事請負費を改めるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（浅野利通君）

これより一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今の下水道の加入状況ですけれども、これが補正予算で受益者負担金が増額になっておる、それから下水道使用料もふえているということで、これは着実に加入者がふえているということなのかどうか、この増の要因を御説明願いたいと思います。

それから、国庫支出金が今の説明ですと確定による減だということで、なぜ減になるのか、そういう説明がないわけですけれども、事業量が減ったのかどうか。事業量が減ったのであれば、なぜ事業量が減るのかと、その辺の要因をちょっと説明願えたらと思います。

○議長（浅野利通君）

建設課長 加納孝和君。

○建設課長（加納孝和君）

まず、加入者とかという話でございますけれども、今年度といいますか、今回補正で上げております金額につきましては、今年工事を行った以外の方というか、既に工事が終わっているところの方の接続が多かったということになりますので、加入者負担金がふえたということです。要するに、既に工事が終わって、数年経過した区域の方の接続が多かったということです。

それから使用料につきましても、もちろん最近は加入していただける方、接続された方がふえてきておりますので、その分でふえてきたということでございます。

それから国庫補助金のことにつきましては、補助金交付の予定をしておりました額に、当初予算のとおり予定しておりましたんですけれども、交付されてきた金額が下がりましたので、ふだんでしたら100%丸々国庫補助をつけていただけるんでしょうけれども、実際には80%を切っているような状況の交付でございましたので、その分に合わせて工事も行いましたので工事量も減っておりますということでございます。よろしくお願いをいたします。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

予算の80%という額が決定したということですが、それは国の方針の変更なんですか、それとも、もともと国の方はそれだけ出す予定はなかったものを見込んでおったという見込み違いだったのか、その辺の経緯をちょっとわかれば教えていただきたい。

それから、今の加入率の状況、数字的なものをまた委員会の方で提示していただきたいと思います。

それから、先ほど言いませんでしたけれども、水道会計の方でも事業量の変更となっていますけれども、水道事業の方の事業量が変更になった、これは減少したんですか、事業量が少なくなったということですね。これは下水道の事業が少なくなったから、それに関連して水道事業が減っているというふうに理解していいのかどうかということもあわせて御回答願いたいと思います。

○議長（浅野利通君）

建設課長 加納孝和君。

○建設課長（加納孝和君）

補助金につきましては、一括交付金ということで変わってしまいましたので、当初は100%、要するに50%分つけていただくという予定で予算を計上してありましたけれども、年の途中から、そういう交付決定が逆に減った状況で交付されてきましたので、それに対してはふやしてほしいという話をしても、どこの市町もそうなんですけれども、こういう状態で交付決定がされました。

それから水道の方につきましては、もちろん下水の工事が減りましたので、その分については水道管の入れかえ、石綿管の入れかえ等の工事が減りました。それが主な原因でございますし、請負差金の分もありますので、その分がふえているという状況です。以上です。

○議長（浅野利通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（浅野利通君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第5号及び議第6号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第5号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）及び議第6号 平成22年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）は、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（浅野利通君）

日程第13、議第7号 平成23年度輪之内町一般会計予算を議題とします。

参事から議案説明を求めます。

中島修君。

○参事（中島 修君）

それでは、別冊の平成23年度輪之内町予算書をお願いしたいと思います。

1ページをお願いいたします。

議第7号 平成23年度輪之内町一般会計予算。平成23年度輪之内町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は33億5,500万円と定める。

第2条でございますが、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条でございますが、地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、地方自治法の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2億円と定める。

1枚めくっていただきたいと思います。第5条、地方自治法の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成23年3月7日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

それでは、8ページをお願いいたします。債務負担行為でございます。農業企業化資金利子補給、土地改良事業に係る元利補給、斎苑施設整備、輪之内町土地開発公社が借り入れる企業誘致事業資金に対する債務の損失補償、これらにつきましては債務負担行為を行います。

次に9ページ、地方債でございますが、臨時財政対策債2億4,340万円を限度額といたします。起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりです。

それでは、歳入歳出予算事項別明細書により説明を申し上げます。11ページをお願いいたします。

総括ということで、歳入でございますが、対前年度より増額になりましたのは款1の町税、それから款8の地方特例交付金、それから10の交通安全対策特別交付金、13の国庫支出金、14の県支出金でございます。

13ページをお願いいたします。歳出の関係でございますが、増額となりました款は、1.議会費、3の民生費、5の農林水産業費、6の商工費、10の公債費でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。歳入。款1.町税でございます。町税の予算計上に際しましては、平成22年度の実績見込みをもとに、地方財政計画並びに徴収率等を考慮し、計上させていただきました。目1の個人でございますが、前年度対比966万6,000円の減といたしました。

法人につきましては、3,368万9,000円の増とさせていただきました。法人につきましては、平成22年の実績を踏まえながら、また輪之内町の主要法人20社からヒアリングを行いまして計上させていただいております。

次に目1の固定資産税の関係でございますが、416万2,000円の増といたしました。

続きまして、16ページをお願いいたします。項4の町たばこ税でございますが、520万5,000円の減とさせていただきました。たばこの値上げの影響等により売り上げ本数が減少するという見込みで減となりました。

款2の地方譲与税、項1の地方揮発油譲与税でございますが、款2から款10までは地方財政計画をもとにしつつ、当町における平成22年度の収入実績を踏まえながら計上させていただきました。地方揮発油譲与税につきましては、前年度より700万円の増額といたしました。

続きまして、22ページをお願いいたします。款6の地方消費税交付金でございますが、これにつきましては1,500万円の減額となっております。この地方消費税額につきましては、県で精算した後の金額の2分の1相当額が国調人口、あるいは従業員者数で案分して交付される交付金でございます。

25ページをお願いいたします。款9の地方交付税でございますが、これにつきましては前年度と同額とさせていただきました。

続きまして、27ページをお願いいたします。款11の分担金及び負担金、項1の分担金で土木費分担金でございますが、825万4,000円の減となっております。これにつきましては事業量の減少によるものでございます。

次に項2の負担金、目1の民生費負担金、節2の児童福祉費負担金でございますが、これにつきましては保育料で前年度より395万9,000円の減といたしております。歳出に当たりましては、1月当たり380人で計算をいたしております。

続きまして、30ページをお願いいたします。款13の国庫支出金、目1の民生費国庫負担金でございますが、前年度に比べまして4,985万6,000円の増といたしました。節3の子ども手当費負担金でございますが、5,342万1,000円の増となっております。1の被用者子ども手当交付金でございますが、被用者といえますのは我々サラリーマンの関係でございますが、この交付金が対象者230人で計上いたしております。2の非被用者子ども手当交付金、自営業の方等でございますが、60人を対象といたしまして計算をさせて

いただきました。3につきましては、対象を830人ということで計算しております。それから4の非被用者につきましては、200人で計上いたしております。

31ページをお願いいたします。項2の国庫補助金でございますが、目1の民生費国庫補助金、節2の児童福祉費補助金でございますが、次世代育成支援対策交付金ということで、福東保育園のセンター型に係るもので、事業費の2分の1が補助されます。

次に項3の委託金でございますが、目3の土木費委託金で前年度に比べまして324万円減っておりますが、福東排水機場管理費の委託金でございますが、前年はポンプ整備費負担金が含まれておりました。これがなくなりましたのでマイナスとなりました。

1枚めくっていただきまして、32ページをお願いいたします。款14の県支出金、項1の県負担金、目2の民生費県負担金ということで466万2,000円の増となっておりますが、節4の子ども手当費負担金が増額となっております。

次に項2の県補助金、目1の総務費県補助金では1,631万5,000円の増となっております。説明欄の3と4、これが新規の補助金でございます。

次に33ページの目3の衛生費県補助金でございますが、1,665万5,000円の増となっておりますが、説明欄の4と5、これが新規事業で計上させていただいております。

目4の農林水産業費県補助金でございますが、2,045万2,000円の増ということで、説明欄の5、6、7、8が新規で計上させていただいております。

38ページをお願いいたします。款17の繰入金、項1の基金繰入金ということで、財政調整基金繰入金では8,379万1,000円の減となっております。

それから、その他特定目的基金繰入金でございますが、350万円の減となっております。なお、節2の光をそそぐ交付金基金繰入金につきましては新規でございます。

41ページをお願いいたします。諸収入、項3の貸付金元利収入、選奨生奨学金の返還金でございますが、前年度より10万4,000円の減となっております。対象者は22名で積算をいたしております。

42ページをお願いいたします。項5の雑入でございます。前年対比で3,019万7,000円の減となっております。節6の福祉雑入、説明欄の3でございますが、安八郡広域連合派遣職員負担金、これにつきましては1名分ということで603万6,000円の減となっております。それから43ページの節7の建設雑入でございますが、前年は土地改良施設維持管理適正化事業交付金ございましたが、今年度はございません、それで大きく減少いたしております。

44ページをお願いいたします。町債でございますが、目1の総務債で8,400万円の減ということで、臨時財政対策債でございます。

○議長（浅野利通君）

暫時休憩します。

（午後0時00分 休憩）

(午後1時00分 再開)

○議長（浅野利通君）

休憩前に引き続き会議を再開します。

参事 中島修君。

○参事（中島 修君）

それでは、歳出の説明をさせていただきます。45ページをお願いいたします。

款1. 項1. 議会費、目1の議会費でございますが、前年に比べまして842万4,000円の増となっておりますが、これにつきましては共済費、議員共済会負担金でございます。地方議会議員の年金制度に伴う関係で負担金の増となりました。

46ページをお願いいたします。款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1の一般管理費でございますが、945万2,000円の増となっております。人件費関係では、給料で前年に比べまして減となっております。人数が昨年は9名分を計上いたしておりましたが、今年は8名分ということでございます。それから節4の共済費でございますが、6の長期経理追加費用でございますが、算定利率のアップで増といたしております。それから47ページの役務費でございますが、通信運搬費で18万円、これにつきましては新規でございますが、旅券発行に係る費用でございます。次に19の負担金、補助及び交付金でございますが、補助金で2の集会場施設整備事業補助金ということで1,000万円計上いたしております。南波区の集会場施設整備の補助金でございます。

48ページをお願いいたします。目4の文書費で節13の委託料の3. 行政文書管理委託料、これが新規で増となっております。

49ページが目7の財産管理費でございますが、委託料では、昨年以下水道に接続いたしましたのでこれに係る委託料、それから庁舎改修の設計委託料が減となっております。

続きまして、50ページをお願いいたします。目9の企画費、節11の需用費でございますが、7の賄い材料費、新規でございます。それから3の印刷製本費でございますが、138万3,000円増となっておりますが、第5次総合計画に係る印刷費用等でございます。51ページの節13の委託料でございますが、3の特産品開発委託料で784万6,000円を出しております。それから14の使用料及び賃借料で使用料でございますが、2の公共施設間ネットワーク利用料、これは新規でございます。それから19の負担金、補助及び交付金でございますが、2の輪之内町光ケーブルテレビ加入促進補助金、これは新規で663万5,000円を計上いたしております。なお、3の交付金でございますが、これにつきましては1社、セイコーハイテックを見込んでおります。

次に目10の生活安全対策費でございますが、520万3,000円の増となっております。1枚めくっていただきまして、52ページの2の補助金で市町村自主運行バス運行費補助金、それから生活交通路線維持費補助金が増額となっております。これにつきましては、キロ当たりの運行単価のアップによるものでございます。

目11の電子計算費、14の使用料及び賃借料でございますが、これにつきましては光回線使用料で計上させていただきますが、前年度より使用料で減額となっております。

次に、54ページをお願いします。項2の徴税費、目1の税務総務費でございますが、774万7,000円の減額となっておりますが、人件費と評価がえに伴う費用の減ということで、委託料で前年に比べまして334万1,000円の減となっております。

続きまして、56ページをお願いいたします。項3の戸籍住民基本台帳費でございますが、委託料の8.住民基本台帳システム外国人対応改修委託料で504万円を計上いたしております。住民基本台帳法の法律改正により新規で上げさせていただきました。それと備品購入費で28万4,000円、公的個人認証備品購入費ということで、かぎペア生成装置を更新するものでございます。

58ページをお願いいたします。項4の選挙費でございますが、岐阜県議会議員選挙費で251万3,000円の増、それから目4の町長・町議会議員選挙費で634万4,000円、目5の農業委員会委員選挙費247万3,000円、新規で計上させていただきました。

続きまして、63ページをお願いいたします。民生費の項1.社会福祉費、目2の障がい者福祉費、節13の委託料でございますが、3の障害福祉計画作成委託料41万7,000円、これは安八郡で共同策定するもので、新規でございます。次に節20の扶助費、1の障害者自立支援給付費でございますが、前年度より1,080万円の増を見込んでおります。対象者は4人で、6事業を計画いたしております。

65ページをお願いいたします。目5の国民健康保険費、節28の繰出金でございますが、1の保険基盤安定繰出金2,100万円でございますが、前年度より100万円の増となっております。

続きまして、66ページでございますが、項2の高齢者福祉費、目1の高齢者福祉総務費でございますが、前年に比較しまして338万1,000円の減額となっております。67ページの節18の備品購入費、介護予防備品購入費39万9,000円でございますが、新規で計上させていただきます。それから19の負担金、補助及び交付金でございますが、前年に比べまして555万2,000円の減額となっております。7のあすわ苑老人福祉施設事務組合負担金が減額となっております。それから、9の老人医療費負担金5万円でございますが、新規でございます。68ページをお願いいたします。節28の繰出金でございますが、2,293万5,000円ということですが、前年に比べまして75万5,000円の減額となっております。

69ページでございますが、目4の介護保険費、19の負担金、補助及び交付金でございますが、1,025万2,000円の増となっております。これにつきましては、1の安八郡広域連合負担金がふえております。これにつきましては、介護保険と老人福祉計画を共同で広域連合が作成するという事で増となっております。

次に、70ページをお願いいたします。項3の児童福祉費、目1の児童福祉総務費でご

ざいます。前年度より1,341万1,000円の増となっております。節12の役務費の4の保険料でございますが、これにつきましては基金を活用いたしまして3人乗り自転車の保険料1万5,000円、それから節18で備品購入費で安心子ども基金備品購入費ということで、公用車、それから体重計などを購入していくもので193万5,000円を計上いたしております。

目3の子ども手当費でございますが、4,792万1,000円の増となりました。扶助費で大幅な増額となっております。1の被用者子ども手当費でございますが、対象者を1,320人と見込みました。また、2の非被用者子ども手当につきましては、350人を見込みました。

74ページをお願いいたします。款4.衛生費、項1.保健衛生費、目1の保健衛生総務費でございますが709万8,000円の増となりました。7の賃金でございますが、これにつきましては新規で1,251万9,000円を上げさせていただきました。内訳といたしまして、栄養士2名分、保健師4名分を計上いたしております。出産、あるいは育児休業に伴う部分で計上させていただいたものでございます。

続きまして、76ページをお願いします。目2の予防費でございますが、13の委託料で5,134万7,000円ということで、2,540万7,000円の増となっております。委託料の4.予防接種委託料で4,239万8,000円計上いたしましたが、昨年度に比べまして2,539万6,000円の増となっております。

77ページをお願いします。目3の環境衛生費でございますが、8,306万1,000円の減となっております。これにつきましては、火葬場解体に伴う費用、それからやすらぎ苑の負担金の減が主な要因となっております。

79ページをお願いいたします。項2の清掃費、目1の清掃総務費でございますが、501万4,000円の減となっておりますが、これにつきましては19の負担金、補助及び交付金で負担金の減が主な要因でございます。

続きまして、81ページをお願いいたします。款5の農林水産業費、項1.農業費、目1の農業委員会費、このうち節14の使用料及び賃借料でございますが、新規でございますが、25万1,000円を計上させていただきました。全国農業担い手サミットに参加することで計上させていただきました。それと18の備品購入費でございますが、農業委員会備品購入費ということで、複合機能を持つプリンターを購入するものでございます。

83ページをお願いいたします。耕種農業費でございます。19の負担金、補助及び交付金で4の飛騨美濃じまん農産物育成支援事業補助金でございますが、前年に比べて475万3,000円の増となっております。それから7の小規模農家組織化支援事業補助金482万9,000円につきましては、新規でございます。榆俣北部を計画しております。

続きまして、84ページが目8の農地総務費でございますが、447万2,000円の増となっております。85ページの節8の報償費でございますが、このうち2の生態系保全推進協

議会講師謝礼12万円、これは新規でございます。それから節13の委託料でございますが、2のジャンボタニシ駆除委託料167万9,000円、緊急雇用創出事業を活用いたしまして計上させていただきました。それから19の負担金、補助及び交付金でございますが、1枚めくっていただきまして、3の農地・水保全管理支払い補助金で1,070万6,000円を計上させていただきます。

87ページ、款6の商工費、項1.商工費、目3の観光推進費でございますが、13の委託料、観光資源マップ作成委託料100万円、これにつきましては新規でございます。

90ページをお願いいたします。款7の土木費、項2の道路橋りょう費、目2の道路維持費、それから目3の道路新設改良費、目5の用悪水路費につきましては、投資的経費を調整し、計上させていただきます。

目2の道路維持費では工事請負費が7,014万2,000円ということで、前年に比べまして2,335万7,000円の減となっております。

それから道路新設改良費でございますが、委託料、工事請負費、あるいは公有財産購入費、補償、補てん費等が前年度は計上いたしてございましたが、今年度は計上いたしておりません。

91ページの項3の河川費、目1の河川総務費でございますが、3,371万円の減となっております。これにつきましては、本年度は工事請負費を計上いたしておりません。

1枚おめくりいただきまして、項4の都市計画費、目1の都市計画総務費でございますが、662万6,000円の減となっております。委託料の都市計画マスタープランの策定が完了いたしましたので、本年度はなくなっておりますので大きな減となっております。

目2の公共下水道費でございますが、前年に比べまして1,000万円の増ということで、1億6,000万円を特定環境保全公共下水道事業特別会計へ繰り出しをいたします。

94ページをお願いいたします。款8の消防費、項1の消防費、目2の消防施設費でございますが、15の工事請負費85万1,000円、これにつきましては塩喰消防車庫駐車場の整地工事ということで新規事業でございます。それから19の負担金、補助及び交付金でございますが、前年に比べまして348万円の減となっておりますが、これは補助金の住宅用火災警報器購入費補助金ということで大幅に減額をいたしております。この設置義務が本年5月31日までということで、この2ヵ月分を見込ませていただきました。

目3の防災費でございますが、この中に総合防災訓練の費用116万5,000円を計上いたしております。

97ページをお願いします。款9の教育費、項1の教育総務費、目2の事務局費でございますが、331万5,000円の減額となっておりますが、これにつきましては、中国との交流の関係で23年度につきましては訪問及び受け入れの予定がないと連絡が入りました。相手側の都合でございますが、この係る経費361万6,000円が減の主な要因でございます。それと99ページの負担金、補助及び交付金でございますが、14の日中交流フェスティバ

ル負担金で50万円、新規で計上させていただきました。

目3のプラネットプラザ管理費でございますが、1枚おめくりをいただきまして、節13の委託料でございますが、前年に比べまして265万1,000円の減となっております。主な要因は、アポロンスタジアムの改修工事の設計委託料の完了に伴うもの、それから公共施設の建物調査報告事業の委託料がなくなりましたので、この部分が減額となっております。それと節15の工事請負費につきましても、1,577万5,000円の減となっております。これは、改修工事に係る費用が今年度はございませんので減となりました。

続きまして、102ページの項2の小学校費、目1の小学校管理費でございますが、修繕料で各小学校の費用169万円がふえております。内訳といたしまして、仁木、福東は各1カ所、それから大藪が2カ所を予定しております。それと103ページの工事請負費でございますが、491万3,000円ということで59万4,000円の増となっておりますが、修繕工事、仁木と大藪が各1カ所、それから福東が3カ所を予定しております。それから備品購入費でございますが、169万9,000円ということで前年より252万4,000円の減となっております。

目2の教育振興費でございますが、賃金で186万円ふえておりますが、これにつきましては留守家庭の指導員の関係でございますが、大藪の教室で1名増と、それから夏季休暇中に留守家庭を開設いたしますので、これに伴う2名分を計上いたしております。それから11の需用費でございますが、消耗品費で318万5,000円ふやしております。クラス増、あるいは教師用の指導書等の購入費用でございます。104ページをお願いします。20の扶助費でございますが、1の要保護・準要保護児童扶助費で64万5,000円ふえております。対象者は33名でございます。

105ページでございますが、項3の中学校費、目1の中学校管理費でございます。給料関係で473万7,000円減っておりますが、職員が退職いたしましたので賃金で用務員1名を確保いたしております。それから節11の需用費でございますが、光熱水費で471万円ということで、71万円増としております。これにつきましては、学校開放に伴い電気料金をアップさせていただきました。1枚めくっていただきまして、委託料の14のエレベーター保守点検委託料でございますが49万9,000円、これは新規でございますが、エレベーターの運転を再開したいということでございます。保護者の方に車いすを使われる方がお2人お見えになるということで計上させていただきました。

続きまして、112ページをお願いいたします。項6の保健体育費、目1の保健体育総務費、節9の旅費でございますが32万1,000円、13万6,000円ふえております。これにつきましては、山口等先進地の視察代を入れております。それから13の委託料でございますが22万8,000円、2の軟式野球競技業務仕様書制作委託料で15万8,000円、これは新規の事業でございます。

続きまして、113ページが目3の学校給食費、節2の給料で昨年は5名分を計上いた

しておりましたが、4名分でございます。それから7の賃金でございますが、1名分をふやしております。1枚おめくりをいただきまして、節13の委託料でございますが、314万2,000円ということで30万1,000円の増となりました。新規では14のフライヤー清掃委託料18万9,000円でございます。それから18の備品購入費で208万5,000円、給食センターの備品購入費ということで、フードスライサー等を購入していくものでございます。

116ページをお願いいたします。款10の公債費、項1の公債費でございますが、目1の元金で503万8,000円の増となっております。平成22年末の一般会計債の現在高は約26億4,700万円となっております。

これで一般会計の説明を終わりますが、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（浅野利通君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

また、先ほどの補正予算と同じようなことになるかもしれませんが、法人税が5割近く前年度に対して上がっていると、これについて20社ほどからヒアリング調査をしたというようなお話でしたけれども、今、景気の方はよくなっているというふうに判断してもいいのかどうかというところをお伺いしたい。

その一方で、個人の町民税についてはマイナスになっておるということは、どういうふうにこれを解釈したらいいのか、ちょっと理解に苦しむわけですが、その辺のところを解説ができればお願いしたいと思います。

それから固定資産税につきまして、今年度にエフピコの大規模な設備ができたわけで、かなりの償却資産、あるいは固定資産、建物の関係ですけれども、こういったものの固定資産の増が見込まれるのではないかと、いうふうに思うわけですが、こういったことも考慮されているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

それから、臨時職員というのは全体でふえる傾向にあるのか。正職員が臨時職員に置きかわっているところも見られたようですけれども、全体として正職員から臨時職員にシフトしていくというようなことがあるのかどうか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（浅野利通君）

会計管理者兼税務課長 小川美代子君。

○会計管理者兼税務課長（小川美代子君）

まず法人税につきましてですが、景気はよくなったと判断していいかという御質問なんです、企業によってはまだまだ厳しい状況のところもございますし、22年度の当初と比べますと幾分かは伸びてきたというようなところもございます。全部が全部よくなったというふうには言い切れない状況がまだ続いていると思われま。

あと、個人は予算的に減っているがどういうことかということなんです、まだまだ企業等の変動といいますか、落ちついた景気を持ち直しが来ておりませんので、その分を22年度見込みから5%ぐらいは落ち込み分ということで見ております。

それから固定の関係ですが、委員会の方でまたお話をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。以上です。

○議長（浅野利通君）

参事 中島修君。

○参事（中島 修君）

臨時職員と正職員の全体としての御質問ですけれども、基本的にはふえているというよりも、技能労務職の職員につきましては、現在採用はしておりませんので、残念ながら臨時職員で対応していくということとなっております。

それと全体的にふえたと言われますけれども、問題点もございまして、どうしても職員の出産、あるいは育児休業等で休まれるということが予測できれば、やはり臨時職員で対応していかなければならないということで、その時点で見れば増加傾向という部分もあるかと思ひます。

○議長（浅野利通君）

そのほかありませんか。

（発言する者なし）

○議長（浅野利通君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第7号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第7号 平成23年度輪之内町一般会計予算については、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（浅野利通君）

日程第14、議第8号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算、日程第15、議第9号 平成23年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算、日程第16、議第10号 平

成23年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計予算を一括議題とします。

参事から議案説明を求めます。

中島修君。

○参事（中島 修君）

それでは、予算書の131ページをお願いしたいと思います。

議第8号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算。平成23年度輪之内町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8億5,900万円と定める。

第2条、地方自治法の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、6,000万円と定める。

第3条、地方自治法の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。平成23年3月7日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

それでは、139ページをお願いします。歳入から御説明を申し上げます。

款1. 国民健康保険税、項1. 国民健康保険税、目1. 一般被保険者国民健康保険税ということで、節1. 医療給付費分現年課税分でございますが1億7,059万円、前年度に比べまして1,193万6,000円の増としております。対象者は2,380人で計算をいたしました。3の介護納付金分現年度分2,291万6,000円、101万6,000円の増となっております。対象者は800人で計算をいたしております。5の後期高齢者支援金分現年課税分4,922万1,000円、312万5,000円の減となっております。対象者は2,380人で計上いたしております。

目2の退職被保険者等国民健康保険税でございますが、1の医療給付費分現年度課税分では1,361万8,000円で、238万円の増となっております。対象者は190人でございます。3の介護納付金分現年度分につきましては487万円で、対象者170人でございます。5の後期高齢者支援金分現年課税分393万1,000円、190人で計上いたしております。

1枚めくっていただきまして、141ページをお願いいたします。款3の国庫支出金、項1の国庫負担金、目1の療養給付費等負担金で前年度に比べまして547万9,000円の増となっております。現年度分で1億6,622万円、前年度に比べまして545万9,000円の増となっております。決算から法定負担率を想定しながら計上させていただきました。

目3の高額医療費共同事業負担金でございますが、129万円の増となっております。これにつきましては、拠出額に法定負担率を掛けまして計上させていただきました。

次に項2の国庫補助金、目1の財政調整交付金でございますが、199万4,000円の増となっております。1の普通財政調整交付金、ここで199万4,000円の増となっております。決算数値から交付率を想定いたしまして計上させていただきました。

目2の出産育児一時金補助金でございますが、20件分で計上いたしております。

143ページをお願いいたします。款5の前期高齢者交付金、項1の前期高齢者交付金でございますが、2,188万1,000円の増となりました。一般被保険者の医療費の激増に充てる交付金でございます。見込んで上げさせていただきました。

続きまして、144ページをお願いいたします。款6の県支出金、項1の県負担金、目1の高額医療費共同事業負担金でございますが、129万円の増となっております。なお、県の負担率は25%でございます。

次に項2の県補助金、目2の国保臨時特別助成事業補助金でございますが、新規でございますまして、100万円を計上させていただいております。

款7の共同事業交付金、項1.共同事業交付金でございますが、目1の高額医療費共同事業交付金、それから目2の保険財政共同安定化事業交付金、いずれもマイナスとなっております。全体では前年に比べまして2,027万5,000円の減額となっております。

続きまして、歳出について御説明を申し上げますので、153ページをお願いいたします。

款2の保険給付費、項1の療養諸費、目1の一般被保険者療養給付費でございますが、2,378万1,000円の増となりました。これにつきましては、過去の実績、それから伸び率等により算定をいたしました。対象者は2,380人で計算をいたしております。

目2の退職被保険者等療養給付費でございますが、501万円の増となっております。対象者は193人で計算をいたしました。

続きまして、154ページをお願いいたします。項2の高額療養費、目1の一般被保険者高額療養費でございますが、868万円の増となりました。対象者を2,343人で計算をいたしております。

次に目2の退職被保険者等高額療養費でございますが、173万5,000円の増となっております。対象者193人で計算をしております。

続きまして、158ページをお願いいたします。款3の後期高齢者支援金、項1.後期高齢者支援金でございますが、目1の後期高齢者支援金で512万7,000円の減となっております。これにつきましては保険に対する拠出金でございます。

続きまして、161ページをお願いいたします。款6.介護納付金、項1.介護納付金、目1の介護納付金でございますが、290万4,000円の増となりました。対象者は972人で計算をいたしております。

163ページをお願いいたします。款8の保健事業費、項1.特定健康診査等事業費、目1の特定健康診査等事業費でございますが、前年に比べまして177万1,000円の増となっております。19の負担金、補助及び交付金で1,080万1,000円ということで、前年度に比べまして174万3,000円の増となっております。該当する方は1,650人で、受診見込みを940人として計上いたしました。

これで議第8号の説明を終わります。続いて議第9号の説明をさせていただきます。

175ページをお願いします。

議第9号 平成23年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算。平成23年度輪之内町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は6,600万円と定める。平成23年3月7日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

予算の計上に際しまして、それぞれ関係する部分につきましては、岐阜県の広域連合の数値をもとに計上いたしました。

それでは、181ページをお願いいたします。歳入から説明を申し上げます。

款1. 後期高齢者医療保険料、項1. 後期高齢者医療保険料ということで、目1の特別徴収保険料でございますが、640万8,000円の減となっております。

それから普通徴収保険料でございますが、328万1,000円の減となっております。なお、特別徴収と普通徴収の割合は、69対31の割合でございます。

続きまして、183ページをお願いいたします。款3の後期高齢者医療広域連合支出金、項1の委託金でございますが308万8,000円の増となりました。保健事業費委託金でございます。

続きまして、歳出の説明を申し上げますので、189ページをお願いいたします。

款1の総務費、項1の総務管理費、目1の一般管理費でございますが、前年に比べまして10万2,000円の減となっております。11の需用費で31万3,000円、前年に比べまして5万1,000円の減ということでございます。それから13の委託料でございますが、システム委託料130万8,000円、前年に比べまして5万9,000円の減となっております。

続きまして、191ページをお願いいたします。款3の保健事業費、項1の保健事業費でございますが、目1の保健事業費で314万2,000円増となっております。節13の委託料でございますが、健診費用委託料423万7,000円ということで、前年に比べまして288万4,000円の増となっております。対象者を1,000人といたしまして、受診率は50%ということで計上させていただいております。

以上で議第9号の説明を終わります。

続きまして、議第10号の説明をさせていただきますので、195ページをお願いいたします。

議第10号 平成23年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計予算。平成23年度輪之内町の児童デイサービス事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,600万円と定める。平成23年3月7日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

201ページをお願いいたします。歳入から御説明申し上げます。

款1. 障害福祉サービス費、項1. 介護給付費、目1. 児童デイサービス費ということで、前年に比べまして20万1,000円の減となっております。

次に、202ページをお願いします。款2の使用料及び手数料、項1の使用料でございますが、目1.障害福祉サービス使用料ということで、前年度と同額でございます。対象者20人で計上いたしております。

207ページをお願いいたします。歳出の説明を申し上げます。

款1.総務費、項1.総務管理費、目1の一般管理費でございますが、前年度に比べまして1万円の増となっております。節11の需用費でございますが、2の食糧費5万3,000円でございますが、これは児童デイの行事用の食糧費でございます。

208ページをお願いします。款2の障害福祉サービス事業費、項1.介護給付事業費、目1.児童デイサービス事業費ということで、これにつきましては人件費が主なものでございます。19の負担金、補助及び交付金の負担金でございますが319万8,000円、前年度に比べまして42万円の増となっております。内訳といたしましては、施設管理費が43万5,000円、利用者の軽減負担分が76万8,000円、それから一般会計人件費の一部負担が199万5,000円で計上させていただいております。

以上で議第10号の説明を終わります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（浅野利通君）

これより一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（浅野利通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第8号から議第10号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、文教厚生常任委員会に付託することにしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第8号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算、議第9号 平成23年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算及び議第10号 平成23年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計予算については、文教厚生常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（浅野利通君）

日程第17、議第11号 平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

及び日程第18、議第12号 平成23年度輪之内町水道事業会計予算を一括議題とします。

参事から議案説明を求めます。

中島修君。

○参事（中島 修君）

それでは、予算書の215ページをお願いします。

議第11号 平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算。平成23年度輪之内町の特定環境保全公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は6億2,200万円と定める。

第2条、地方自治法の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第3条、地方自治法の規定による一時借入金の借り入れの最高額は、5億円と定める。平成23年3月7日提出、岐阜県安八郡輪之内町長。

それでは、220ページをお願いいたします。第2表、地方債ということで、起債を起こしますのは公共下水道整備事業債ということで2億1,600万円でございます。前年度は1億7,700万円ございました。起債の方法、利率、償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

それでは、223ページをお願いいたします。歳入から御説明申し上げます。

款1. 分担金及び負担金、項1. 負担金、目1. 下水道事業受益者負担金でございますが、前年度に比べまして186万9,000円の減といたしました。60件分を計上いたしました。

次に、224ページをお願いいたします。款2の使用料及び手数料、項2の使用料、目1の下水道使用料でございますが、689万9,000円の増となりました。現年度分でございますが、559戸が接続されるといたしまして計上いたしております。

225ページをお願いいたします。款3の国庫支出金、項1の国庫補助金、目1の特定環境保全公共下水道費国庫補助金でございますが、3,900万円の減といたしております。対象事業費の2分の1を計上いたしております。

228ページをお願いいたします。款6の繰入金、項1の基金繰入金でございますが、目1. その他特定目的基金繰入金6,000万円ということで、前年度より500万円の減となっております。

同じく項2の他会計繰入金で目1の一般会計繰入金でございますが1億6,000万円、1,000万円の増といたしております。

続きまして、233ページをお願いいたします。歳出の説明を申し上げます。

款1. 公共下水道費、項1. 特定環境保全公共下水道費、目1. 特定環境保全公共下水道建設費ということで3億9,968万3,000円、496万円の増となっております。節13の委託料でございますが、下水道事業実施設計業務委託料で4,342万3,000円、782万3,000円前年度に比べましてふえております。工事の設計、あるいは積算、下水道台帳等の整備にか

かわる委託料でございます。節15の工事請負費でございますが3億2,000万円、前年度に比べまして300万円の減となっております。

236ページをお願いいたします。款2の公債費、項1の公債費、目2の利子でございますが、6,904万3,000円を計上させていただきました。前年度より331万2,000円の増となっております。

以上で議第11号の説明を終わります。

続いて、議第12号の説明を申し上げます。243ページをお願いいたします。

議第12号 平成23年度輪之内町水道事業会計予算。

第2条で業務の予定量は次のとおりとすることで、給水戸数は2,865戸、年間総給水量114万1,656立方メートル、1日平均給水量3,128立方メートル、主な建設改良事業でございますが、1億552万9,000円となっております。すべて前年度よりふえております。

第3条でございますが、収益的収入及び支出の予定額は次のとおりとすることで、収入でございますが1億440万円、内訳といたしまして、営業収益と営業外収益がございます。支出でございますが、収入と同額でございます。なお、内訳といたしまして、営業費用、営業外費用、予備費がございます。

244ページをお願いいたします。第4条で資本的収入及び支出の予定額は次のとおりと定めるということで、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額9,960万円は、過年度分損益勘定留保資金9,960万円で補てんするものとする。収入につきましては2,410万円でございます。内訳といたしまして、工事負担金、補償金でございます。支出につきましては、資本的支出で1億2,370万円、内訳といたしまして、建設改良費、それから企業債償還金となっております。

第5条で、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないということで、職員給与費665万8,000円を規定いたしております。

第6条でございますが、棚卸資産の購入限度額は100万円と定める。平成23年3月7日提出、岐阜県安八郡輪之内町長ということでございます。

それでは、260ページをお願いいたします。平成23年度輪之内町水道事業会計収支予算明細書、収益的収入及び支出。

款1.水道事業収益、項1.営業収益ということでございます。目1の給水収益でございますが、前年度に比べまして125万1,000円の増となっております。官公署用で1カ所ふえております。大藪消防車庫に給水を開始しましたので、その分がふえております。

261ページでございますが、項2の営業外収益ということで、目1の受取利息及び配当金で7万7,000円の減となっております。預金利息でございまして、金利の低下によるものでございます。

1枚めくっていただきまして、262ページでございますが、収益的支出の款1. 水道事業費、項1. 営業費用でございますが、目1の原水及び浄水費で60万円の増となっております。これは動力費の電気使用料で60万円ふやさせていただきました。

目2の配水及び給水費でございますが、6万4,000円の減となっております。まず、委託料では121万5,000円ということで、前年度に比べまして226万4,000円の減となっております。それから、修繕費でございますが830万円、配水管、給水管の漏水修理代、それから量水器、止水栓漏水修理代がそれぞれふえております。

264ページをお願いいたします。目4の減価償却費でございますが5,470万2,000円、91万7,000円の増となりました。内訳といたしまして、構築物減価償却費で92万3,000円の増となっております。

次に款1の水道事業費、項2の営業外費用、目3の公課費でございますが、47万5,000円の増となっております。消費税及び地方消費税の増でございます。

続きまして、資本的収入及び支出ということでございますが、支出の説明をさせていただきます。

項1の建設改良費、目1の配水施設拡張費でございますが、1,575万4,000円の増となっております。工事請負費で1億円となっておりますが、前年度に比べまして1,495万円の増となっております。

以上で議第12号の説明を終わります。

よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（浅野利通君）

これより一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

先ほどの補正予算で一括交付金化で国の補助金が少なくなったというような話がありましたけれども、来年度についてはその辺はどのようになるのか。当町の拡充計画に支障を来すようなことはないのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（浅野利通君）

建設課長 加納孝和君。

○建設課長（加納孝和君）

来年度の補助金につきましては、工事量は満額上げてございますが、補助金はまだ来年度はどうなるかというのが確定しておりませんが、一応全額上げてございます。

先ほど言われました、もう1点は。

○9番（森島正司君）

工事の進捗状況は。

○建設課長（加納孝和君）

進捗状況は、予定どおりというか、お金が減ってきますと工事も進まないかもしれませんが、目標に置いていました年度には何とか完成したいなあとは思いますが、お金がついてきませんのでちょっとおくれるかもしれません。以上です。

○議長（浅野利通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（浅野利通君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議第11号及び議第12号は、お手元に配りました議案付託表のとおり、総務産業建設常任委員会に付託することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第11号 平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算及び議第12号 平成23年度輪之内町水道事業会計予算については、総務産業建設常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（浅野利通君）

日程第19、議第13号 輪之内町男女共同参画推進条例の制定についてを議題とします。参事から議案説明を求めます。

中島修君。

○参事（中島 修君）

それでは、議案書の28ページをお開きください。

議第13号 輪之内町男女共同参画推進条例の制定について。輪之内町男女共同参画推進条例を次のように定めるものとする。平成23年3月7日提出、輪之内町長。

今回の条例につきましては、推進条例と言っておりますが、この条例は基本条例にとどまらず、具体的な政策を推進することを目的といたしまして推進条例としております。

今回の条例につきましては、前文、それから5章、第19条から構成しております。そして、最後に附則を設けております。

それでは、29ページから説明をしていきたいと思えます。

まず前文につきましては、この条例制定の意義や趣旨を明らかにしております。輪之内町の課題を提示し、男女共同参画社会の形成の必要性を明らかにしております。そして男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいくことの決意表明をしております。

それでは、第1章の総則に入らせていただきます。

第1条は目的でございますが、この条例は基本的な考え方を定め、責務を明らかにし、基本となる事項を定めることによりまして男女の人権が平等に尊重され、個性や能力を發揮できる社会を実現することを目的といたしております。

第2条では定義をいたしております。七つの言葉、男女共同参画、そして固定的性別役割分担意識、ドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラスメント、町民、事業者等、町の用語の意義をここで定めております。

第3条では、基本的な考え方ということで八つの事項を上げております。男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本的な考え方として、あらゆる分野において、町、町民及び事業者等が協働し進めてまいります。1として男女の人権が尊重され、個性と能力が發揮できる機会が確保されること。そして2といたしまして、活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮すること。3といたしまして、男女が社会の対等な構成員として共同して参画する機会が確保されること。4といたしまして、教育は、男女共同参画を推進するための教育が行われること。5といたしまして、家族を構成する男女が相互の協力と社会の支援のもとに、家族の一員としての役割を円滑に果たし、活動に対等に参画できるようにすること。6といたしまして、男女は個人としてひとしく尊重されるようにすること。7番目に、性による人権侵害は根絶するように努めること。8といたしまして、男女共同参画の推進は、国際社会における取り組みと協調して行うこと。このような考え方で進めてまいります。

第4条でございますが、町の責務ということで規定をいたしております。第1項で、町はこの施策を総合的に策定し、計画的に実施してまいります。そして、町は啓発活動を行い、町民、事業者等との連携に努めてまいります。そして必要な法制上及び財政上の措置を講ずるように努めていくものでございます。

第5条では、町民の責務を規定いたしております。町民は、男女共同参画社会に関する理解を深め、あらゆる分野において主体的かつ自立的に取り組むように努めるというふうに規定をしております。

第6条では、事業者等の責務ということで規定をしております。事業者等は、就業環境を整備し、職域における活動に平等に参画することができる機会を確保、それから町が実施する施策に積極的に協力するようにと責務を定めております。

第7条では、性別を理由とした人権侵害行為等の禁止を規定いたしております。三つの分野を定めて、性別による差別的取り扱い、セクシャル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスを規定いたしております。

第8条では情報の表示に関する配慮ということで、何人も公衆に表示する情報については、性による人権侵害に結びつく表現、または不必要な性的表現を用いることのないように努めるということでございます。

第2章で基本的施策の推進ということで、第9条では男女共同参画プランの策定ということで、町長は、基本的なプランを策定すると。そして、このプランを変更するときは、男女共同参画審議会の意見を聞くとともに、その意見を反映することと規定をいたしております。そして、このプランを策定、または変更したときは、速やかに公表すると規定をいたしております。

それから第10条では参画の機会の確保ということで、町は男女共同参画に配慮するとともに、当該機会を積極的に提供するように努めると、努力規定をここで入れております。

第11条では情報提供及び広報活動ということで、町は情報の提供を行い、理解を深めるための広報活動を行うように規定をいたしております。

第12条では学習に対する支援ということで、町は、この男女共同参画社会の形成についての関心と理解を深めるために研修の機会を提供、あるいは学習に対する支援を行っていくものでございます。

第13条でございますが、推進体制の整備ということで、町長は、この男女共同参画社会の形成の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために体制を整備していくというものでございます。

第14条で進捗状況の報告ということで、町長は、事業者等及び保育または教育に携わる人に対してこれらの報告を求めることができます。

第15条では推進月間ということで、町は、男女共同参画推進月間を毎年11月と規定をいたします。なお、この期間は岐阜県と同じでございます。

第16条では公表ということで、町長は、この施策の実施状況を定期的に公表していくということでございます。

第3章では是正の申し出または相談ということで、第17条に是正の申し出または相談の措置等ということで規定をいたしております。町長は、是正の申し出を受け付け、適切に対応すると。そして、町長は、町民から性別を理由とした差別的取り扱い、それから男女共同参画社会の形成を阻害することに関し相談を受け付け、必要な支援を行ってまいります。前2項に規定いたしました是正の申し出、あるいは相談を受け付けた場合は、町長は関係機関と連携し、必要な支援を行ってまいります。そして町長は、第1項、第2項のこの是正の申し出または相談があった場合は、必要に応じて審議会に意見を聞くことができると規定をしております。

第4章で男女共同参画審議会、第18条で規定をさせていただきました。町は、男女共同参画社会の形成の推進に関し、調査、評価及び審議をするため審議会を設置してまい

ります。審議会は、町長の諮問に応じ、調査審議し、答申をいたします。審議会は、施策等について町長に意見を述べることができます。それから、審議会の組織及び運営に関しまして必要な事項は、町長が別に定めると、このように規定をいたしております。

第5章は雑則ということで、委任規定でございますが、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしております。

なお、附則といたしまして、この条例は平成23年4月1日から施行するものでございます。

どうかよろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（浅野利通君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

男女共同参画社会というものは、当然実現されなければならないことなんですけれども、なぜ今この時点でこういう問題が起き上がったのか、条例策定ということになったのか。

そして条例をつくるのは、それを実施すればいいわけであって、条例というような形式をとらなければならないのかどうか、それもちよっとよくわからないんですけれども、その辺の関係をお聞かせ願いたい。

それから、先ほどの説明の中で、町の男女共同参画に対する課題を明らかにするというのが最初のところで話があったと思うんですけれども、現在どのような課題をつかんでおられるのか、どういう問題があってそれをどのように是正していこうとしておられるのかというようなこと、その課題というのをもうちょっと具体的に明らかにしてもらいたいと思います。

そもそも男女共同、男女同権、あるいは男女平等とか、いろいろ言われますけれども、これは過去の古い歴史的な問題があって、男尊女卑の考えから、それではだめなんだというところから来ているわけで、我々の認識の変革をしなければいけないと思うんですけれども、この条例をつくれればそれで終わりというものでは決してない。

先ほど話がありましたけれども、この条例作成に当たって8回ほどの審議会が開かれたと、そういう過程が大事だと思うんですね。だから、これきょう一日で議決してしまおうということで、もっと本当は十分議論して、議論する中でそういう意識を改めていく、変えていく、こういうことが大事じゃないかと思うわけなんですけれども、その辺具体的に、どのようにこの意識変革をしていこうとしておられるのかということ、本当に

これ実効あるものになるかどうかと。この条例はつくったけれども、ただつくったで終わりだというんでは意味のないことであって、それを実効性のあるものにしていく必要があると思うわけですが、その辺どのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（浅野利通君）

参事 中島修君。

○参事（中島 修君）

まず、この時点でどうして条例が必要かということでございますが、御承知のように、輪之内町では最初に「きらめきプラン」が策定をされました。そして、今回、第2次のプランの策定となったわけですが、このプランの実効性を担保するためには条例が必要であるという認識のもとで今回の条例制定に至ったわけでございます。

それと課題等のことも言われましたが、やはりまだ輪之内町におきましても男女共同参画の基本的な考え方、第3条にも規定をいたしておりますが、本当にあらゆる分野においてそういうお互いが、先ほど森島議員も言われましたが、我々もまだ昔の意識でとらえている部分もあるかと思いますが、やはり認識を新たにして取り組んでいく必要があると思いますし、行政機関の各審議会等の委員の構成を見ましても、女性の方の参画も大変少ない状況であります。

翻って、輪之内町の職員の中の幹部登用につきましては、だんだん見直しを行いながら、優秀な職員につきましては登用を図っているところでございますが、我々自身がどうしてもそういう課題を、一人ひとりが持って解決していくという意識改革ができれば、この条例とプランが成功するのではないかと考えております。

それと過程が見えなかったというお話だったんですけれども、これにつきましては、以前森島議員から御指摘を受けましたので、早速そのように過程がわかるように公開をしていくということで準備を進めておりますが、今回、この条例制定に当たりましては、ホームページ等でパブリックコメントも募集をさせていただきましたが、一つも意見がございませんでした。ということは、裏を返せば課題がそこにあるのではないかと、そのようにとらえております。以上です。

○議長（浅野利通君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

具体的なこのプランというのは、きらめきプランがあって進めてきたと、今度第2次のプランを策定されたんですか、ちょっとわかりませんが、具体的にどんなプラ

ンが立てられて、それをこれまで実行してきたのか、あるいはこれから実行しようとしているのか、その辺をもう少し具体的に明らかにしてもらいたいと思います。

○議長（浅野利通君）

参事 中島修君。

○参事（中島 修君）

まず、前回のプランにつきましては、庁舎内の職員に際してプランの関係、それからアンケート、新しいプランを策定する段階におきまして、中学生、あるいは一般の方にもアンケートをとりました。そして、それを踏まえてプランを策定するということで、審議会から報告をいただいて、現在、職員間の内部でも調整をしておりますが、それをもとに公表していきたいと思っております。以上です。

○9番（森島正司君）

どんなことをやっているかということ。

○議長（浅野利通君）

参事 中島修君。

○参事（中島 修君）

まとめましたら、印刷物にして、概略版、あるいはそういう計画書を公表してまいります。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

それは大した問題ではないのかもしれないけれども、単なるパフォーマンスに終わらないように。何かこれを読んでおっても、なるほどなど思うところがあんまりないわけないやね、ただ、だらだらと書いてあるだけでね。それで、これは間違っておるわけじゃないかもしれないけれども、例えば基本的な考え方として、ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメント等の人権侵害を根絶するように努めること、こんなもん努めることやないわね、やっちゃあいけないことなんですよ、基本的な考え方としてね。

それから、この文章の意味がわからないのも、基本的な考え方の2番のところで「社会における制度または慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して」、これどういう意味なのかなあとって、慣行が性別による固定的な役割分担、その性別による固定的な役割分担があるかのように読めるんですね。だから、その性別の役割分担を反映して、活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮する、何を言っているかよくわからないんですけれども、これは国語の問題なのかもしれませんけれども、もっとわかりやすい表現が必要じゃないかなあと。ただ、この条例をつくれればそれでい

いんじゃないなくて、もう少し具体的なことが必要じゃないかなというふうに思うわけですが、その辺のところ、見解をお願いしたいと思います。

○議長（浅野利通君）

参事 中島修君。

○参事（中島 修君）

基本的な部分で言われましたが、全協の中でも御説明をさせていただきましたけれども、この基本的な考えで今言われました、2の社会における制度、慣行の問題でございますが、男は仕事、女は家庭といった性別により固定的な役割分担などが反映されることで、結果として個人の生き方や活動の自由な選択を妨げ、この男女共同参画の推進を阻害する要因となるおそれがあるので配慮してほしいということで、ここに掲げたわけでございます。

なお、多分お手元にこの条例の解説は、この前の全協でお渡ししてございますが、それをもう一度読んでいただければわかると思いますが、我々の立法の趣旨としては、やはり理解される、いい社会が形成されるということ、進んでいくわけですので、やはり条例で、問題があれば審議会で審議を、またもんですばらしい条例につくり上げていくということも保障されておりますので、どうか御理解をいただきたいと思います。

（「議長」の声あり）

○議長（浅野利通君）

5番 田中政治君。

○5番（田中政治君）

男女共同参画、今、いろんな意味で雇用均等とか、いろんなことで男女のこういう意識がなくなりつつあるんじゃないかなと思っておるんですが、ここに今の、森島さんも先ほど来から何回もおっしゃっているみたいに、条例をつくって、今でいいですよ、子育てをする男性を「育メン」とか、いろんな言葉が生まれて、男でも女でもみんなで行こうやという機運が高まっているというのに、それをあえて条例をつくって、なら私に、例えば家庭の中で、私の家では育児はあなたがやりなさいよと、私、仕事に行きますよ、その反対の場合、おまえが仕事をやっておれが育児をやるのはおかしいじゃないかともめたときに、それは男女が共同参画という大儀の中で、そういうのは家庭内の話し合いであって、それを条例で決めて、それで苦情を申し立てて、その仲介をだれがとって、その審議会が解決してくれるのかとか、そういったことをこういう条例で規定するということは、そこまで責任のあることを規定してやらないと絵にかいたもちみたいで、いいことばっか並べたような、これは抽象的で、本当にどこまで踏み込んだ、これ条例をつくったとしても運用の中でできていくのかなというのを、反対とか、そういうことじゃなくて、今の条例をつくって、それならこれ罰則規定とか、罰則までは言いませんけれども、条例というのは決められたことに対して問題があったときには何らかの、それ

を守らせるとかという意味のものがあるのかどうか、これ、そこら辺までを想定してつくられているのか、そこら辺のことはどうするんですかね。

○議長（浅野利通君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

いろいろ御意見をお伺いしております、であるからこそ、やはりこの男女共同参画条例というのは必要なんだろうという思いを強くしておることをまずもって御理解いただきたいな、そんなふうに思うわけであります。

男女共同参画推進法ができてから、本来は男女共同参画というものが法律なり条例なりに規定しなくても、みんながそうだなあと思う社会ができるのが望ましいわけですが、それは多分これから先も含めてなかなか道は遠いと思っています。そういう意味では、現段階でなし得ることを少なくともみんなに周知し得るという意味では、条例という形で御提案するのが一番現状にふさわしいという理解をしておることを御理解いただきたいと思います。

それと、いろいろその基本的な考え方の中で幾つかの国語的表現も含めて御議論があるかと思いますが、これは一つには、例えば国の法律なんかでいう、いわゆる手続条例だとか、そういったものではなくて、条例の性格としては宣言条例的な性格を持っておりますから、要はその意味するところが一番わかりやすい方法を、そういう表現をとったということでもあります。そういう意味で御理解いただきたいということと、先ほどの、ここに書いてあるから、何ぞ罰則でもあるんかという話ですが、ここでいういろんな意味の是正の申し出とか相談というものについて、そこへ行くのか、基本的にはそういった個々の問題というよりも、その個々の問題を通じて浮かんでくる一般的な問題点、課題について御審議をいただくということの方がより正確な表現だろうと思っています。ただ、当然そういうものを、この17条を見ていただいてもおわかりのとおり、そういうものを排除する趣旨ではないんだけど、そこでできるものについては、一般論として周知し得るもの、それから一般論として判断し、皆さんにお願いした方がいいものについてここで御議論をいただくと。当然、DVでありますとか、そういったものについての個々具体的な問題については、これは当然のことながらプライバシーの問題もあるわけですし、それは紛争当事者の意向に従って適切な解決がされていくべきものでありまして、公衆の面前でそのすべてをひけらかして議論すべきものではないと私は考えております。

それから、当然のことではありますが、これは再度繰り返しになるかもしれませんが、男女共同参画に対する認識というのは、その時代的背景のもとで当然変わってきます。ですから、ここに書いてあることが、もうそれは陳腐なものだというふうに皆さんが理解されれば、当然新たな課題に入れかえるということはこの条例の中でなし得る話でござ

ざいますので。

いろんな御意見があります。御意見があるからこそ共同参画の実現ができていないということでもありますから、その意見が全部おさまるまでこういうものを制定せずにおけば何ら一步も進まないということになりますので、その辺のところは、こういう形でも進めざるを得ないという、ある意味男女共同参画について今まで一生懸命やってきたけれども、危機的な状況を考えているからこそこういうものを制定しようとしているんだと、その辺は、もう少し我々の思いというものを御理解いただけたらありがたいなど、そんなふうに思っております。

当然この議場においでになる皆様方は、男女共同参画という一つの大きな目標について何ら異議を申し立てられるような方ではないと信じておりますので、その辺はよろしくをお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（浅野利通君）

そのほかありませんか。

（発言する者なし）

○議長（浅野利通君）

これで質疑を終わります。

これから議第13号の討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

別にこの男女共同参画の条例に反対するわけではありませんけれども、もうちょっと具体的に要望しておきたいと思います。

例えば、今この議場の中でそちらの執行部側へ座っておられる方、先ほど女性職員の幹部登用と言われましたけれども、それが非常に執行部自身がおくれているのではないかと。いろいろと言われるけれども、執行部自身はその先頭に立っていないというのが現実ではないかというふうに、まず私は思います。

それから、今現実に職員の皆さんの中でお茶くみとか、そういったことはほとんど女性の職員の方がやっておられる、これも男女共同参画に反していることということが具体的な事実として存在しているということを思うわけであります。したがって、本当に男女共同参画ということを町長初め執行部の皆さんが真剣に考えておられるなら、まず足元から実践していただきたいということを思います。

そのプランをどのように作成していくか、今後、審議会を、まだそれもできていないというようなことを聞いていましたけれども、本来なら条例と同時にこの参画プランを

策定して、即、示していただかなければならないんじゃないかというふうに思うわけ
あります。要するに、条例をつかってそれで終わりではだめであって、具体的に進めて
いっていただきたいということを、賛成はしますけれども、そういうことを要望してお
きたいと思います。

○議長（浅野利通君）

ほかに討論ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（浅野利通君）

これで討論を終わります。

これから議第13号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第13号 輪之内町男女共同参画推進条例の制定については、原案のと
おり可決されました。

○議長（浅野利通君）

日程第20、議第14号 輪之内町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定につ
いて及び日程第21、議第15号 輪之内町の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例
の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

参事から議案説明を求めます。

中島修君。

○参事（中島 修君）

それでは、議案書の35ページをお願いいたします。

議第14号 輪之内町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について。輪之
内町一般職の任期付職員の採用等に関する条例を次のように定めるものとする。平成23
年3月7日提出、輪之内町長。

36ページをお願いいたします。今回の条例の制定は、国において地方行政の高度化、
専門化が進み、公務部外の専門的な人材を一定期間活用する必要性が高まってきたとい
うことで、平成14年に地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律が公布さ
れました。その後、任用等の多様化により改正され、今日に至っております。

輪之内町におきましても、この条例制定によりまして専門知識のある方を任期付で採
用していくことを可能にし、この法律に規定しております、条例で定めることとなって

おりますので、今回、新しく条例を提案するものでございます。

第1条では趣旨ということで、この条例の根拠法は、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律でございます。これによりまして職員の任期を定めた採用に関し必要な事項を定めるとしております。

第2条では、専門的知識経験がある者を専門的知識経験が必要とされる業務に従事させる場合の採用ができる該当各号を上げてございます。なお、第2条の規定は、根拠法の第3条の規定を準用いたしております。なお、以下の条も同様準用いたしております。

第3条につきましては、一般の職員を期間を限って従事させるため、職員を任期を定めて採用することができるという規定で、一過性の業務量の増加等を想定しての規定をしております。

第4条につきましては、第3条に規定するところのフルタイムの職員ではなく、短時間勤務職員でも任期を定めた採用ができるとするほか、住民サービスの提供業務、介護休暇、育児休暇に係る期間については採用することができるとしております。

第5条につきましては、任期の特例で条例第2条に係る採用の任期は、法では5年を超えない範囲と規定しておりますので、第3条の規定の任期について規定をしようとするもので、通常任期は3年でございますが、条例で必要があると定める場合は5年を超えない範囲内で任命権者は定めることができる規定ということでございます。

それから第6条で任期の更新でございますが、それぞれ規定している任期5年、3年の範囲内で更新ができる規定でございます。

第7条につきましては、規則委任の規定でございます。

なお、この条例につきましては、この4月1日から施行するものでございます。

なお、関係する条文の一部改正を附則で行っております。

続きまして、議第15号 輪之内町の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成23年3月7日提出、輪之内町長。

これにつきましては、41ページの方で輪之内町の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例ということで、第2条第1項中「社会福祉法人輪之内町社会福祉協議会」と規定しておりますが、これを「次に掲げる団体」に改めまして、同項に次の2号を加えさせていただくものでございます。社会福祉法人 輪之内町社会福祉協議会、それから2号に財団法人 岐阜県市町村振興協会ということでございます。これにつきましては、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づきまして、当町の条例を制定しております。それで、今回、職員を財団法人岐阜県市町村振興協会に派遣をしたいと考えておりますので、条例改正をいたしまして派遣に問題がないように、今回、一部改正する条例を提案させていただきました。

この条例は、4月1日から施行したいと思っております。以上です。

○議長（浅野利通君）

これより一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これ、二つの議案に対して一括で質疑は3回までというのはちょっと無理があるのではないかと、まずそのことを議長に申し述べておきます。

まず、この任期付職員の採用ということですが、臨時職員との違いというのはどういうふうになるのか。臨時職員でも、当然これは任期付になっておるわけですが、その辺の臨時職員と任期付職員の処遇というのはどういうふうになっているのか。職員の給与とか、そういったことはどうなっているのか、この辺がちょっとわからないので明らかにしてもらいたい。

それから専門的な知識というわけですが、何をもって専門的というのか。例えば道路の新設改良、あるいは水路改良といったものなんかでも、これはどちらかといえば専門的な知識になるけれども、これは恒常的なものかもしれませんけれども、こういったものは今ほとんど業者に委託しておられる。こういった専門的な知識が必要であれば、専門的な知識を持った職員を採用すればいいのではないかとというようなことを思うわけですが、なぜこの任期付職員が新たに必要になってくるのかということがちょっとわかりにくいので説明していただきたいと思えます。今の専門的な知識とは何かということね。

それから、この任期の更新のところ、3年とか5年とかというところが出てくるわけですが、臨時職員、日々雇用職員というのは1年になっておるわけですね。けど、これずうっと10年近くも再雇用しておられる方も見えるわけですが、この辺は、この任期付職員の場合は最高が5年とか3年とかということで、それ以上は一切認めないというふうになるのかどうか。この辺も臨時職員との違いで説明していただきたいと思えます。

それから第15号の方の公益的法人ということで、岐阜県市町村振興協会というのは何をやる場所なのか。そして、そこに職員を派遣したいということでしたけれども、どういう人をどのくらい派遣するのか、期間的なものですね。そして、それを今派遣しなければならぬ理由というのは何なのかといったことを教えていただきたいと思えます。

○議長（浅野利通君）

参事 中島修君。

○参事（中島 修君）

臨時職員との違い、あるいは処遇についてということですが、先ほどの任期の更新のところでもちょっと触れさせていただいたということで、まず処遇につきましては、現在考えておりますのは、その方の経験年数等を踏まえまして、その方を職員として採用した場合、幾らになるかと計算して給与等については定めていきたいと考えております。

それで、勤務時間等につきましては、正職員と同様に考えております。

それと知識のことで第2条の関係でございますが、まず第1号の当該専門的な知識経験を有する云々ということで、どういう人が当たるのかということなんですけれども、想定しておりますのは、例えば経験豊かな保健師、それから学芸員でございます。2号につきましては、例えばIT技術者等を想定いたしております。3号につきましては、補完的な意味の職員でございます。4号につきましては、一定期間ということで、イベント計画とか、それから映像技術者等を考えております。

それから任期の更新なんでございますが、5年、3年を基本としておりまして、その後の更新はございません。

それと、現在、当町で日々雇用は1年契約としておりますが、これにつきましては広く一般の方を募集してやっておりますので、その都度満了して、新しくまた募集をいたしまして、そして決定していくということでございまして、この任期付とは意味を異にするところというふうに理解をしております。

次に公的法人等への派遣でございますが、派遣する職員数は1名でございまして、派遣期間は2年でございます。岐阜県市町村振興協会ということになっておりますが、実は話がございましたときは岐阜県市町村職員研修センターへ派遣の予定でございました。この研修センターが岐阜県市町村振興協会と合併されるということで、名前を「市町村振興協会」ということで、うちが派遣する職員の事務といたしましては、向こうで総務課の係長待遇で、職員の研修、あるいは総務の経理関係を担うというふうでございます。

また、この理由でございまして、市町村職員研修センターの中で当町が23年、24年に派遣するということは従前から決めてございましたので、これに基づき派遣するものでございます。以上です。

○議長（浅野利通君）

そのほかありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

まず、処遇については経験年数を踏まえて給与を決めると、そうすると職員の給料表は適用しないということになるのかどうか。

この経験年数というのはどこの経験年数ですか。専門知識を有している、ちょっとわかりにくいんですけども、必要なときに、私が思うのは、正職員としてあくまでやるべきが本来の筋ではないかと。今、臨時職員がおって、不安定な雇用関係が続いているわけですので、新たに短期の任期付の職員というのはこれ以上ふやすべきでないというのが私の持論なんですけれども、だから正規の職員の中にそういう専門的な知識を持った人を採用するようになれば、3年、5年と言わずに、ずうっとあらゆる面で専門的になっていていただくような努力をする必要があるんじゃないかと。

先ほど職員の研修センターというようなことを言われましたけれども、そういう専門的な知識を職員の方に習得してもらおうといったことも必要なことではないかと思うわけなんですけれども、それを安易に任期付職員で対応するというのはあまり好ましい姿ではないと私は思うわけなんですけれども、その辺の考え方をお聞かせ願いたいと思います。

それから、市町村振興協会というのは何をやる場所なんですか。職員研修センターと振興協会と合併したというふうな説明でしたけれども、振興協会というのはそもそも何をやる場所なんですか、それもちょっとよくわからないんですけども。

それで、23年、24年に派遣することが決まっておったということなんですけれども、派遣することが決まっておったのなら、改めてこの条例は要らないんじゃないかなと思ったりもするんですけども、今まで決めておったというのはどういう法律に基づいてそれを決めていたのか。条例もないのにそれを決めていたというのであれば、またその辺の関連性がわからなくなってきましたけれども、教えていただきたいと思います。

○議長（浅野利通君）

参事 中島修君。

○参事（中島 修君）

まず経験年数ということは、うちの職員を採用したときに、例えば中途でということちょっと語弊があるかもわかりませんが、例えば前回、経験豊かな中間層の職員を募集しまして、現在1名勤務しておりますが、給与決定につきましては、彼が今まで勤務してきた状況等を、経験年数ですね、正職員の給与決定の中に換算して給与を決定することになっておりますが、そういうものを踏まえて今回の任期付職員につきましても、その職員と同様に経験年数を踏まえて給料を決定していきたいということで、何ら正規職員と変わりはない給料体系で採用していきたいと思っております。

それで、今回、なぜ今ということをおっしゃるけれども、輪之内町では現在臨時職員等で対応しておりますが、輪之内町が現在抱えている課題を早急に解決するためには、こういう経験豊かな経験者、知識のある方を採用していくには、どうしてもこの条例制定が必要だということでこの任期付の条例を考えたわけでございまして、それとこの条例を制定しておけば、いつ発生するかわからないような課題についても迅速かつ柔軟に対応ができるからということで、条例が制定されたからすぐというわけではございませ

ん。この条例をうまく活用して柔軟に対応していくということで、さまざまな専門的知識、あるいは経験を有する方を採用していくことを想定いたしまして、国の法律に基づいて設けようとするもので、あくまでも根拠法の法令、条例で定めなければならないとなっておりますので、今回、条例で制定するものでございます。

なお、正規の職員につきましても、経験豊かな中間職で採用しておりますが、必要とあらば、また採用ということも考えております。

次に派遣の関係でございますが、これにつきましても公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、輪之内町もこの条例を制定しておるわけです。それで、うちが派遣できたのは、社会福祉法人の社会福祉協議会しか派遣することができないわけなんですね、公益的法人へは。新たにこの財団法人も追加して、うちの職員をそこへ派遣することができるというふうで、きちんと条例の整理をして対応していくということで、これが条例改正がなされないと、うちは派遣することができないわけなんです。

(発言する者あり)

○参事（中島 修君）

だから、うちの一職員を社会福祉協議会へ派遣いたしておりましたが、この条例を根拠にして派遣していたということでございます。今回、改めて振興協会の方へ派遣するに当たっては、条例で規定させていただいて派遣するというので、規定の方法につきましては、規則で定めるとか、規則委任している場合がございますけれども、今回、うちはきっちりと条例の中でうたわせていただいて派遣をしていこうということでございます。

それと振興協会ですが、今回の補正でもございましたが、全体の事業、町村等がもらってしまっていて、輪之内町の方へ収益金等を、ジャンボの宝くじの配分とかもいたしている団体ですけれども、今回、うちが派遣する中身としては、合併をしても従来の研修センターの業務が中心となっております。

(挙手する者あり)

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

今の宝くじですか、振興協会は宝くじを扱っているところなんですかね、ちょっとそれも知らないんですけども、そこの中の職員研修センターへ職員を派遣すると。職員研修センターへは、もう以前から計画されておったというわけやね。職員研修センターというのは、これは公益的法人でないということなんですか。だから、もともと以前からそうやって計画を立てておったと。それが今度合併してしまったから、だから公益的法人になってしまったからこういう条例が必要になったと、そういう意味なんですか。

そここのところが、ちょっといまいちよくわからない。

それと、ついでに言いますと、その職員を派遣して何を期待するのか、町行政にとってどういうメリットを期待して派遣されるのか。その分、町の職員の数が減るわけですよ、当然、その分がほかの人にしわ寄せが行くか、あるいは臨時職員を雇うか、それこそ今の任期付職員を採用するのか、新たな採用が必要になってくるんじゃないかと思うんですけれども、その派遣によって輪之内町にとってどういうメリットがあるのか、その辺を教えてください。

それから期限付職員のことですけれども、専門的知識としてどんなのかということで、保健師とか、栄養士と言われましたかね、学芸員ですか、それからIT技術者、そのほかだと。ITなんかといっても、これからどんどんすべてIT化されてくるとなれば、一時的な業務ではないはずなんです。これははずうっと継続する業務ではないかと思うわけですよ。それから今の保健師なんかでも、これも一時的な業務ではないはずであって永続的な業務ですから、当然これは正規の職員で賄うべきではないかと、なぜこれを任期付でやらなきゃならないのか。産休とか、そういうことであれば臨時職員でできるわけですし、新たにこの任期付職員をやる必要はないと私は思うわけですけれども、先ほど今でも経験のある人を採用されている、そして現に正職員として勤務しておられる。であれば、何も任期付にしなくても正規の職員としてやってもらえれば安定した業務を期待できるわけですし、任期をつける必要は何らないではないかというふうに思うんですけれども、その辺どのように考えておられるのか、お伺いしたいと思います。

それと、あと今の給料の問題は、経験年数に応じて決めると言われましたけれども、経験年数に応じて現在の職員の給料体系に組み込むという意味なのかどうか。しかし、それだと3年、5年であれば、それも不可能だと思うんですけれども、どういう格好でその給料体系を組まれるのか。

これが任期付でない経験のある人を採用するんであれば、今の町の職員の給料体系にのっていけば済むわけですからいいと思うんですけれども、新たな給料表が必要になるんじゃないかと思うんですけれども、臨時職員の時間給800円とは違う任期付職員の給料体系というものが必要になってくると思いますが、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（浅野利通君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

少し議論がふくそうしておりますので、整理をした方がよろしいかと思えます。

まず、期限付任用の職員の話でありますけれども、これはここにも書いてございましており、一定の期間内に終了することが見込まれる業務、もしくは一定の期間内に限り業務量の増加が見込まれる業務で、かつ臨時職員というのは、当然のことながら建前としては補助的業務に従事する職員ということでありますから、今1時間当たり幾らとい

う賃金をやっておりますけれども、この期限付任用の職員というのは、期限付であっても、あくまで正規の職員です。したがって、その給料は給料表に基づいて措置されるわけでありまして、その場合に経験年数、それからその業務の困難性等を勘案しながら、現在の職務の給料表のどこかに当てはめていくという作業が必要になると、そんなように考えております。

したがって、通常の職員採用と同じように、単純に経験年数、もしくは民間企業での従事年数等だけで給料表が決まってしまうということにはならないと考えております。それは、まさしく業務の特殊性というものがあって、その業務に対するニーズとの比較において、その職員がここで勤務するに足り得る給与水準になるかどうかということが一つのメルクマールになるだろうと、そんなふうに思っております。

あくまで、これは期限付任用と申しまして定数内の職員でありますので、全くの臨時職員ではありませんので、その辺は念をついた方がよろしいかと、そんなふうに思っております。

それともう一つは、市町村研修センターという言葉が出ておりました。市町村職員研修センターの運営は、各市町村が順番にそこで勤務する職員を出すことによって市町村職員の研修をするセンター的機能を有するものとして県下42市町村で、発足当初はざうっとたくさんの方があつたわけですが、そういったものでルールを決めて職員を順番に出しましょうという形の中で運営しているセンターでございました。そのセンターが昨今の行政改革の中で、幾つか同じようなというか、業務は違いますけれども、同じような構成員で組織される会が幾つもあるというのはいかがなものかということの中で、それは市町村振興協会の中に組み入れても問題はないだろうということで、広域法人改革の一環の中で両組織が合併をするということになったわけでありまして。

御案内のとおり、市町村振興協会というのは宝くじの収益金等とか、職員の福利厚生、もしくは保険なんかもやっておりますけれども、そのほかに振興貸付金という、幾つかのプールし合ったお金で各市町村の資金ニーズに適切な金利水準で提供しようということで振興貸付金等も、そんな業務もやっておる団体でございます。そこへ市町村の研修という業務を持ち込んだということでございます。

ですから、前にセンターの中で法律で決まっていたから、派遣について何も条例が要らなかったとかという話ではなくて、これは今回、順番が来たものですから、その制度としてきちっと条例の手当てをした上で送り出したいということで、今回、この提案をさせていただいておりますので、その辺はよろしく御理解をいただきたいなど、そんなふうに思っております。以上です。

○議長（浅野利通君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

6番 北島登君。

○6番（北島 登君）

先ほどの任期付職員の採用でございますが、「経験豊富な」というような言葉が出てきましたが、ある程度年齢もいくと思います。ということは、町の職員だったら、60歳が今のところ定年ですわね。60歳未満の方は60歳で退職されるのか。57歳で採用したと、採用されんかもわかりませんが、そういうこともあり得ると思いますが、その点についてお考えを聞かせてほしいと思います。

○議長（浅野利通君）

参事 中島修君。

○参事（中島 修君）

この任期付職員、定数内でございますので、当然そういう定年のことも考慮して公募していくということになるかと思えます。

○議長（浅野利通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

これで質疑を終わります。

これから議第14号の討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この議第14号、任期付職員の採用ということですがけれども、先ほども言いましたように、私は任期付職員ではなくて正規の職員で対応すべきだというふうに思います。先ほど言いましたように、保健師、あるいはIT技術者、そのほか何かあるかちょっとわかりませんが、そういったことは職員の皆さんに知識を習得していただくということがこれから欠かせないと思います。新たなプログラムの開発とか、そういうこともあるかもしれませんが、そういうことが職員の間でできれば、それにこしたことはないわけですから、今、町長の中に定数の中に入るんだと、ということであれば正規の職員であってもわずか3年か5年しか働かせてもらえない、ますますそういう町の職員の不安定性というのが増大しているのではないかと。

今でさえ臨時職員が多くて、補佐的な業務と言いながらずっと長い間やっているということは、これは異常な状態なんであって、臨時職員を正規の職員に置きかえていく

ということが今求められていると私は思います。それに逆行するような任期付職員というものは、設けるべきではないというふうに私は思います。したがって、これは反対であります。

○議長（浅野利通君）

ほかに討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（浅野利通君）

賛成討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（浅野利通君）

これで討論を終わります。

これから議第14号を採決します。

お諮りします。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立をお願いします。

（賛成者起立6名）

○議長（浅野利通君）

起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

これから議第15号の討論を行います。

討論ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

先ほど町長の方から話があって、その職員研修センターというのは各市町村持ち回りで職員を派遣しているんだというようなことで、今度番が来たから送るんだということでしたけれども、行政改革と言いながら、そして市町村振興協会に研修センターを合併させて存続されておる、これがどういう役割なのか、市町村振興協会というのがどういふところかというのが、いまいまだはつきりわからないところであります。本当にこれはわからないもので、これは賛成していいものか、反対すべきなのか、ちょっとわからないというような状況なので、私は棄権します。

○議長（浅野利通君）

そのほか討論ありませんか。

（発言する者なし）

○議長（浅野利通君）

これで討論を終わります。

これから議第15号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議第15号 輪之内町の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長（浅野利通君）

日程第22、議第16号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第23、議第17号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、日程第24、議第18号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

参事から議案説明を求めます。

中島修君。

○参事（中島 修君）

それでは、議案書の42ページをお願いいたします。

議第16号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成23年3月7日提出、輪之内町長。

続きまして、44ページをお願いします。

議第17号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成23年3月7日提出、輪之内町長。

続きまして、46ページをお願いいたします。

議第18号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。平成23年3月7日提出、輪之内町長。

それでは、新旧対照表を御用意ください。2ページをお願いいたします。

輪之内町議会議員の議員報酬、それから輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の改正でございますが、これにつきましては、22年11月、臨時議会におきまして、その当時現行「4.15月分」を「3.95月分」にいたしました。今回の改正は、総支給月数は

変わりがございませんが、昨年の改正におきまして12月期で調整を行いましたので、本来の改正月数に変更しようとするものでございます。

議会議員の第5条のところで「100分の195」を「100分の190」に、そして12月期に支給する場合を「100分の200」を「100分の205」に改めるものでございます。

なお、常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部改正につきましても同様でございます。

続きまして、4ページをお願いします。今回の職員にあつては、6月期、12月期に期末・勤勉の支給月数を改正いたしております。それと、一部附則で関係する部分を改正いたしております。

まず、第23条の4、期末手当でございますが、「100分の125」を「100分の122.5」、それから12月期でございますが、「100分の135」を「100分の137.5」ということでございます。それから特定管理職員におきましては、「100分の105」が「100分の102.5」、それから12月に支給する場合においては、「100分の115」を「100分の117.5」に改正いたします。

それから3項でございますが、再任用職員でございますが、「100分の125」を「100分の122.5」、それから「100分の135」を「100分の137.5」、それから「100分の105」を「100分の102.5」、それから「100分の115」を「100分の117.5」に改めるものでございます。

勤勉手当につきましては、「100分の65」を「100分の67.5」、特定管理職員にあつては、「100分の85」を「100分の87.5」に改めるものでございます。

再任用職員でございますが、「100分の30」を「100分の32.5」、それから「100分の40」を「100分の42.5」ということで、総額的には月数は変わっておりません。

それから、附則の32でございますが、特定管理職員「100分の1.5」は減額されておりますので、これに月数を掛けまして変更いたしております。減額対象額に「100分の0.975」が「100分の1.0125」、それから「100分の1.275」が「100分の1.3125」、そして最低号給に達しなかった職員には「100分の65」が「100分の67.5」、それから特定管理職員にあつては、「100分の85」が「100分の87.5」に改めるものでございます。

なお、この条例は、3議案とも平成23年4月1日から施行させていただくものでございます。

これで説明を終わります。どうかよろしく御審議の方をお願い申し上げます。

○議長（浅野利通君）

これより一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

これで質疑を終わります。

これから議第16号の討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（浅野利通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第16号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第16号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから議第17号の討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（浅野利通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第17号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第17号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから議第18号の討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（浅野利通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第18号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅野利通君)

異議なしと認めます。

したがって、議第18号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○議長(浅野利通君)

日程第25、議第19号 町道路線の廃止について及び日程第26、議第20号 町道路線の認定についてを一括議題とします。

調整監から議案説明を求めます。

尾崎敏美君。

○調整監(尾崎敏美君)

それでは、議案書の48ページをお開き願いたいと思います。

議第19号 町道路線の廃止につきましては、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線を次のように廃止する。

認定につきましては、議案書の51ページ、議第20号 町道路線の認定につきましては、道路法第8条第2項の規定に基づき、町道路線を次のように認定するというございます。

お手元に平成22年度道路台帳内訳というのがございますが、これに基づきまして説明をさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

議第19号の廃止につきましては、松原の道路関係で2本を廃止しております。

それから20号の路線認定でございますが、全部で6本でございます。松原道路関係で4本、それから宅地造成の中で道路認定が2本ということでございます。

22年度の道路廃止及び認定の延長と面積、町全体の延長と面積を参考までにつけさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

○議長(浅野利通君)

これより一括質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(浅野利通君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

道路認定につきまして、この図面を見ますと、住宅の中の道路認定ではないかと思うわけですが、こういう場合の認定基準というのはどのようになっているのか。

今、幾つかの住宅ができれば道路ができるわけですが、そういうのは自動的にどうか、認定されるものなのかどうか。どういう場合に、何か条件があるのかどうか、教えていただきたいと思います。

○議長（浅野利通君）

建設課長 加納孝和君。

○建設課長（加納孝和君）

道路認定につきましては、宅地の中につきましては、開発行為等が行われました場合、道路位置指定してみえます。それに基づきまして、その土地の寄附を受けた場合、道路としての規格は合っておりますので道路認定をするということでございます。以上です。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これは、そうすると開発業者から寄附を受けてやるということになる。もし、仮にこの開発業者がそういう申請をしないと、それは認定されないということになるわけですか。

○議長（浅野利通君）

建設課長 加納孝和君。

○建設課長（加納孝和君）

町の方に寄附しないと申しますか、申し出がない場合は、そのまま個人名で残っておりますので、道路位置指定上の道路になりますけれども、道路認定等上の道路にはならないということになります。

開発行為に伴いまして建築確認をとる場合には道路がないといけませんので、それは道路位置指定という形でとれますので、道路認定ではなくても通りますので、本人の申し出がない限りは寄附は受けませんというような格好でございます。

○議長（浅野利通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（浅野利通君）

これで質疑を終わります。

これから議第19号の討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅野利通君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第19号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅野利通君)

異議なしと認めます。

したがって、議第19号 町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

これから議第20号の討論を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長(浅野利通君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第20号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅野利通君)

異議なしと認めます。

したがって、議第20号 町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

○議長(浅野利通君)

お諮りします。

ただいま各常任委員会に付託しました議案については、会議規則第46条第1項の規定によって3月16日までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅野利通君)

異議なしと認めます。

したがって、議第1号から議第12号までについては、3月16日までに審査を終了するよう期限をつけることに決定しました。各常任委員長は、3月17日に委員長報告をお願い

いたします。

○議長（浅野利通君）

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

定例会最終日は午前9時までに御参集願います。

本日は大変御苦労さまでした。

（午後3時45分 散会）

平成23年 3 月 7 日開会 第 1 回定例輪之内町議会

第 2 号会議録 第11日目

平成23年 3 月17日

○議事日程（第2号）

日程第1 諸般の報告

日程第2 一般質問

日程第3 議案上程

日程第4 町長提案説明

日程第5 議第1号 平成22年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）

議第2号 平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

議第3号 平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議第4号 平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）

議第5号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

議第6号 平成22年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）

議第7号 平成23年度輪之内町一般会計予算

議第8号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算

議第9号 平成23年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算

議第10号 平成23年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計予算

議第11号 平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算

議第12号 平成23年度輪之内町水道事業会計予算

◎各常任委員会委員長報告（総務産業建設・文教厚生）

（平成23年第1回定例町議会付託事件）

日程第6 議第21号 輪之内町光をそそぐ交付金基金条例の制定について

日程第7 議第22号 大垣輪中水防事務組合理約の変更に関する協議について

○本日の会議に付した事件

日程第1から日程第7までの各事件

○出席議員（8名）

1番	浅野常夫	3番	高橋愛子
4番	浅野利通	5番	田中政治
6番	北島登	7番	森島光明
8番	近藤勝美	9番	森島正司

○欠席議員（1名）

2番 小川春男

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	森島昭道
参事	中島修	調整監	尾崎敏美
調整監	中島桂一郎	会計管理者 兼税務課長	小川美代子
経営戦略課長 心得	荒川浩	住民課長	兒玉隆
福祉課長	加藤智治	建設課長	加納孝和
産業課長	岩津英雄	教育課長	森島秀彦

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田中実	議会事務局	西脇愛美
--------	-----	-------	------

(午前9時01分 開議)

○議長（浅野利通君）

開議に先立ちまして、このたびの東北地方太平洋沖地震において亡くなられた方の御冥福をお祈りし、1分間の黙祷をいたしたいと思っておりますので、出席者の皆さんは御起立をお願いいたします。

(黙 祷)

○議長（浅野利通君）

小川春男議員から欠席届が出ております。

ただいまの出席議員は8名です。議員定足数に達していますので、平成23年第1回定例輪之内町議会第11日目は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（浅野利通君）

日程第1、諸般の報告を行います。

総務産業建設常任委員長から、議第1号、議第5号から議第7号、議第11号及び議第12号についての審査報告がありました。

次に文教厚生常任委員長から、議第1号から議第4号、議第7号から議第10号についての審査報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

○議長（浅野利通君）

日程第2、一般質問を行います。

順次発言を許します。

会議規則により質問は3回までとします。

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

おはようございます。

質問に入る前に、議長のお許しを願って、一言発言させていただきたいと思っております。

去る3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による東日本大震災で犠牲になられたたくさんの方と甚大な被害をこうむられた方々に対し、心からお悔やみとお見舞いを申し上げます。一日も早く復興されることを願って、質問に入らせていただきます。

まず、T P Pの我が町への影響についてお尋ねします。

菅政権が突如T P Pへの参加を検討すると言い出してから、J A初め農業団体を中心に多くの団体、国民から批判の声が大きくなっています。新聞報道によりますと、去る

2月22日、県土地改良事業団体連合会は、岐阜市で総会を開き、渡辺信行会長は、TPPについて、「食料自給率や就業機会が落ち込み、国内農業は壊滅的な状況に追い込まれる」と述べ、交渉参加に反対する署名運動を県内100の土地改良区に呼びかけて進める考えを明らかにしたということでもあります。この総会は、我が福束輪中土地改良区理事長である木野町長のかわりに、理事長代理である浅野常夫議員が参加されたと承知しております。ぜひ我が土地改良区でも、TPP反対の署名運動を始めたいと思います。

TPPの影響について農水省の試算では、日本の食料自給率は40%から13%に低下し、米の生産は90%減少、小麦は99%が減少するとされています。

我が町は、町全体が農業振興地域に指定されており、町の3分の2近くでは場整備が行われ、営農組合や担い手の育成など、農業の大規模化が進められております。我が町への進出企業がふえてきてはいるものの、依然として農業中心の町であることには変わりはありません。

このような状況で、TPPが我が町の農業を中心とした産業全体にどのような影響を及ぼすと考えておられるのか、町長の見解をお聞かせください。

TPPの影響について、北海道初め幾つかの自治体でも独自の試算を行っております。農水省は各自治体に試算方法を通知していると聞いておりますが、我が町の農業生産にどのように影響するのか、試算があれば明らかにしていただきたいと思います。

続きまして、低所得者に対する国保税減税についてお尋ねいたします。

経済的な理由で医療機関への受診がおくれて死亡してしまった事例が、昨年1年間で71件に上ったことが全日本民主医療連合会（全日本民医連）の調査で明らかになりました。国保料滞納による無保険、もしくは資格証明書の人が42件、正規の保険証がありながらも窓口負担の重さが原因と考えられる人が29件と、困窮による受診おくれで死亡に至ってしまったという事例が71件になったということでもあります。この調査は、全日本民医連加盟の病院や診療所など、総計1,767施設を対象に行われたものでありますが、05年の調査開始以来最多になっており、前年の1.5倍と急激にふえているのであります。この調査結果は、高過ぎる国民健康保険料や窓口負担などで全国的に低所得者の受診抑制が起こっていることを示しているのであります。

このことは、当町においても例外ではないと思います。町長は、困窮による受診抑制の実態についてどのように考えておられるのでしょうか。

現在、当町で国保税滞納などによって保険証未交付は、何世帯、何人になっているのか。また、短期保険証発行は、何世帯、何人になっているのでしょうか。そして、これらの方たちの世帯の所得階層分布はどうなっているのでしょうか、明らかにしていただきたいと思います。

町長は、昨年6月議会での答弁で、「国民健康保険は、構造的に保険税の負担能力の

低い低所得者の加入割合が高く、既に他の税では見られない軽減措置によって低所得者の負担軽減に相当配慮した制度になっている」と言われました。しかし、現在の制度では、たとえ所得がゼロであっても均等割額の3割を払わなければなりません。所得がないのにどうやって払えというのでしょうか。

現在、年金暮らしの高齢者の多くの方々は、過去何十年の現役時代に、少なくとも何百万の国保税、あるいは保険料を払ってきておられる方々です。その方々も、今、それぞれの事情で生活が苦しくなっている場合が多数見受けられるのであります。

私は、困窮による受診抑制を防止するためには、国保税滞納による保険証未交付状態をなくすことが必要と考えます。町独自の軽減策として、所得ゼロの人には非課税とする、さらに7割、5割、2割軽減の対象範囲を広げ、その分は一般会計からの繰り入れで賄ってはどうか。

また、高額医療の場合は、通常、申請によって後から返還される仕組みになっていますが、必要に応じ申請によって窓口で支給されるということでもあります。しかし、これも保険料の滞納があると適用されないとのこと。これを少々滞納があっても窓口での現物給付が受けられるようにしていただきたいと思います。町長の見解をお伺いします。

次に、住宅リフォーム助成制度について、再度お尋ねいたします。

昨年12月議会で住宅リフォーム助成制度の創設についてお尋ねしました。これに対し町長は、「この事業は、地元業者の仕事確保、地域経済の活性化及び雇用の創出を図り、町民の住宅環境の向上に役立つもの」と評価していただきましたが、その反面、個人の資産形成に直接給付を行うものとして、「他の制度との整合性等をいま一度検討し、他市町の状況等も踏まえ、慎重に見きわめていく」と述べられました。

他市町の動向といえば、新聞でも報道されましたように、養老町が新年度から実施すると聞きました。

個人の資産形成ということについては、木野町長のもとでもこれまでに行われてきた幾つかの事業の中にも含まれているのではないのでしょうか。新年度事業の中に、木造住宅耐震化促進事業、住宅火災警報器普及事業、太陽光発電補助事業、あるいはほ場整備事業なども、結局は個人資産形成と言えるのではないのでしょうか。また、プレミアム商品券助成事業も個人の消費に助成するものであります。さらに、企業立地促進奨励金交付事業に至っては、営利目的の企業に直接交付するものであり、これらの事業との整合性を問題にするなら、住環境整備のための住宅リフォームへの助成事業は、十分に整合性はとれていると思います。

町内事業者からの要望も多数聞いております。ぜひ取り入れていただきたいと思います。町長の見解をお聞かせください。よろしく願いいたします。

○議長（浅野利通君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

まず、質問にお答えする前に、今回の東北関東大震災で犠牲になられた多くの方々に哀悼の意を表したいと思います。また、罹災され今でも避難生活を余儀なくされている数十万人の方々に心よりお見舞いを申し上げるとともに、一日も早い生活再建がなりますように心から願っておるものでございます。私どもの町としても、国・県も含めた連携のもとで、オールジャパン体制で支援をしまいたいと存じています。ここにお見えの皆様方とともに決意を新たにしたいと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、森島正司議員の御質問にお答えいたします。

1点目のTPPの我が町への影響についてという御質問でございますが、TPPにつきましては、11月の米国主催のAPECでの合意に向け、参加国間の交渉が進められているところでございます。

一方、我が国におきましては、交渉に参加するかどうかの結論も含めて6月に出すことになっております。現在はTPPに関する情報収集のための協議を交渉参加国等との間で行うとともに、高いレベルの経済連携の推進と農業・農村の振興との両立を図るため、食と農林漁業の再生実現会議において農業再生の議論が進められているところであります。

また、今後、仮に交渉に参加した場合でも、条件によっては最終的に締結しない場合もあり得ますし、また交渉結果にさまざまな条件、留保が付されることもあり得るわけでありまして。こうした意味で、現時点では、TPPがどのように展開し、どこに着地するのか、まだまだ不透明な状況であります。このため、TPP参加による町への影響を定量的にお示しすることは大変難しいと言わざるを得ない状況にあります。

町の主要農産物である米につきましては、付加価値や品質などの面で差別化しにくい面があります。安価な外国産との競合による影響の生ずることが想定され、米の価格が大幅に低下することになれば、それに伴う離農等により水田の耕作放棄地が増加し、ひいては農村の荒廃にもつながる懸念もございます。そういう意味では、営農組織のより一層の強化とともに、困難な道ではありますけれども、米の産地ブランド確立等、真摯な努力が求められていくものと、そんなふうに思っております。

他方、これはよく言われますけれども、輸出関連産業においては、関税の撤廃、貿易制度の透明化等によりプラスの影響が生ずるのではないかと考えております。

以上申しましたように、TPPへの対応は、あたかも複雑な連立方程式の解を求めるようなものでありますので、一方に偏することなく、考え方の多様性というものを安易に排除しないで柔軟に考えていくことが必要だと、そのように思っております。そういう意味では、今後、十分な時間をかけて、関係者の皆様方が冷静に議論していくという慎重な対応が求められるというふうと考えております。

それから、第2点目の低所得者に対する国保税軽減をというお尋ねでございました。

森島議員によりますと、当町においても困窮による受診抑制が起こっていると思われるとのことでありますが、私の方では保険証をお預かりしております滞納者の方につきましても、医療機関を受診したい場合には窓口にて御相談にお越しになっておられますし、生活困窮者の方には、医療扶助、生活扶助の申し出を受け付ける体制もとっているということをお理解いただきたいと思います。

現在、当町で保険証をお預かりしている世帯は13世帯であり、被保険者数は17人です。また、短期保険証を発行した世帯は39世帯で、被保険者数は84人となっております。なお、これらの方の所得階層分布でございますが、50万円未満が16世帯、50万円以上100万円未満が5世帯、100万円以上150万円未満が4世帯、150万円以上が27世帯となっております。

なお、保険証をお預かりしております世帯は、保険税の納税に関する相談の機会を持ちたいという考え方でお預かりしているものでありまして、御来庁して御相談いただくように御案内をさせていただいているところでございます。

現在、当町の国民健康保険制度は、給付等につきましては国民健康保険法、保険税につきましては、地方税法の各規定を適用して運営を行っております。

6月議会での答弁の繰り返しになるかと思いますが、国保税の算定におきましては、低所得者が多いという国民健康保険制度の構造上の問題点を踏まえ、他の税目にはない応益割額を2割、5割、7割軽減し、その軽減分については、国・県・町の一般財源をもって国保会計へ繰り入れを行い、低所得者に配慮した制度設計となっております。

平成23年度の国保会計当初予算を御審議いただき、おわかりかと思いますが、歳入の全体に占める保険税の割合は32%であります。他の社会保険等と比較して被保険者負担の割合が低く抑えられております。これらの点から、森島議員の御提案のような保険税の減額を目的とした一般会計からの繰り出しを行うことは、各種保険制度との整合性の観点から慎重にならざるを得ないと考えております。

そもそも保険制度は、国民健康保険に限らず、相互扶助と社会連帯というヒューマニズムに基づいた社会保障制度であり、この観点から応能負担が制度に組み込まれ、所得の高い人ほど多くの保険料を負担するという制度になっており、既に所得の高い人から低い人に所得が移転し、再配分するという仕組みになっております。保険制度を維持するという観点からは、受益者が応分の負担をするという考え方を考えるのはできないんだろうと、そのように考えております。

また、高額療養費に係る限度額認定証の交付に関する御質問でございますが、制度に従って保険税を納付されている方に適用されるべきものとの認識から、滞納者の方には、まず保険税の納付について御相談し、適正な納付が見込まれる場合には限度額認定証をお渡ししておりますので、御理解をお願いします。

それから3点目の、再度住宅リフォーム助成制度の創設をということについてお答えをいたします。

住宅リフォーム助成制度の創設については、これまでの御質問でもお答えしておりますが、本来、住宅等は個人の管理すべき財産であり、新築、増改築、個々の改修リフォーム等は、原則、所有者がみずからの責任において行うべきものと考えております。

なお、前回、一度議会でもお答えしておりますけれども、この住宅リフォーム制度が地域経済の活性化及び中小企業の育成、雇用の創出を図るなど、地域に役立つ波及効果は、もちろん一定程度考えられるということは既にその考えでお示したところでございます。

町としても、太陽光発電、省エネ対策、障がい者の居宅改善、介護保険における住宅改修など、一部については環境対策やバリアフリー対策として推進をしておるところでございます。

また、国においても同じような趣旨から、住宅エコポイントなどの住宅改修制度が設けられております。

森島議員から例示のありました資産形成の観点で申しますと、住宅耐震補強、住宅火災報知機、ほ場整備事業等は、個人資産形成の側面も結果としてはあるのかもしれませんが、その主たる目的は、社会全体の安全・安心に資するもの、社会全体としての農業生産力増強等々に補助をするということに意味がございます。大きな意味で公益に資することに事業化の積極的な意味があるということに御理解をいただく必要があるのではないか、そういうふうに考えております。

企業立地促進奨励金交付事業についても言及がございましたが、この事業についても奨励金の支払い自体が政策の目的ではなく、当該事業により誘致される企業活動の活発化によって地域経済再生の期待が込められているということを御理解いただきたいと思っております。

いずれにいたしましても、御提案のありました住宅リフォーム事業について、さらなる検討を加えるべきものと考えております。

以上で森島正司議員の御質問の答弁とさせていただきます。

(9番議員挙手)

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

T P Pについては非常に大きな問題であって、当町でどうこうという問題ではないかもしれません。しかしながら、現実にはT P Pが施行されると、今、町長は明確には、言及されなかったと思っておりますけど、我が町の農業を中心とした経済そのものに甚大な影響があるものというふうに、これはリンクしているというふうに思います。町長の立場か

ら、そういったことで、今、推測することは難しいのかもしれませんが、やはりそここのところはこれからの輪之内町をリードしてもらう立場からの確に対応していただきたいというふうに思います。

それで、土地改良、県土連の会長の渡辺氏が県土連の総会において、県内100の土地改良区において署名運動を進めるというふうに言われたと新聞報道されました。これがどこまで、事実が報じられたかどうかということまでは私は知る由もありませんけれども、そういった意向で、我々としては、恐らく間違いはないというふうに思います。したがって、土地改良区挙げて、やはりこの署名、あるいはこの緊急措置に対する意思表示というものをするように、理事長としての町長の見解を、ぜひ明らかにしていただきたいというふうに思います。

それから、国保税の問題ですけれども、当町は現在の国保税、国民健康保険制度そのものが常に低所得者に対する軽減措置、所得の再配分によって十分なされているというふうな見解を述べられましたけれども、最初の質問でも言いましたように、現在の国保税、所得ゼロであっても払わなければならない。7割軽減でしたら、3割の負担をしなければならないと言われている。仮に65歳以上の2人の世帯で見た場合、所得がゼロであっても、3万2,000円の負担をしなければならない。一体この人はどうやってその3万円を払うのか。払う金もないのに、払いようがないだろう。せめて所得がない人には軽減ではなくて非課税にする、こういう立場が必要ではないかというふうに思うわけがあります。軽減で税源不足には、本来なら国の方からいただくのがありがたいんですけども、今、国の方は財政調整、あるいはその軽減分に対する補てんもありましたけれども、それ以上のものはない。であるなら、一般会計から出していかないかん。

今、人数を、50万円未満で16世帯というふうな答弁がありましたけれども、50万というのは控除前の金額なのか。要するに、国保税の課税のための基準所得金額なのか、あるいは33万を控除する前の金額なのか、それちょっとわかりませんが、この50万ぐらいの世帯の人が2人家族で3万円も払う、年間50万で3万2,000円もの税金を払うということは非常に厳しい、これは目に見えるというふうに思うわけです。これらの方々が納税相談に来ないから、保険証は渡していない。保険証を渡してなければ、その人たちは、医者に行けば全額窓口で払わなきゃいかん。全額金を払うといっても、もともとないお金で払うことになります。そうすれば、当然受診抑制になってくる。ということで、その13世帯17人の方は未交付でありますけれども、この人たちが医者にかからなかった、そして命に支障が出てくる、このようになった場合には、それは町の責任になってくるのではないかというふうに思うわけがあります。これについて、この13世帯17人の方は、窓口負担の能力があるというふうに考えておられるのかどうか。

納税相談に来ないから未納である、納税相談に来ないからといってそういう状況もつかんでいるのかいないのか。その13世帯17人の実態をどのように現在把握しておられる

のか、その辺を具体的にお答え願いたいと思います。

それで、仮にその50万未満の人を非課税にした場合、16世帯で何人かわかりませんが、仮にこれを2人世帯だとしても32人ぐらいであります。現在、国保税は1人当たり1万7,000円ぐらいですから、これ全部町が負担してもそんなに大した金額でない。せめてこのぐらいのことは非課税にして町が負担すれば、それは容易に今言ったような無保険による受診抑制ということを防止することができる、少なくするというふうに思うわけですが、その辺のところができないのかなということをお伺いしたいと思います。

それから、高額医療費について窓口での現物給付、滞納があるからといって、今言ったような状況のもとで滞納されているかわからん。これは町によっては現物給付を許可してもそんなに財政支出になるわけでもない。やろうと思えば町長の判断でできることでもあります。かたくなな姿勢ではなくて、ぜひこれも進めていただきたいと思います。もう一度お願いしたいと思います。

それから住宅リフォームにつきましても、今後、さらなる検討をすべきものというふうに言っていただきましたけれども、今、全国でどんどん住宅リフォーム助成制度を導入している自治体がふえてきています。その効果についてはお認めいただいているわけですから、ぜひともこれも早急にやっていただきたいと思います。

企業立地推進については地域経済活性化につながるものだというふうに言われましたけれども、住宅リフォームも、町長も認められましたように、地域経済の活性化にも当然つながってくるわけで、今の企業立地推進よりももっと効果が大きいというふうに思うわけですが、町長は特定の企業に金を出すことと、それから町民に支援して住宅リフォームを促進することと、どちらが経済効果があるというふうに考えておられるのか、見解をお伺いしたいと思います。

○議長（浅野利通君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

幾つかのことについてお答えさせていただきたいと思います。まず基本的な部分、私の方からお話をさせていただきます。

T P Pの問題につきましては、いろんな御意見、認識がございますし、それぞれの立場での評価がございます。この点で申しますと、T P P全体についての論調は、まずT P Pそのものを議論する以前の問題として、なぜ今T P Pが議論の、それでいいのかという質問ですね。T P Pというものについて、かなりもう既に見解の相違が出ておると、そういう意味では、菅総理大臣が熟議を尽くされていないのではないかという気は私もしております。その意味では、T P Pにおける経済への波及、ひいてはそれは経済の、はっきり言って大きな言い方になって一般化されてしまっておりますけれども、結局の

ところは、国民、県民、町民にとってどのような影響が出るかということについての議論についてはまだ尽くされていないということは事実だろうと思います。そういう意味で、今後、積極的な対応をしていくために、先ほど申しましたように、議論の制度を確実に、議論の範囲も頭からどこかの部分を整理するというところはどうかというところを申し上げました。私もある意味では、現状のままでT P Pがどんどんどんどん進んでいくということについては、いささかの危惧をしているし、これは当然思っております。その大前提で、これからT P Pを注視していきたいと、こんなふうに思っております。

なお、県土連の意向でございますが、これは福東輪中土地改良区の理事長としてこの会でお答えするかどうかちょっと場が違うかと思いますが、いずれにしても、福東輪中土地改良区の対応なりをして、県土連の考えについて、点検してまいりたいと思えます。

それから、国保税についていろいろと数字を示してお話ございました。詳細は私から申し上げることはないんですが、結果的に再度お願いしておきたいのは、幾つかのシステムなり、仕組みをつくる段階で押さえておくべき要素がございます。国民健康保険制度が保険事業である限りにおいて、ある種の応益部分が出てくるということについては、これを切り離しては保険制度になりませんので、その辺の部分の最低基準という御理解は、やはりしていただかないと議論が成り立たないのかなあと理解しております。

それと、所得ゼロの方のことでございますが、細かいことは、また課長の方からお示ししたいと思えますけれども、基本的に言えることは、今のシステムを前提とした限りにおいて、例えば免除なり減免なりというお話は、当然私ども保険者の方と被保険者の方の、その状況についてのお話をさせていただくのが大前提になります。したがって、何をしなくても、そのまますべての制度の適用をしてくれと言われますと、ちょっと他の被保険者との整合性においては、そこまでやっていいものかという戸惑いがあるということをおし上げておきたい。私どもは、相談に応じられた方に、その状況をつぶさにお聞きして、適切な対応をとらせていただきたいと。そういう意味では、先ほど議員さんがおっしゃられた財政負担云々という、その租額の問題というよりは、制度のありようとして、そこまでやるべきかどうかという議論だろうと、そんなふうに思っております。私どもも、この状況、近年、経済状態の厳しい中であっても、その時点で数百万の保険料を過去において払われた方について、このような対応はという話もございました。私どもも、心が痛むものでございますけれども、でも、でも、やはり国保制度というものは、当該年度の医療給付について、当該年度の各種の交付金、その時点で判断しておられる被保険者の方々の保険税で賄われておるという実態をやはり保険料において考えないと、結果として不公平が生じてしまうということをおしするべきで、やはり何らかの公平性が必要だろうというふうに思っているということをおし理解いただきたいと思えます。

それから、3点目の住宅リフォームの関係でございます。いろいろ御質問がございま

したし、いろいろお答えしておりますので、基本的な立場というのは理解していただけたと思いますが、1点、特定企業への支出云々についてのお話がありました。これはおわかりになった上での御質問だと思っておりますので、あえて申し上げることはないかもしれませんが、この点につきましては、やはり地域間競争と申しますか、それぞれの自治体、それぞれですね、いろんな思いの中で企業に対する補助をしている、これは企業の支援の趣旨は、先ほど申し上げたように、もう一つは、やはりそれぞれの地域が競争していくときに、それぞれの将来の企業誘致につながるように簡単に申し上げれば、他市町との競争力を確保しながらやっていかないと、ここへの企業進出はないと考えておりますので、その辺のところについては、全体の状況の中での考え方というものを御理解いただきたいと思います。

私の方からは以上でございます。

○議長（浅野利通君）

住民課長 兒玉隆君。

○住民課長（兒玉 隆君）

ただいま保険税のことにつきましては、町長から答弁があったところでございますけれども、まず第1に御理解いただきたい点がございまして、先ほどから所得、所得ということが話題に出ておりますけれども、所得と収入は違うというところもひとつ御理解をいただきたいと思います。所得がゼロであっても収入がある場合がございます。まず、その点を御理解いただきたいと思います。

それから、町長の答弁の繰り返しになることがございますけれども、住民課といたしまして保険証をお渡ししないという姿勢ではない。限度額認定証につきましても、それを滞納の方にはお渡しをしないという姿勢ではないということは御理解を願いたいと思います。保険税の納税につきまして、あくまでも相談の機会を持ちたいということから、一時お預かりをしていると、あるいはその場の確保をしたいということでございますので、御相談いただきまして、当然そのときには、それぞれの御家庭の御事情もお聞きしながら、税務課の方でそれについて御相談されまして、納付が見込まれるというような場合につきましては、その場で保険証をお渡ししておりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

それと、保険税は歳出に連動いたしますので、歳出におきまして医療費が抑制されれば、当然保険税も下がってくるということでございますので、私どもといたしましては、各種の保健事業も行っておりますので、そういった保健事業をぜひ御利用いただきまして、早期発見・早期治療によって症状が重症化する前に、少ない医療費で健康になっていただけると、そういったことをこれからもPRしていきまして、保険事業の推進、ひいては保険料の軽減として積極的に啓発に努めていきたいというふうに思っておりますので、御理解いただきたいと思います。

(9番議員挙手)

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

TPPについては町の基盤が弱まっていくというようなふうに思いましたけれども、町の農業を中心とした産業がどうなるかといったことでTPPが締結されないように、締結されてしまったら、さまざまな大規模化とか、あるいは集落農業をやったとしても、何ら策がない。そういう観点で、これまで町がとってきた政策そのものが台なしになってしまうということも考えられますので、そういうふうにぜひ行っていただきたいと思います。

それから、国保税についても所得と収入は違うとおっしゃられましたけれども、先ほどの50万未満というのは所得であって、じゃあ収入はどれだけあったのか。

33万円の控除を引いた後の数字が50万というふうにみなされるだろう。50万未満ですから、じゃあ最低は幾らになっているのか、最低の人は、それをちょっと明らかにしてください。

それから、保険証の未交付というのは、話し合いの場を持つために一時預かっているんだと言われました。そうすると、もし話し合いに来れなかった人については、どういう状況に置かれているのかということ把握しておられるのかどうか。こちらから訪ねていって、相談に来られない方については、その人がどういう状況に置かれているのかということ把握しているのかどうか。13世帯17人の方に対して、そういう経済状況などをすべて把握した上での未交付なんかどうかということをお尋ねしたい。

仮にそれがそういうことを通知しても来ないから未交付になっている、来られない人がなぜ来られないのかということのを、その理由もわからない。その方が仮に病気になった場合、今、早期発見・早期治療によって医療費全体を抑制するとおっしゃいましたけれども、その方が受診抑制によって医療費が増嵩してしまう。結果的に保険税全体が上がるということになるというふうに悪循環になるわけですがけれども、この未交付の人の実態の把握、どのようにやっておられるんですか、それを教えてください。どのようにやって、現在、それぞれの状況はどうなっているのかということをお伺いしたいと思います。

○議長（浅野利通君）

会計管理者兼税務課長 小川美代子君。

○会計管理者兼税務課長（小川美代子君）

所得の関係でお尋ねなんです、50万未満の人については、33万基礎控除されている、ないかあるかということなんです、所得ですので基礎控除をする前の所得ということなんです。

最低の人は幾らかというお問い合わせなんですが、そちらにつきましては、最低、収入額で申しますと16万ほどだということです。

それから、あと当事者通知しても来ないということをお尋ねになっておられますが、税務課の方といたしましては、再三ですが、来庁していただきますよう御案内をさせていただいております。しかしながら、窓口の方にお越しになっていないという方に対して、現在のところ未交付というような形になっていると思います。

また、かかって入りたいという申し出も、相談に来られたときにはあります。そういった場合につきましては、住民課の窓口の方に御案内をさせていただきまして対応させていただいておりますので、御理解のほど賜りたいと思います。以上です。

○議長（浅野利通君）

これで森島議員の質問を終わります。

1番 浅野常夫君。

○1番（浅野常夫君）

お許しいただきましたので、発言させていただきます。

東日本大震災に遭われた多くの方々に対して、謹んでお悔やみ、御見舞いを申し上げます。

質問に入らせていただきます。

輪之内町の将来について。町長さんにおかれましては、先日、新聞等で続投の表明をされましたが、来期に向けて今年予算も決まり、昨年より2億ほど少ない予算の中でいろんな事業が同時に進行できるとは思えません。下水道の接続、光ケーブルのあっせんはともかく、特に何を一番に力を入れて取り組まれるか、町民に向けて発信していただけると町民の関心が深まると思います。町長のお気持ちをお聞かせください。よろしくをお願いします。

○議長（浅野利通君）

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

それでは、浅野常夫議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今議会の提案説明でも申し上げましたが、23年度当初予算編成に当たりましては、選択と集中により優先すべき施策や事務事業を推進する通常予算を改編いたしておりますが、御承知のように5月に町長選挙が予定されていることから、投資的経費、それから政策的経費を削除した骨格型予算としております。

その結果、平成23年度輪之内町一般会計予算の総額は前年比5.7%、2億500万円減の33億5,500万円として御審議をいただいているところでございます。

骨格的予算ということでございますので、その形式上、経常経費を中心に計上しておるとのこと、前年と比べまして、その点は御容赦いただきたいわけですが、その中で

特に何を一番に力を入れて取り組まれるかという御質問でございます。本年度、骨格予算とは申しても重点施策は、必要な事業は上げておりますけれども、再度申し上げますけれども、重点施策は、私の就任当初から掲げております「防災対策を中心とした安全・安心なまちづくり」「地域福祉の一層の充実」「多様化する教育ニーズへの対応」「地域情報基盤の整備」、この4項目を具体的に掲げて事業を実施してまいりました。

この根底にありますのは、町民の皆さんのニーズにこたえるべき先行投資は積極的に、特に新しい発想や、新しい業務に対する心配り、いろんなことを考えながら、町民の皆さんから信頼を得るべく努力し、そのような考え方をもちつつ、これからの運営を心がけてまいりましたし、今後も微力ながら、その使命を全うできるように努力してまいる所存です。

骨格型予算というのは、本来、政策意思決定からはメソッドであるべきかという観点から編成されたものであります。したがって、当然のことではあります。今後、編成が予定される補正予算と一体になって評価をいただくべきものである、そんなふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

(1 番議員挙手)

○議長（浅野利通君）

1 番 浅野常夫君。

○1 番（浅野常夫君）

町長の答弁は、防災対策、地域福祉の充実、地域情報の整備とお聞きしました。東日本大震災のように、あれを見て防災対策が一番大事と考えます。物資の補給、緊急対応、いつ来るかわからない震災に対していま一度見直していただきたいと思います。終わります。

○議長（浅野利通君）

これで一般質問を終わります。

○議長（浅野利通君）

日程第3、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（浅野利通君）

日程第4、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から議案説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

去る3月7日から開会いたしました本会議におきまして、議員各位におかれましては、

本会議並びに各種委員会を通じまして真剣に御審議をいただき、心より敬意と感謝の意を表する次第でございます。

議員各位と議場でお目にかかることは、本日をもって任期中の最後になるのではないかと思いますので、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位の任期も間近になりました。私の任期も後を追いますように近づいてまいりました。議員各位には、町政運営に対する御協力に対し心から御礼を申し上げますとともに、輪之内の発展のために注がれた御尽力に深く敬意を表する次第であります。

私も町政に豊かな経験と豊かな愛情を持っておられる皆様とともに、町政の課題解決と諸事業の推進に当たってまいりましたし、これからもそうありたいと思うところがございます。よろしくお願いいたします。

私は、皆様方の温かい御理解と御支援のもとに、全身全霊を傾けその重責を果たしてまいりました。この際、皆様の御懇情に対し心から御礼を申し上げます。

最後に、皆様の御活躍を御祈念申し上げ、御礼のごあいさつといたします。

さて、本日、2議案を提案させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議第21号 輪之内町光をそそぐ交付金基金条例の制定につきましては、交付金の目的に沿った事業を実施するために基金を設置するものであります。

次に、議第22号 大垣輪中水防事務組合規約の変更に関する協議につきましては、当該事務組合議員の定数を改正するものでございます。

以上をもちまして提案説明を終わりますが、よろしく御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いをいたします。

○議長（浅野利通君）

日程第5、議第1号から議第12号までを一括議題とします。

ただいま議題といたしました議案は、今定例会の第1日目に町長から提案説明、参事、調整監から議案説明を受けた後、各常任委員会に審査が付託してありますので、ただいまから各常任委員会委員長に審査の経過並びに結果の報告を求めます。

総務産業建設常任委員長 浅野常夫君。

○総務産業建設常任委員長（浅野常夫君）

総務産業建設常任委員会委員長報告を行います。

平成23年第1回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、3月11日と14日の2日にわたり午前9時30分より、協議会室において欠席委員1名を除く委員8名出席のもと、執行部側より町長、参事、調整監及び各関係課長ほか関係職員出席のもと審査をいたしました。その経過と結果を報告いたします。

最初に、議第1号 平成22年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）について、当委員会所管分を議題として、議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けまし

た。

質疑に入り、主な質疑は、人件費の減額補正は何人分かに対し、1人分とのことでした。

印刷製本費の減額の理由はに對し、議会だよりの印刷のページ数が当初の見込みより減少したことと、印刷費の単価が当初より安価にできたことによるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、総務課所管分について参事から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、臨時町村交付金とは何かに対し、県の行財政改革に伴うアクションプランの実施により、市町村補助金の補助率の見直し、廃止等により町財政に多大な影響があることを予想し、岐阜県町村会から平成22年度から24年度の3年間に限り1ヵ年につき1億円を、均等割4割、人口割6割で交付されるものであるとのことでした。

プラネットプラザの土地借上料の減額理由はに對し、購入した土地の分の借上料を減額するとのことでした。

防災センターの清掃はどのように行っているかに対し、床・トイレ清掃は奇数月に、ガラス清掃は年1回実施している。また、樹木等周辺の清掃は、緊急雇用創出事業の庁舎及び町有建物周辺環境美化委託料の中で行っているとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

続いて、経営戦略課所管分について経営戦略課課長心得から説明を受けました。

説明の後、質疑に入り、主な質疑は、財産購入費で権利を取得した輪之内スイーツのデザインは幾らかに対し、結果は21万円と、安価に取得することができたとのことでした。

大垣広域協議会の構成団体については、昨年度末に条例を廃止した大垣地域広域市町村圏協議会と同じであるとのことでした。

地域活性化・住民生活に光りをそそぐ交付金の活用にあたり、単年度で事業展開する方法がよいのではに對し、近年、たびたび交付される地域活性化交付金については、閣議決定後に交付金の目的に沿った事業について予算化したものを対象とするとか、交付金の制度設計がなされるのが年度末間近で時系列的に単年度で事業展開するのが困難であるとか、背景にある条件が非常に厳しく、さらに今回は活用できる範囲が3分野に限定されているとのことでした。加えて輪之内町への配分額もあらかじめ交付限度額という形で示され、このせっきくの配分額を未消化で終ることなく、かつ目的に沿ってできるだけ有効に活用するため、やむを得ず繰越明許とか基金積み立てという方法をとっているとのことでした。

輪之内町光りをそそぐ交付金基金の事業年度と活用内容については、平成22年度に900万円を基金に積み立て、平成23年度と平成24年度の2ヵ年で全額を取り崩し、交付

金が活用限定している3分野のうち、地方消費者行政と知の地域づくりの2分野の人件費に充てるとのことでした。

光ケーブル整備費補助金の増額理由については、光ケーブルを引き込む際に家の外に取りつけるV-ONUという光信号を電気信号に変換する機器の購入費に当たるもので、単価増や設置増というのが主たる理由ではなく、この機器はアマックスの光サービス専用につくり込みをするもので、工事の施工と加入推進に当たり在庫の状況を勘案したところ、前倒し購入する必要があるとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について税務課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、滞納処分費は何件分かに対し、1件分であるとのことでした。

収納状況はどうかに対し、年度の途中で出していないが、例年と同じ程度になると思うとのことでありました。

また、収入は増加傾向かに対し、リーマンショックによる景気の後退が始まって以来、やや緩やかな持ち直しはあるものの、以前ほどまでの回復とはなっていないとのことでした。

次に、差し押さえ件数の状況はに対し、横ばいであるとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、会計室所管分について会計管理者から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、大豆作付振興補助金が増額した理由は何かに対し、当初予算で65ヘクタール分を見込んでおりましたが、実際には82ヘクタールの作付となったためです。

また、大豆作付面積は今後増加するのかに対し、小麦の作付は約150ヘクタールあり、大豆は小麦の後に作付されるものでありますし、戸別所得補償制度では麦の後に大豆をつければ二毛作助成で1反当たり1万5,000円の交付が受けられるため、大豆の作付は増加すると思いますということでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、繰越明許の舗装と町道改良は、どこで、距離はどれぐらいですかに対して、北部農免と旧県道、仁木小の北で、距離は520メートルと110メートルですが、お金の関係でさらに北へ延びる可能性はありますと説明を受けました。

また、河川環境調査は行わなかったのかに対して、国交省のポンプ場関係で調査を行ったため実施しなかったとの答弁を受けました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第1号 平成22年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第5号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、繰入金の2,500万円は基金積み立て用か、事業費は減ったのかに対し、基金に積み立てる、事業費は補助金が要望額より減ったため事業規模は縮小したとの答弁を受けました。

また、下水道推進協議会は2回開催予定であるので、委員から意見を聞いて加入促進等の知恵をかりるべきではに対して、そのようにしたいとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第5号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第6号 平成22年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第6号 平成22年度輪之内町水道事業会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第7号 平成23年度輪之内町一般会計予算について、当委員会所管分を議題として、議会事務局所管分について議会事務局長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、地方議員年金廃止の際の基準日はいつかに対し、関連法案が成立すれば平成23年6月1日とのことでした。

監査委員の報酬の今後の改正の予定はに対して、ほかの委員報酬との兼ね合いもあるので総合的に判断していくとのことでした。

議会事務局の職員体制はに対しては、正職員1人と臨時職員1人が配置されている、臨時職員は補助的事務をしているとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、総務課所管分について参事から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、集会場施設整備事業補助金の申請は南波だけかに対し、1件だけであるとのことでした。

庁舎改修工事費は当初予算に計上されていないのかに対し、設計書を見た上で構想を固め、今後の工事計画を立てていくとのことでした。

新規採用職員は何人かに対し、一般事務職員2人、保育士3人、保健師2人の、合計

7人であるとのことでした。

区長手当の報酬の支払い方法はに対し、世帯割は毎年4月1日現在の戸数で計算し、1年間の報酬として年度末に支払っているとのことでした。

大垣消防組合の負担金が増加している理由はに対し、人件費の増加と消防無線のデジタル化が主な要因であるとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、経営戦略課所管分について経営戦略課長心得から説明を受けました。

説明の後、質疑に入り、主な質疑は、広告収入の広報紙と文字放送の内訳は幾らかに
対し、広報紙は12万円、文字放送については1枠3万円で、1ヵ月で2社の72万円を見
込んでいるとのことでした。

文字放送設備の設置場所とその運用については、文字放送に関する本体機器はアミッ
クスコム本社に設置し、中継局を役場庁舎の電算室に置き、これを經由して各家庭に番
組を配信していく。文字放送のイメージとしては、電子紙芝居みたいなものでお知ら
せ
的なものがメインであり、放送内容の更新や入力については町ホームページの更新と同
じ方法を考えており、各課職員が作成・校正していくとのことでした。

輪之内光サービスに係る3月末までの初期費用無料キャンペーンは4月からはどうな
るのかに対し、3月末まで行うこととしている無料キャンペーンは、町とアミックスコ
ムがそれぞれ行い、町では宅内引き込み工事費6万円相当を補助、アミックスコムでは
初期登録費3万1,500円とインターネット宅内基本工事費1万5,750円を無料化、これら
の合計10万7,250円を無料としている。これが3月末でアミックスコムの無料キャンペ
ーンが終了し、4月以降は継続しないことから、4万7,250円の実費が発生するとのこ
とでした。

輪之内町光サービスへの加入促進については、臨時職員を雇用し、電話でアポイント
を取りつけ戸別訪問を行っているが、現実是非常に厳しく、3月7日現在の実績は、電
話勧誘700件弱のうち、契約までこぎつけることができたのは19件とのことでした。

加入促進に当たり、3月中・下旬は各地区で総会等が行われていることから、折に触
れてPRに赴いてはどうかという委員からの提言がありました。

アパートなどの集合住宅への働きかけの状況については、既にオーナーや管理会社
に対して説明を行っており、その導入に向けたオーナーの対応は、導入形態も含めてさま
ざまであるとのことでした。

緊急雇用創出事業臨時特例基金事業費補助金を活用した特産品開発委託事業に決め事
があるのかについては、事業費を委託する場合は、総事業費の2分の1以上を失業者
に対する人件費に充てなければならないルールがあるとのことでした。

特産品開発委託事業の第2弾は、必ずしもスイーツ開発に限定しているものではなく、
柔軟に対応していきたいと考えているが、取りかかりとしてスイーツに取り組んでいる

とのことで、現在は、スイーツという名前を出した方が受け入れられやすいとも判断し、スイーツに特化している。ジェラートの販売先については、町内の業者にも声かけをしており、町としても町内業者から製造販売について声がかかることを願っているとのことでした。

この特産品開発の所期の目的は、特産品の販売を通じて町を広くPRすることで知名度の向上を図り、ひいては町にお金を落としてもらうことを願うもので、今回のジェラートにより、「輪之内町」という名前が今までになかった方法で広がったと考えているとのことでした。

なお、これからの特産品開発については、スイーツに限定するのではなく、地元の農産物など、いろいろなものを輪之内町の特産品に位置づけ、本腰を入れてPR活動に取り組んでどうかと委員からの提言がありました。

企業立地促進奨励金の交付条件については、事務局から制度の概要説明を受けました。なお、現在、南波地区で建設中のエフピコの新工場が対象となるか否かについては、交付申請はないが、その事業内容を見て製造業に該当すれば対象になるとのことでした。

第5次総合計画策定の進捗状況については、現在のところ素案作成中であり、基本構想・基本計画を実現するための事業について予算的に実現可能かどうかを検証している。これまでのような、あれもやります、これもやりますというような総花的な総合計画ではなく、予算が担保された実行可能な総合計画とするために現在も業者と調整しているとのことでした。

なお、総合計画審議会の設置と開催時期については、平成23年5月に予定されている、町長・町議会議員選挙後を考えているとのことでした。

地域情報化推進委員会の役割については、輪之内町の情報化の推進に当たり、平成21年度に策定した地域情報化計画に掲げた事項のうち、できることから、何ができるのかについて検討していく組織である。平成23年度からは、「輪之内チャンネル」を活用した情報化の取り組みについて考えていきたいとのことでした。なお、委員数は10人を予定しており、今のところ公募により選出していくとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、税務課所管分について、当初予算の説明の前に本会議においての質問、エフピコ分は新年度予算に入っているのかについて答弁がされ、土地については22年度から課税されており、建物、償却資産については、現在建設中であるため、24年度からの課税となることとなりました。

その後、当初予算の説明を受け、主な質疑は、法人税について税制改正により税率が引き下げられるとのことであるが、予算が増額となっているがに対し、リーマンショックによる景気後退により21年度決算は20年度決算の約半分ほどとなり、その後もまだまだ厳しい状況下にあるが、そのころに比べ緩やかな持ち直しとなった企業が出てきたこ

とから、税率の引き下げはあるが前年度よりも増額を見込み計上したものであるとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、会計室所管分について会計管理者から説明を受けました。

質疑に入り、質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、産業課所管分について産業課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、ジャンボタニシ駆除委託は、どのように、どこへ委託する予定かに対し、卵のそぎ落としや貝の捕獲を、1日4時間、月20日間の4ヵ月とし、シルバー人材センターに委託する予定です。

また、捕獲した貝はどのように処分するのかに対し、可燃ごみとして出すことができるよう住民課と協議していますということでした。

また、農地・水保全管理支払交付金制度の内容は何かに対し、施設の長寿命化のための活動を支援するものであり、現在活動している資源保全会の代表者から成る組織を立ち上げ、県補助金の絡みもあることから、対象面積が確定次第、巻き上げゲートの新設、更新をメインに活動していく予定の制度ですということでした。

さらに、小規模農家組織化支援事業の対象となる条件はに対し、新しく立ち上がった集落営農で集落の2分の1以上の農地集積を目標とすることなどですということでした。

最後に、プレミアム商品券発行事業補助金に今年も300万円計上しているが、昨年、一昨年と3,000セットの販売にとどまっているので販売数量をふやすようお願いしたいという要望がありました。

他に質疑はなく、質疑を終結しました。

次に、建設課所管分について建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、占用料にアミックスの分は入っているのか、入る見込みはあるのかの質問に対し、入っていない、道路上にどれくらいのものができるわからず、予算には反映していないとのことでした。

また、区長への謝礼は、工事があるなしとか、回数にかかわらず一律ですか、1人幾らですかとの質問に対して、工事のあるなし、回数にかかわらず、1人一律5,000円とのことでした。

さらに、旅費について、東京への要望は町長も行かれますが、何回ぐらいでどんな要望ですかの質問に対し、町長も行かれ、今年度は2回、主にポンプ場についての要望ですとの説明がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第7号 平成23年度輪之内町一般会計予算のうち、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第11号 平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、報償費は何か、過年度分は滞納分か、何件ぐらいあるかの質問に対し、報償費は前納報奨金で、滞納は過年度分、件数は延べ183件であるとのことでした。

また、国の補助が削られても単独分だけ工事ができないかに対しては、幹線を先に工事をしないと使用できないし、一つの工事に補助対象分と単独分があるので単独分だけの工事は難しいとのことでした。

また、23年度の公共ます設置予定数はどれぐらいかの質疑に対し、工事の進みぐあいにより予定数はわからないが、予算の受益者負担金については60戸を予定しているとのことでした。

さらに、夏の庭への散水も下水道料金に含まれ高い料金になるが、料金設定の考え方はどうかの質問に対し、近隣市町にも特別な料金体系はないものの、町として下水道推進協議会に諮っていききたいとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第11号 平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第12号 平成23年度輪之内町水道事業会計予算についてを議題とし、建設課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、第1・第2水源地の利用法はの質問に対し、第2水源地は常時動いており、第1水源地は朝と晩に利用しているとのことでした。

他に質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第12号 平成23年度輪之内町水道事業会計予算については、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で総務産業建設常任委員会に審議付託されました案件について経過の概要と結果報告を申し上げ、総務産業建設常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（浅野利通君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（浅野利通君）

これで質疑を終わります。

暫時休憩します。

（午前10時28分 休憩）

(午前10時45分 再開)

○議長（浅野利通君）

休憩前に引き続き、会議を再開します。

次に、文教厚生常任委員長 田中政治君。

○文教厚生常任委員長（田中政治君）

文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

平成23年第1回定例輪之内町議会において本委員会に審査付託されました案件について、3月9日と10日の午前9時30分より、協議会室において欠席委員1名を除く委員8名出席のもと、執行部側より町長、教育長、参事、調整監及び各関係課長、関係者出席のもと審査をいたしました。その経過と結果を御報告いたします。

初めに、議第1号 平成22年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）について、当委員会所管分を議題として、住民課所管分について住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、火葬場解体工事費の減額に関連して、建物の一部を残すところはあるのか、解体部分はどのような決定したのかに対し、一部建物を残した地区もあり、解体部分については、設計段階において地元区長等と協議をし、決定したとのことでした。

また、残した建物の管理はどこが行うのかに対し、今後の管理については、引き続き地元で行っていただくとのことでした。

国保会計へ繰り出す保険基盤安定繰出金を増額する理由はに対し、軽減者の増等によるものであるとのことでした。

また、太陽サンサン補助金は、太陽光発電設備つきの新築住宅を購入した場合も支給されるのかに対しては、補助対象であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、臨時保育士賃金の減の理由はに対し、人数の変更はないが、28名のうち13名が5時間から7時間の短時間勤務となったためであるとのことでした。

また、どのような勤務体制で対応したのかに対し、3歳児以上のクラスにはフルタイムの保育士を、未満児など複数担任のクラスには短時間勤務保育士を組み込み、国の配置基準を満たすようにした。正保育士を計画的に採用しているが、新卒者は内定者が多く、人材確保は難しいとのことでした。

児童福祉の緊急雇用創出事業県補助金の減も短時間勤務保育士となったためかに対し、同じ理由であるとのことでした。

委員より、経験者採用を実施するなど保育の質を低下させないようにしてほしいという提言がありました。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、住民生活に光をそそぐ交付金で小学校の普通教室にエアコンを設置できないのかに対し、交付金の中で図書室、図書館施設の改築・増築などによる地域の知の拠点づくりに対する支援と明示されており、普通教室には設置できないとのことでした。

デジタル教科書はどのようなものかに対し、スクリーンや電子黒板、デジタルテレビに映し出すことによって教科書等の拡大提示、教科書の判読、漢字の筆順等が動画提示できるもので、教師が授業をやりやすくするための教師用指導書とのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第1号 平成22年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）のうち、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第2号 平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とし、住民課長から説明を受けました。なお、本会議において委員会で答弁することとされた国庫負担金の療養給付費等負担金の減額について、変更申請時において3月診療分から10月診療分の実績をもとに年間の療養の給付費を推計しているが、その推計の際に平成21年度の実績による低い割合によって推計されたため、療養給付費等負担金の予算を減額するものであるとのことでした。

質疑に入り、主な質疑は、平成23年度からレセプトの原則電子請求化に対応するシステム変更のための国保連合会負担金に関連して、国保総合システムによるレセプトの電子請求によって何かメリットはあるのかに対し、診療報酬の支払いの早期化や、国保総合システム上で縦覧点検や横覧点検が可能になるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第2号 平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第3号 平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、保険料徴収とぎふ・すこやか健診の委託が主な業務のため全体が把握できない、後期高齢者医療広域連合予算及び決算の状況を提供してもらうことは可能かに対し、広域連合に確認した上で提供させていただくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第3号 平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第4号 平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、管理運営費負担金の内容には対し、ふれあいセンターの一部を使用しているため面積割による管理費等を負担するものであるが、一部経費相当分を一般会計に還元するための追加補正であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第4号 平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第7号 平成23年度輪之内町一般会計予算について、当委員会所管分を議題として、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、国民健康保険事業特別会計繰出金のうち、その他繰出金は何かに対し、福祉医療により国保の医療費が増加する波及増に対する繰出金であるとのことでした。

自主運行バス補助金が増額になった理由には対し、燃料費の高騰等による運行経費の増を見込んで算出したためであるとのことでした。

また、生活交通路線維持費補助金が増額になった理由には対し、名阪近鉄バスが運行している輪之内線の補助が平成23年度から始まり、補助金の額は430万1,000円である。また、海津線が46万1,000円であるとのことでした。

南波最終処分場は、あと何年埋め立てが可能であるのかに對して、当初計画では平成24年3月までとなっていたが、現状では延長できる見込みであり、今年度残容量の調査を実施しており、その結果が判明すれば、年間の埋立量から推測して埋め立て可能な年数が明らかになると考えているとのことでした。

また、南波最終処分場はどこまで埋め立てができるのか、また跡地の利用には対し、周囲の堰堤より50センチ下がったところまで埋め立てができる、跡地の利用については、広い面積を生かした利用を考えたいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

次に、福祉課所管分について福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、子宮頸がんの予防接種費は国費負担となったが任意助成が必要なのかに對し、1回目、2回目を郡外で接種した方については医療機関を変更することが困難なため、救済措置として町単独で助成するとのことでした。

また、臨時保育士と正保育士の内訳には對し、臨時保育士は年度当初に23名を配置したい。内訳は、仁木保育園が8名、福東と大藪保育園が7名である。正保育士は23名で、仁木保育園が8名、福東保育園が7名、大藪保育園に8名を配置予定であるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

次に、教育課所管分について教育課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、日中交流フェスティバルの内容はに対し、安八町が事務局となり、小・中・高校生との中国雑技団員と友好交流を図る目的で、中国江西省雑技団が西濃地域で公演を行うもので、輪之内町では文化会館で公演予定であるとのことでした。

英語指導助手は国内の大学生等英語を話せる人ではいけないのかに対し、文部科学省の学習指導要領に母国語を話す人となっているとのことでした。

未来塾とは何かに対し、町民憲章に掲げる「教養を身につけ、文化あふれる町づくり」を具体化する取り組みの一つとして実施するもので、子供たちに豊かな体験学習をしてもらうものとのことでした。

また、今までに実施している、ふるさと探検隊等の事業を母体として、自然体験、生活体験の機会を拡充させていくとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議なく、議第7号 平成23年度輪之内町一般会計予算のうち、当委員会所管分については、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第8号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算を議題とし、住民課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、前期高齢者交付金の交付団体とはどういうことかに対し、前期高齢者交付金は、65歳から74歳までの医療費が各保険者で平準化するための交付金である。前期高齢者の割合が低い保険者は納付金を支払うことになるが、輪之内町は前期高齢者の割合が高いため交付金交付団体となっている。なお、納付金は、調整額のみを負担しているとのことでした。

予算案によると一般被保険者の国保税は2億5,000万円で、980万円以上の増となるため大幅な税率アップになると思われるがに対し、現在の予算案では、確かに保険税は増額としているが、本算定前の6月に各種負担金等の確定を踏まえて見直しを実施したいとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了いたしました。

討論に入り、保険税を上げれば収納率が悪くなる、本予算案は保険税を上げないとやっていけない予算となっており、保険税が上がる予算には賛成できないとの反対討論がありました。

異議があるので挙手によって採決をした結果、挙手多数で、議第8号 平成23年度輪之内町国民健康保険事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第9号 平成23年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算を議題とし、福祉

課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、保険料率を据え置いた経緯はに対し、平成22年度は、所得割率7.78%、均等割額4万737円を計上したが、広域連合議会にて基金の活用により平成22・23年度の保険料率を据え置くとしたため、所得割率7.39%、均等割額3万9,310円が適用され、当初予算との比較では予算額が減少しているとのことでした。

ぎふ・すこやか健診の内容はに対し、約1,000人の被保険者全員に受診票を郵送し、郡内の医療機関にて自己負担500円で受診をしていただく。健診項目は、問診や身長・血圧の計測のほか、血液検査や尿検査などである、受診率は50%を目指すとのことでした。

広域連合の予算書では保険給付費が伸びているが、保険料率の引き上げは避けられないのに対し、保険給付費は6.28%増を見込んでいるが、被保険者数や保険料収入の動向により次期保険料率も変動すると考えられるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了しました。

討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議がなく、議第9号 平成23年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第10号 平成23年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計予算を議題とし、福祉課長から説明を受けました。

質疑に入り、主な質疑は、歳入の児童デイサービス費の流れはに対し、一般会計の障がい者福祉費から国保連合会の介護保険課へ支払った障害者自立支援給付費のうち、児童デイサービス利用分が国保連合会から児童デイサービスの特別会計に支払われているとのことでした。

ことばの教室との経理の違いはに対し、ことばの教室では一般会計の中でのみ経理をしていたが、児童デイサービスでは、国庫及び県負担金を伴う国の基準単価に基づく費用額を財源に特別会計として独立した経理ができるようになったとのことでした。

また、管理運営費負担金に含まれている人件費分とはに対し、特別会計では専任職員3名の人件費を負担しているが、専任職員以外に一般会計の業務を兼任している正職員1名分については、特別会計から一般会計に一部支払う形で経理をしている。これは人件費を案文して支出するよりも、一般会計から一たん全額支出の方が予算執行が効率的なためであるとのことでした。

ほかに質疑はなく、質疑を終了し、討論に入り、討論はなく、採決を行いました結果、全委員異議がなく、議第10号 平成23年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計予算は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で文教厚生常任委員会に審査を付託されました案件について経過の概要と結果報告を申し上げ、文教厚生常任委員会委員長報告を終わります。

○議長（浅野利通君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（浅野利通君）

これで質疑を終わります。

これから、議第1号についての討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第1号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第1号 平成22年度輪之内町一般会計補正予算（第4号）は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第2号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第2号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第2号 平成22年度輪之内町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議第3号の討論を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（浅野利通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第3号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第3号 平成22年度輪之内町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議第4号の討論を行います。

討論ありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（浅野利通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第4号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第4号 平成22年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計補正予算（第1号）は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議第5号の討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（浅野利通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第5号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅野利通君)

異議なしと認めます。

したがって、議第5号 平成22年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第6号の討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(浅野利通君)

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第6号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(浅野利通君)

異議なしと認めます。

したがって、議第6号 平成22年度輪之内町水道事業会計補正予算(第1号)は、委員長報告のとおり可決されました。

これから、議第7号についての討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長(浅野利通君)

9番 森島正司君。

○9番(森島正司君)

委員長報告では全員異議なく採択すべきものと決したということでしたけれども、委員会において意見を言うタイミングを逃しましたので、ちょっと意見を申し述べたいと思います。

まず、法人町民税について減税を見込んでいるということでありました。これは国の税制改正に伴う見込みだろうということですが、すなわち法人税減税、その財源として消費税の増税というのが後ろに控えておる、この辺のことをやったらとんでもないことになるというようなことでもあります。けれども、これは輪之内町独自でどうこうという問題ではありませんので、そういうこともやむを得ないかなということは思いますけれども、そういうことにならないように我々は頑張っていかなければならないとい

うふうに思っております。

それから、正職員を減らして、その反面、臨時雇用をふやすというようなことで、正職員の業務を臨時職員に任せている。補佐的な業務と言われますけれども、現実に行われておるのは、この補佐的な業務と本来業務との区別というものは明確でない。そういうときに正職員を減った分を臨時職員で対応する、これはすべて定員適正化計画に基づいてやられているということですが、これが業務の実態を反映していないのではないかというふうには思っております。こういったことは安易に臨時雇用で対応するということは、やはり本来の姿ではないというふうには思っております。

さらに、この企業立地促進助成金も先ほどの一般質問の中でもいろいろ議論しましたが、個人の要望に対してはなかなかできないけれども、企業に対してはやっていく、もっと個人の生活重視という面があってもいいのではないかというふうなことを思っております。

さらに、5次総の策定につきまして、まちづくり条例があって、本来ならもっともっと住民の意見を反映すべきですが、いまだに審議会が結成されておらないにもかかわらず、来年度中に完成しなければならない。5月の選挙以降に審議会を立ち上げる、それで十分な審議ができるのかどうか疑問だというようなことも思っております。

このような意見を持っているわけでありまして、全員異議なくというふうに言われると、すべて賛成したかなというような印象を受けましたので、こういったことも述べながら、全体としては認めるのはやむを得ないかなと思っておりますけれども、こういう問題があるということ指摘しておきたいと思います。

○議長（浅野利通君）

ほかに討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（浅野利通君）

これで討論を終わります。

これから議第7号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第7号 平成23年度輪之内町一般会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議第8号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

これにつきましては、委員会でも明確に申し述べまして、保険税の税率アップにつながる、そういう予算になっているということで、今でさえ厳しい納税状況、これがさらに厳しくなる可能性があるということで、これでは国保会計、本当に成り立っていくのかどうか、疑問であると。安易に国保税値上げでなくて、ほかの方法を考えるべきだ。一般会計からの繰り入れなり、そういったことで対応すべきだということを思いますので、これについては反対であります。

○議長（浅野利通君）

ほかに討論ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（浅野利通君）

7番 森島光明君。

○7番（森島光明君）

けさほどの一般質問の答弁にもありましたが、国保会計には低所得者に対する軽減措置、あるいはほかの健康保険と比べても、国や県の財源も多く投入されております。独立採算が基本とされている国保会計の歳出がふえれば、歳入も保険税で予算がふえるのは、これは制度上やむを得ないことかなあとと思うわけでございます。

そこで、23年度の国保会計の予算は、こうした現行の制度に基づいて積算されたものであると理解をして、賛成をいたします。

○議長（浅野利通君）

これで討論を終わります。

これから議第8号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。異議がありますので起立によって採決いたします。

本案は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

(賛成者起立6名)

○議長（浅野利通君）

起立多数です。

したがって、本案は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議第9号についての討論を行います。

討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

○議長（浅野利通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第9号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第9号 平成23年度輪之内町後期高齢者医療特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議第10号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第10号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第10号 平成23年度輪之内町児童デイサービス事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議第11号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第11号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第11号 平成23年度輪之内町特定環境保全公共下水道事業特別会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

これから、議第12号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第12号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第12号 平成23年度輪之内町水道事業会計予算は、委員長の報告のとおり可決されました。

○議長（浅野利通君）

日程第6、議第21号 輪之内町光をそそぐ交付金基金条例の制定についてを議題とします。

参事から議案説明を求めます。

中島修君。

○参事（中島 修君）

それでは、議案書の1ページをお願いしたいと思います。

議第21号 輪之内町光をそそぐ交付金基金条例の制定について。輪之内町光をそそぐ交付金基金条例を次のように定めるものとする。平成23年3月17日提出、輪之内町長。

今回の条例制定につきましては、昨年10月4日に閣議決定をされました、円高・デフレ対応のための緊急総合経済対策の中で創設をされました地域活性化・住民生活に光をそそぐ交付金の一部を原資といたしまして、今回、基金条例を設置するものでございます。

それでは、2ページをお願いいたします。

第1条では設置目的ということで、住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野に対する取り組み強化ということで、この基金条例を

設置するということをございます。

第2条では基金の額ということで、先ほど議第1号で御承認をいただきましたように、基金の額は900万円と定めております。

それから第3条、管理でございますが、この現金につきましては、金融機関への預金、その他最も確実かつ有利な方法により保管をいたします。

2項につきましては、必要に応じ有価証券にかえることができると、その旨を規定いたしております。

第4条では運用益の処理ということで、この基金から生じます運用益につきましては、予算に計上させていただきますして、基金編入をいたします。

第5条、処分につきましては、設置目的に沿うように必要な経費の財源に充てる場合に限り処分をすることができるということをございます。

第6条は委任規定でございます。

附則で、この条例は公布の日から施行させていただきます。

第2号では、この条例の失効ということで、平成25年3月31日限りでこの条例は効力を失うことといたしております。

どうかよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（浅野利通君）

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

設置目的ですけれども、この中にこれまで住民生活にとって大事な分野でありながら、光が十分に当てられてこなかった分野とありますけれども、これは具体的に輪之内町でどういう分野があるのか、それを明らかにしていただくと同時に、この経費、これは委員会では人件費に充てるんだと言われましたけれども、これは人件費以外には使えないのかどうかといったことも明らかにしていただきたいと思えます。

○議長（浅野利通君）

参事 中島修君。

○参事（中島 修君）

今、御質問がございました件につきましては、議第1号の中で御質問等をいただきましたが、当町では地方消費者行政、それから知の地域づくりにおける図書館の司書の関係にこの基金を活用していきたいと考えております。

それで、何に使うかということをございます、説明を申し上げましたとおり、人件

費に充てていこうと考えております。以上です。

(挙手する者あり)

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この交付金は、人件費以外には使えないのかという質問に対してお答えを願いたい。お願いします。

○議長（浅野利通君）

参事 中島修君。

○参事（中島 修君）

この交付金につきましては、今回の補正予算の中で繰越明許、あるいは各小学校の図書館の空調設備、それからデジタル教科書等にも使用してまいります。これは一般会計の補正予算の中で御審議をいただいて、またこちらからも御説明を申し上げているとおりでございます。

(挙手する者あり)

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

そうすると、この基金、今回900万積んで、2年度分の人件費だということでしたけれども、今言われたデジタル教科書とか、そのほかの物件に対しても使うことができるけれども、町としては人件費に使っていくと、臨時職員に使っていくということなのかどうかということですね。その辺のところを聞いたわけです。

私は人件費というのは、もともと計画されておる臨時職員、それをたまたま財源補正でほかへ持っていきただけのものだということであっては今の地域活性化にはならないと思うんですけれども、この臨時職員の賃金は一般財源から出せばいいわけであって、従来どおりの予算の支出でいいわけであって、新たに何か新しいことをやるのであれば、こういった基金を有効に使っていくというふうにするべきではないかというふうに思って今お聞きしているわけですが、そういうことは可能だけれども、やらないということなのかどうかということをお伺いしたいと思います。

○議長（浅野利通君）

参事 中島修君。

○参事（中島 修君）

この900万円につきましては、交付されるうち900万円を基金に積み立てをしようとするものでございます。

それと賃金に充てていくということですが、うちといたしましては、適切な

行財政運営をしていく中で、この交付金をうまく活用していこうということで、光の当たらない分野に対する人件費として活用していくということでございまして、新規雇用を生むとかということではなくて、この当たらない部分の財源に充てていくというふうで考えております。以上です。

○議長（浅野利通君）

ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

5番 田中政治君。

○5番（田中政治君）

ちょっと私が思うに、この第1条の設置目的の中に、「光が十分に当てられてこなかった分野」と書いてありますね。この光が当たらない部分というのは、そういう部分が図書館の司書の方で図書室の整理をされたり、それが光が当たらなかった部分というのが、言葉遊びじゃないんですが、そういった意味合いがなかなかそういうふうにぴんとこない字句ではないかなと。光が当たらないといたら、本当に地道にいろんな形で努力されている分野においてこういった基金条例の中で、そこに光を当てながら支援するとか、そういう意味合いとなった方がわかりやすいのではないかなと思うんですね。今、聞いた中では、図書館とか空調とかということですが、それが光が当たらない部分という言葉の意味合いとしては、ちょっと一般受けしないのではないかな。これ、住民の方が聞いた場合に、そういうものかというふうな感じを受けられるのではないかなと思、この字句について少し、今現在どうのこうのとは言いませんけれども、そういうことの先についてももう少し考える余地があるのかなあということも思うんで、そこら辺もちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（浅野利通君）

参事 中島修君。

○参事（中島 修君）

確かにこの第1条、設置目的で光の当たらないということでございますが、この光が十分に当たってこなかった分野についてというのは、閣議決定をされた中でもこの3分野を限定されておまして、地方消費者行政、それからDV対策、自殺予防等の弱者対策、あるいは自立支援、そして知の地域づくりの3分野というふうで限定をいたしております。

それで、当町の基金条例の設置目的ですが、国の限定をいたしました名称を冠しまして、それらの分野に取り組んでいくというふうで目的を上げさせていただきました。確かに田中議員が言われるように、わかりやすいという、何が何だというふうにとられるかもわかりませんが、国の閣議決定を受けての設置目的ということで上げさせて

いただいたので、御理解をいただきたいと思います。

(挙手する者あり)

○議長（浅野利通君）

5番 田中政治君。

○5番（田中政治君）

設置目的に文句とか、何かごちゃごちゃ言っておるわけじゃなく、これについては別に異論があるわけではございません。ですが、輪之内町の条例を制定する中で、その目的の字句の中にこういう、もう少し町民の方でも理解しやすいような字句に、後々検討の余地はあるのかなということをちょっと申し上げただけで、別にその条例の中身云々について異議があるわけではございませんが、そこら辺のことをちょっとお聞きしたということでございます。

○議長（浅野利通君）

参事 中島修君。

○参事（中島 修君）

わかりました。どうもありがとうございます。

○議長（浅野利通君）

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（浅野利通君）

これで質疑を終わります。

これから議第21号の討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

結局、当初予算に意見を述べながら、結果的に認めてまいりましたけれども、これも臨時職員の財源に充てるだけだということで、わざわざ基金に積む必要はないというふうに思う。本来なら、こういう地域活性化のための交付金でありますので、地域活性化に活用しなければならない。ところが、今のこの基金に積んでまで臨時職員の財源補てんにすると。今の名称なんかで「住民生活に光をそそぐ」というようなことで、適切な表現ではないのではないかというふうなことを言われながらも、あえてこれを使わなければならないという内容であります。本当に住民生活に光が当たっていない部分、やはりあると思うんです。実際にあるにもかかわらず、そこに使わずに人件費に使う。人件費は今までも使ってきているわけですから、一般財源でやっているわけですから、この

金を使う必要はないと私は思う。もっとほかに新しい事業を創設してやっていくべきだ
というふうに私は思いますので、この基金は必要ないというふうに思って、反対します。

○議長（浅野利通君）

ほかに討論はありませんか。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

5番 田中政治君。

○5番（田中政治君）

国の方からこういう目的に応じて各条例を設けて、たまたま繰越明許になっていますけれども、地域のそういうものに役立てよという貴重な財源をいただいているのに反対だというのは、それはもともとそういうことに対して否定的な、これだから反対というのじゃなくて、これは執行部の方も議会の方もこの条例に対して有効的に使わせていただくということで、ぜひこれは、まだ金額についてもどんどん、いただけるものならい
ただいて、町民のために、町のために、みんなのためになるということであれば大いにやるべきであると思ひまして、これは賛成したいと思ひます。

○議長（浅野利通君）

これで討論を終わります。

これから議第21号を採決します。

お諮りします。

異議がありますので、起立によって採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立を願います。

（賛成者起立6名）

○議長（浅野利通君）

起立多数です。

したがって、本案は、原案のとおり可決されました。

○議長（浅野利通君）

日程第7、議第22号 大垣輪中水防事務組合格約の変更に関する協議についてを議題
といたします。

参事から議案説明を求めます。

中島修君。

○参事（中島 修君）

それでは、議案書の4ページをお願いいたします。

議第22号 大垣輪中水防事務組合格約の変更に関する協議について。地方自治法第
286条第1項の規定により、大垣輪中水防事務組合格約の一部を次のように変更する。

平成23年3月17日提出、輪之内町長。

今回の組合規約の改正でございますが、大垣市議会の議員定数が現行の26名から24名に変更されました。これに伴い、関係する規約等の現数の改正でございます。

それでは、条例の新旧対照表を準備していただきたいと思っております。

1枚めくっていただきまして、第5条では議員の定数でございますが、現在は「24人」ですが、「22人」で、2名の減員でございます。

それから別表第2の1でございますが、各市町別の議会の定数ということで、大垣市の分が「23人」、これが改正されて「21人」で、2名の減員でございます。

それと、別表の第3の中で大垣市長推薦の議員の定数ということで、「8人」から「6人」に改正をするものです。

どうかよろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（浅野利通君）

これより質疑を行います。

（挙手する者あり）

○議長（浅野利通君）

9番 森島正司君。

○9番（森島正司君）

この大垣輪中水防組合というのは、私、十分存じておりませんのでお伺いしますけれども、大垣輪中に当町が関するのは福東の川西だけかと思うんですけれども、そこに対する、当町はどのくらい負担を今しておるのかどうか、ちょっと教えてもらいたいです。

○議長（浅野利通君）

参事 中島修君。

○参事（中島 修君）

現在、地区につきましては、先ほどおっしゃられました福東川西地区が大垣輪中水防組合の中の区域に入っております。

輪之内町の負担額でございますが、年間3万9,000円でございます。以上です。

○議長（浅野利通君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（浅野利通君）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから議第22号の討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（浅野利通君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第22号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、議第22号 大垣輪中水防事務組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決されました。

○議長（浅野利通君）

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思えます。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（浅野利通君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長（浅野利通君）

これで本日の日程は全部終了しました。

議員各位におかれましては、公私ともに大変お忙しいところを御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

また、議会を通じて議事進行等に各位の御協力、御支援を得ましたことを重ねて御礼申し上げます。

さて、皆様とお顔を合わせることも本日をもって最後になり、この1年間、輪之内町議会の運営が円満に本日まで参りましたこと、これひとえに皆様の御協力のたまものと存じます。

さらに、今回実施される地方選挙において再び本会議場にて会うことができますよう格段の御奮闘をお祈り申し上げます。

一方、執行部各位におかれましては、重要施策等、町政発展のため、より一層の御尽

力をいただきますようお願い申し上げ、簡単ではございますが、この1年間のお礼とごあいさつにかえさせていただきます。誠にありがとうございました。

これをもちまして、平成23年第1回定例輪之内町議会を閉会します。大変御苦勞さんでした。

(午前11時41分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

平成23年3月17日

輪之内町議会 議長 浅野利通

署名議員 北島登

署名議員 高橋愛子